

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 3 月 1 2 日  
午前 9 時 0 0 分 開 会  
於 斑 鳩 町 第 一 会 議 室

議 長

嶋 田 善 行

委 員 長

飯 高 昭 二

副 委 員 長

小 林 誠

出 席 委 員

吉 野 俊 明

伴 吉 晴

木 澤 正 男

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

清 水 建 也

総 務 部 長

西 本 喜 一

総 務 課 長

黒 崎 益 範

企 画 財 政 課 長

面 卷 昭 男

税 務 課 長

加 藤 惠 三

住 民 生 活 部 長

乾 善 亮

福 祉 課 長

植 村 俊 彦

国 保 医 療 課 長

寺 田 良 信

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

住 民 課 長

清 水 昭 雄

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

建 設 課 長

川 端 伸 和

観 光 産 業 課 長

清 水 修 一

都 市 整 備 課 長

井 上 貴 至

会 計 管 理 者

野 崎 一 也

教 委 総 務 課 長

西 川 肇

生 涯 学 習 課 長

佃 田 眞 規

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長

藤 原 伸 宏

係 長

安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○飯高委員長 皆さん、おはようございます。

8日に引き続きまして、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、住民生活部所管に係る予算審査を行います。

まず初めに、第2款総務費について説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第2款総務費のうち、住民生活部が所管いたします予算の概要につきまして、ご説明を申しあげます。座って失礼します。

予算書の39ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、第13節委託料の下から3つ目でございますが、無料法律相談委託料についてでございます。奈良弁護士会に委託を行う中で、引き続き、年36回開設し、住民の方々が抱える諸問題について、弁護士によります問題解決について対応することといたしております。その必要経費として137万6千円を計上いたしております。

次に、予算書の47ページでございます。

第1項総務管理費、第8目交通安全対策費でございます。この内、自転車等の放置防止に関する事業につきましては、環境対策課が所管しているところでございます。環境対策課としての予算額につきましては、第11節需用費のうち8千円、第13節委託料が43万7千円、合計で44万5千円でございます。

新年度におきましても、JR法隆寺駅周辺の放置禁止区域内におきまして、放置防止指導員を配置し、町民の良好な生活環境を確保し、町的美観を維持するとともに、町民生活の安全の保持を図ることとしております。

次に、第9目の自転車等駐車場運営費でございます。新年度予算額は、1,167万5千円を計上しております。前年度と比較いたしまして、11万8千円、1.0%の増となっております。

予算の財源内訳は、すべてその他でございます。

次に、52ページから54ページでございます。第3項の戸籍住民基本台帳費についてでございます。第1目戸籍住民基本台帳費についてであります。新年度は、5,544万3千円を計上しております。前年度と比較して、1,031万6千円、22.9%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金が5万8千円、その他で1,015万6千円、一般財源で4,522万9千円となっております。

主な予算の内容につきましては、住民記録や戸籍システム等の機器等の委託料1,018万5千円、電算ソフト等の使用料及び賃借料が1,185万6千円などとなっております。委託料には、住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新と、戸籍総合システムから副本データを送信するための連携システム構築に係る経費を計上いたしております。

また、町の施設である西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩の3施設で行っております住民票の写し等の交付について、老朽化している専用FAX機器の更新を行い、住民の皆様の利便性を図るため引き続き実施してまいります。

以上、第2款総務費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費について質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 住民基本台帳ネットワークのシステムですけども、東日本大震災があって、特に大槌町なんかは役場が流されてしまって、戸籍のデータ等がなくなってしまったということで、バックアップをとるというシステムなんかが、今導入されてきているかなと思うんですが、そうした変更については今回入っているんでしょうか。

○飯高委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 今、入っておりますのは、戸籍の総合システムから複本データを、国の言うんですか、日本で2か所の場所を置きまして、東からの方は西の方に、西の方の地区は東の方にとということで、バックアップとっております。東日本における震災を教訓に、戸籍正本と副本の同時消失を防ぐため、副本データ管理センターを遠隔地に設置し、副本データの保全管理を行うことにより、最新データの管理を行い、データが消失する場合においても、速やかに再生が可能ということで、それで行っております。その予算を計上しております。

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 39ページの無料法律相談委託料というところなんですけれども、年に36回弁護士による無料相談を行っておられるということなんですけれども、これはもう法律に該当というのか、それに当たるような相談しか受けておられないということなんですかな。また、他に弁護士に聞きたいというような相談は、もう相談の中に入らへんの

ですか。どういう相談が主で、だいたい何人ぐらい受けておられるのか。

○飯高委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 無料法律相談でございますけども、毎月3回行っております。第2、第3、第4の火曜日の昼からでございます。予約制になっておりまして、1回30分で行っております。民事、刑事、それとあとその他でいろんなご相談を行っております。弁護士は奈良弁護士会から来ていただいております。以上です。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費について説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第3款民生費につきましてご説明を申し上げます。予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第3款の民生費でございますが、民生費全体につきましては、新年度は26億3,227万9千円の計上となっております。前年度の予算と比較いたしまして、5,510万3千円、2.1%の増となっております。それでは、各科目ごとにご説明を申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、予算書の57ページから59ページでございます。第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費でございます。

新年度は、3億4,652万4千円を計上いたしております。前年度と比較して、1,251万2千円、3.7%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で9,109万4千円、その他で36万8千円、一般財源で2億5,506万2千円となっております。主な内容は、職員に係る人件費のほか、福祉関係団体への補助金や国民健康保険事業特別会計等への繰出金でございます。

58ページの第19節負担金補助及び交付金では、遺族会や保護司会、民生児童委員協議会等の活動に対する補助金のほか、社会福祉協議会に対して4,674万9千円の補助を行うこととしております。この社会福祉協議会の補助金には、新たに行う高齢者等外出支援事業を行うことから、前年度より969万2千円の増額となっております。

また、59ページ第28節の繰出金では、国民健康保険事業特別会計に対する繰出金として、基盤安定繰出金、職員給与費等繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金などの制度上の負担割合に応じて支援する法定繰出金1億9,013万1

千円のほか、その他一般会計繰出金として、平成23年度における介護納付金に係る赤字分を支援する法定外繰出金1,984万9千円、あわせて2億998万円を計上いたしております。

次に、第2目の国民年金事務取扱費でございます。

新年度は、994万4千円を計上いたしております。前年度と比較して、104万4千円、11.7%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で721万9千円、一般財源で272万5千円となっております。職員の人件費と電算ソフト使用料などを計上いたしております。

次に、60ページでございます。第3目の老人福祉費でございます。新年度予算額は7,084万8千円を計上いたしております。前年度予算額と比較して102万2千円、1.5%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で109万3千円、その他317万8千円、一般財源で6,657万7千円となっております。

高齢者の福祉の充実のため、敬老会の開催や老人クラブへの支援、また介護保険制度によらない福祉サービスなどについて、予算を計上したものでございます。

主なものでは、三室園組合への負担金や老人クラブへの補助金等、負担金補助及び交付金で3,796万5千円を、また、養護老人ホームの入所措置費、在宅ねたきり老人介護手当、高齢者優待券の交付やひとり暮らし高齢者に対するサービスの費用として扶助費に3,033万7千円を計上いたしたものでございます。

次に、60ページから61ページの第4目老人憩の家運営費でございます。

新年度は1,969万5千円を計上いたしております。前年度と比較しまして28万2千円、1.5%の増であります。予算の財源内訳は、その他で2万7千円、一般財源で1,966万8千円となっております。

次に、61ページから62ページの第5目医療対策費でございます。新年度は、1億8,181万6千円を計上いたしております。前年度と比較して、657万円、3.7%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で4,650万5千円、その他で92万7千円、一般財源で1億3,438万4千円となっております。

医療費助成につきましては、県の補助を受けながら、高齢者、子ども、障害のある人、ひとり親家庭など、それぞれの対象者に対して、医療費の自己負担分を助成し、経済的な負担の軽減と受診機会の確保に努めております。子ども医療費の助成では、引き続き、その対象を中学生までとし、所得制限、一部負担なしで実施をし、新年度は、前年度と比較して、470万円増の9,970万円を計上いたしております。心身障害者医療費

の助成、重度心身障害者老人等医療費の助成では、県基準に加えて、身体障害者手帳3級、療育手帳B1、B2保持者まで拡大したうえで、一部負担なしで実施しております。

また、新年度からは、奈良県からの権限移譲を受け、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育を必要とする乳児に対し、医療費の給付を行ってまいります。

その他の福祉医療制度におきましても、県基準と同じであっても一部負担なしで助成を行っているところであり、これまでの助成件数、助成単価等の実績を勘案して、予算を計上していたしております。

次に、62ページから63ページの第6目人権対策費でございます。

新年度予算額は60万8千円を計上いたしております。前年度と比較して6万9千円、10.2%の減であります。予算の財源内訳は、県支出金で18万3千円、一般財源で42万5千円となっております。

部落差別をはじめ、高齢者、障害者、外国人等に対するさまざまな差別や人権侵害、ドメスティックバイオレンスや児童への虐待が根強く残っているところですが、引き続き県啓発連絡協議会と連携を図りながら、あらゆる差別の撤廃に向けて啓発活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、63ページ、第7目あゆみの家管理運営費でございます。新年度は40万2千円を計上いたしております。前年度と比較して1万4千円、3.4%の減でございます。予算の財源内訳は、その他で36万2千円、一般財源で4万円となっております。

次に、63ページから66ページの第8目障害福祉費でございます。

新年度は4億1,235万8千円を計上いたしております。前年度と比較して1,916万1千円、4.9%の増となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で2億7,316万8千円、その他で685万6千円、一般財源で1億3,233万4千円となっております。

この目は、障害者自立支援法に基づくサービスの給付が過半を占めており、65ページでございますが、第20節の扶助費で支出する額は、3億7,034万4千円でございます。この節では、居宅介護・施設入所支援などのサービス利用者に対する介護給付・訓練等給付費で3億円を計上しているほか、更生医療、補装具や日常生活用具の給付、重度心身障害者等福祉年金、障害児福祉サービス給付費を計上するとともに、新年度から、障害児の医療費の助成に係る育成医療費給付費を新たに計上いたしております。

64ページ、ちょっと戻っていただきまして、第13節の委託料では、主として、障害者の日中の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を行う地域活

動支援センター事業や、障害者の外出を支援する障害者移動支援事業、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う障害者相談支援事業、及び高齢者や障害者団体に対するリフト付バスの運行事業の委託料などを計上いたしました。

65ページの第19節の負担金補助及び交付金では、地域活動支援センターの運営に対しまして他市町村への負担金や王寺周辺広域休日応急診療施設組合に設置しております自立支援認定審査会に要します費用の当町負担金、及び、西和7町で設置しております西和7町障害者自立支援協議会の当町負担金等を計上いたしております。

次に、66ページから67ページの第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございます。

新年度は3,640万8千円を計上いたしております。前年度と比較して305万3千円、9.2%の増でございます。財源の内訳は、その他で677万1千円、一般財源で2,963万7千円となっております。

ふれあい交流センターの臨時職員の賃金や施設の維持管理等に要する経費を計上しているものでございます。

次に、67ページの第10目介護保険事業繰出費でございます。新年度は2億9,771万6千円を計上いたしております。前年度と比較して1,987万9千円、7.2%の増となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

この目は、介護保険事業特別会計への繰出金でございます。介護保険の給付に係る町の法定負担分12.5%にあたる介護給付費繰出金2億4,065万9千円のほか、地域支援事業費の町負担分、また職員の人件費や事務費に係る経費を計上いたしております。

次に、68ページから69ページの第11目総合保健福祉会館管理運営費でございます。新年度は3,349万8千円を計上いたしております。前年度と比較して101万8千円、3.1%の増でございます。予算の財源内訳は、その他で109万2千円、一般財源で3,240万6千円となっております。これは、管理運営に要します経費が主なものでございます。

次に、69ページの第12目後期高齢者医療費でございます。新年度は、2億8,738万4千円を計上いたしております。前年度と比較して、886万2千円、3.2%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で3,188万9千円、一般財源で2億5,549万5千円となっております。また、増額となっている要因につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合から示された療養給付費負担金の増によるもので

ございます。

続きまして、70ページから71ページの第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費でございます。新年度は2,426万1千円を計上いたしております。前年度予算額と比較して156万6千円、6.9%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で475万5千円、一般財源で1,950万7千円となっております。この目は、児童福祉事務に関わる職員の人件費、並びに保育所、学童保育、児童手当以外の事務や事業に係る経費を計上したものでございます。その主な内容は、一日里親会の開催、つどいの広場など地域子育て支援センターの運営、要保護児童対策、幼児2人同乗用自転車の購入費の助成などでございます。新年度は、児童虐待対策として補助員を設置し、児童虐待の疑いの通報があった児童の安否確認や、支援が必要と思われる児童及び保護者に対する訪問や相談などの強化を図りたいと考えております。また、子ども・子育て支援事業計画の策定の前段階として、緊急雇用創出事業補助金を活用して新しい制度における事業等の需要見込量や提供体制等についてのニーズ等を調査する予定としており、その経費を計上いたしております。

次に、71ページから74ページの第2目保育園費でございます。新年度は3億9,437万4千円を計上いたしております。前年度予算額と比較して394万3千円、1.0%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で4,016万2千円、その他で1億2,566万5千円、一般財源で2億2,854万7千円となっております。この目の主な内容は、保育士など保育所職員に係ります人件費を含む町立保育所の運営に係る経費及び広域入所委託料等でございます。町立保育園につきましては、入園予定児童の増加に伴う保育士等の増員を図りながら、従前どおり、乳児保育や延長保育、一時預かりなど特別保育事業を取り入れ、また、電話相談や園庭開放、家庭支援講座等とおして、地域での子育て支援事業の充実にも努めてまいります。

次に、74ページの第3目学童保育運営費でございます。新年度は2,668万4千円を計上いたしております。前年度予算額と比較して466万3千円、21.2%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で868万4千円、その他で1,348万9千円、一般財源で451万1千円となっております。新年度には、老朽化が著しい西学童保育室のトイレ・倉庫の建て替えを予定をしております。

次に、74ページから75ページの第4目児童手当支給事業費でございます。新年度は4億8,975万1千円を計上いたしております。前年度と比較して2,827万7千円、5.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で4億1,57

9万6千円、一般財源で7,395万5千円となっております。支給額は3歳未満児と3歳以上小学生までの第3子が1万5,000円、それ以外の中学生までが1万円となっております。ただし、現行の児童手当には、所得による給付制限が設けられていることから、給付制限を想定しないで計上いたしました前年度予算額と比較して減少することとなったものでございます。

次に、75ページの第3項災害救助費についてでございますが、新年度予算額は2千円を計上いたしました。万が一の災害の発生に備え、早急な対応が図られるように名目予算となっております。

以上で、第3款民生費の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第3款民生費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 予算書の60ページなんですが、今回、老人クラブは50周年ということで、助成金の金額がふえているんですが、これはどういう形で、何をしはるとかいうのは、はっきりしてはるんですか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 途切れておりました、飯島町との老人クラブの関係等ですね、またあるいは演芸大会とか等ですね、ちょっと若干やっぱりお金がふえてくると。年2回でクラブ大会というか、3月18日にもやられるようでございますけども、年2回、なかなか好評でございますして、ホールが満席になるというか、出演者が多いので、朝の9時半から晩の5時ごろまでやっておられるということで、そういうことも踏まえて、今、老人クラブ等の健康対策等を考えますと、ちょうど50周年ということで、一つのはずみということで、前年よりもその関係等については、50万円アップしたということです。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

次に、予算書の62ページのところの未熟児養育医療費給付ですね。これも新年度事業ということで、部長の方からも説明いただきましたが、これ取り組みの中身としては、どういうふうになってくるのかなど。県から、権限移譲がされてきてますけども、財源的にはどういうふうな内訳になっているんでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 未熟児養育医療費につきましては、身体の発達が未熟なまま生まれ、

入院を必要とする乳児が指定養育医療機関におきまして入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費のうち自己負担分を除いた医療費について、公費によって助成しようとするものでございます。

そして、その給付の対象者でございますけれども、出生時の体重が2,000グラム以下の者や、また、生活力が特に薄弱である者で医師が入院養育を必要と認めた者となっております。

そして、自己負担金につきましては、対象児の世帯の所得税の課税状況により自己負担金を算定して、徴収することになっております。

ただ、なお、この自己負担金につきましては、子ども養育医療の助成の対象となりますので、後で全額保護者のほうに返ってきますので、実質的には自己負担がございません。以上でございます。

それと財源でございますけれども、歳出のほうで、未熟児養育医療給付費ということで17万円、そしてそれに伴います診査の支払い手数料、これ国保連合会に払いますけれども、大体年平均17件の申請がございますので、1件120円で3,000円を予算を計上しております。

そして、歳入で、これは国庫負担金で入ってきますので、65万円。そして県の負担金がございますので、それで33万円。そして未熟児の自己負担金として40万円計上しておりますけれども、この40万円を、先ほど言いましたように、子ども医療費のほうで返ってきます。そういう形になっております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 新たに実施される事業ということですので、一応見込み17人ぐらいということで見込んでいただいておりますので、また、されてどういう状況なのかということも、また決算等でも報告をお願いいたします。

そしたら、引き続きまして、63ページのあゆみの家の管理なんですけれども、これ補正予算で、確か耐震診断を行っていただくということで、組んでもらっていると思いますが、その結果はいつごろわかって、改修が必要となった際に、その予算措置としてはどうなっていくのかという点について、確認しておきたいと思います。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 耐震診断の補正につきましては、繰越明許をお願いしているところでございますので、平成25年度、診断をする事業者を決めて行うということですので、現在のところ、いつ診断結果が出るという段階までは至っておりません。

もちろん、その診断の結果ですね、かなり古い建物ですので、どういう結果が出てくるかわかりませんが、その必要に応じて改修するのかどうかというのは、またその時点で決めたいと思いますので、現段階では少しお答えすることができないということでご了解をいただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 結果として、改修が必要だということになれば、当然そのままほっておくわけにはいかないの、改修のほうはしていただきたいと思いますので、その点、お願いしておきます。

そしたら、次に、その下の64ページの障害者移動入浴サービス事業委託料ですね、これ昨年度94万5,000円あがってましたけど、大幅に金額的に減っているんですが、ちょっと状況を教えてくださいませんか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 このサービスを実際におられる方は、現在もそれから24年度も1名でございます。その1名の方が、当初24年予算を組む段階では、まず、この方、高齢者でもありますので、介護保険の入浴サービスを使って、介護保険は支給限度額がありますから、いろいろなサービスを受ける中で、これ以上入浴サービスが受けられないといった場合に、障害者の入浴サービスを受けると、追加で受けるという格好でサービスを提供しております。

それで、94万5,000円という予算を平成24年度は組ませていただきました。

平成24年度の途中で、この方が、病院のレスパイト入院をされることになりました。レスパイト入院といいますのは、病院におきます、いわゆる短期入所、ショートステイで介護保険の施設ではなかなか入所が困難な、医療の管理を必要とされる場合、病院で短期入所をされるというのがレスパイト入院なんですけれども、この方がレスパイト入院を1カ月に約1週間ほどされるようになりまして、そこでその部分についてのいわゆる入浴というのが病院でサービスを受けることになりました。

そのことによりまして、介護保険でのサービスでおおむねサービスが充足できるということになって、レスパイト入院ができない月でありますとか、やはりほかのサービスとの兼ね合いで、介護保険のサービスが満杯になってしまうとか、そういった場合に、障害者福祉のほうのこの入浴サービスを受けていただくということになりますので、予算を減額をさせていただいたという経緯でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 その方もいろいろなサービスを活用してきちっと対応されているということで、今そのレスパイト入院というんですか、をされていますので、そういう状況がまた変更になったら予算として計上されていくということで理解しておきます。

そしたら、続きまして、予算書の66ページの育成医療費給付費というのが新事業としてあがってきていまして、これについても県からの権限移譲によるものだということなんですけど、これについてはどういうものになるんでしょうか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 育成医療につきましては、かねてから障害者に対しましては、私ども、更生医療というのをやっております、その更生医療の18歳未満の障害児版というふうにご理解いただければと思います。

本来、その障害者の障害特有の治療に限りますけれども、通常、医療の治療などを受けますと7割、あるいは子どもさんの場合では8割の場合がありますが、健康保険が適用されます。その残り2割につきましては、育成医療費という形で医療費助成をさせていただくという制度のものです。

今回、更生医療は先ほど申しましたように、かねてより市町村で行っておりましたが、育成医療につきましては、平成25年4月から権限移譲によりまして、市町村におりてきたということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、財源的にはどういう形になるんでしょうか。県からの権限移譲で来ているということですが。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 平成25年4月1日からにつきましては、とりあえず支出は全額町で行いますけれども、負担金といたしまして、国から2分の1、それから県から4分の1、負担があるということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 対象者としてはどれぐらいいてはりますか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 この3月の段階になってですけれども、まだ事務の引き継ぎ等が行われていませんが、今、郡山保健所管内で治療されている中の斑鳩町在住は18名と聞いております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

そしたら、次に、69ページの旧老人保健医療費給付費ということで、ひとつ13目、あげていただいていますけど、これはいつごろまでこの目は必要になるんでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 老人保健特別会計につきましては、法令の規定によりまして、平成22年度をもって廃止されておりました、もう新たな医療給付はございませんけども、なお整理が必要なものが想定されますことから、遡及してそういう請求されますものとか、そういったものがございますので、23年度以降一般会計で執行しております、今年度は医療給付費や医療給付費支給費などの費用の6,000円だけ計上させていただいております。当分はまだ2、3年は続くと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 では、はっきりいつまでというふうには決まってないと。まだそういうのが発生する可能性がある間は、目として残しておくということで理解しておきます。

続きまして、71ページの、児童安全確認等業務委託料、これも部長のほうからも説明いただけてますけども、特に児童虐待に対して新たな体制をつくって子どもたちの状況等見ていこうということだというふうに思いますが、どういう形で実施をされていこうと考えているのかについて、確認をしておきたいと思います。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 児童虐待につきましては、町にも通報がありますけれども、大抵の場合、児童相談所を通じて斑鳩町のどこどこでそういう通報があったということの報告があります。48時間以内に児童の安全を確認するというので、私ども職員も動いているわけですが、その中で、やはり同じ方に対する通報というのが複数出てきます。そのたびに職員が出向いて確認をするわけですが、中には、やはりそういう通報があったことに対して怒りを覚えられる保護者もおられる。

そんな中で、役場の職員が行くと、当然私どもも安全確認をする責務があるわけですが、なかなか拒否反応を起こしかねないような状況も出てきているというのが現実です。

そういった中で、役場の職員、もちろん委託なりする場合には、役場の業務として働いてもらう、動いていただくわけですが、いわゆる役場の行政的な職員だけではなく、そういう子育てとかを中心に幅広く活動されている方に、そういう家庭の訪問などを行っていただくことで、子どもの安全確認もそうなんです、保護者、特にお母さ

んのいわゆる心のケアといいますか、相談であったりとか、孤立化を防ぐとかいうようなことを、ベテランのその子育てをされている方を中心に相談に回っていただければなという思いがひとつございます。

また、今後通報とかがふえていく中で、当然、そういった今後長くかかわっていかなければならないということも想定されますので、実際に安全確認する際には、行政の職員と一緒に、そういう補助員の方に同行していただいて、その後、その方とのかかわりにつきましても、私どもも勉強もさせていただきたいですし、今後のフォローアップも想定する中で、そういう最初の通報時のときにも同行していただくかというふうに考えておまして、なかなか行政職員だけではできない部分をフォローしていただくというふうに考えているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、これ訪問をお願いをさせていただく方というのは、何か資格とか持ってはる方にとかなるんですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 特に資格ということではございませんけれども、過去に子育てのそういう事業とかに携わられた方でありますとか、あるいは保育所、幼稚園などを経験された方などを想定しているところです。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 なかなか職員さんだけで普通に話をするのが困難な状況というのが生まれるということなんで、そういう方も入っていただいて、よりその家庭の状況をつかめるようにしていくことが大切だなというふうに思います。

そういう形で、新たにこういう取り組みをしていただくことは非常にいいことだなというのと、あと、やっぱり実際に虐待があった際の対応とかね、なかなかそれも見つけるのは非常に困難だということで、発見がおくれてしまうという状況もありますので、この制度というか、新たに事業をしていただいて、そういうことが1件でも少なくなるように、起こらないように、努めていただきたいというふうにお願ひしておきます。

そうしたら、すいません。73ページのところの、給食調理・洗浄業務委託料の関係なんですけども、これについては、私は補正予算を組むとき、導入に対して反対の立場を申しあげてきましたけども、その際に、栄養士の配置についても一定指摘といいますか、させていただきましたけども、その当時、今たつた保育園のほうには栄養士さん1人配置していただいて、新たにあわ保育園のほうについては、保健センターのほうも担

当されている栄養士さんが兼務をされるという説明があったかというふうに思うんですが、やっぱりあわ保育園については、非常に、240食ですかね、新たにつくっていくという大きな規模でもあることから、本当にそういう兼務の状態がいいのかなというのには疑問に思っているのですが、その後栄養士さんの配置については、充実をされるというような考え方等はございませんかね。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 平成23年度までは給食は委託はしてはおりませんでした。直接つくってはありましたけれども、その中では栄養士1名で対応していたところです。

昨年、たつた保育園を調理を委託すると同時に、やはりそういう、より一層安心安全な給食をとということで、栄養士を1人、臨時ですけれども採用させていただいて、2人体制で行ったということですので、この2人体制ということで充実はさせていただいていると私どもも思っておりますので、その体制は平成25年度も続けるということでご理解をいただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 確かに、たつた保育園で給食調理・洗浄業務を民間委託される際に、栄養士を新たに採用するというので、一定充実はされていますけれども、その今心配しているのは、あわ保育園のほうについて、保健センターの担当をしていただいている方が兼務をされるということで、本当に両方見れるのかなという点については、非常に心配なんですけれども、その点については、2人はいてはりますけどね、考え方としては、保健センターと兼務やということになるんですか。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、植村課長がご答弁させていただきましたように、あわ保育園、たつた保育園。洗浄業務を民間委託する前は保健センターにおります栄養士が両方を見ておった、こういう事実があるわけです。あとは調理員さんおられたと、各園に。

で、昨年からたつた保育園は民間委託しましたよと。非常に議員のほうからもいろいろご心配ありましたので、栄養士1人を余分に置きました。なおかつ、委託業者のほうも栄養士が条件になっておりますので、委託業者のほうも栄養士を配置しているわけなんですわ。そういう状況なんです。

そういう状況で、今度あわ保育園を民間委託すると。ですから、今それについては、もともとの栄養士が保健センターにおりますので、もともと保育園見ていた栄養士がおりますので、これ全然ノータッチするわけでないわけですので、これを見ていただくと。

なおかつ、新しい業者、あわ保育園の業者についても、栄養士は当然、入札の条件に入ってますからね、栄養士を配置するという事で、相手も栄養士を配置しておるわけです。ただ、たった保育園についても、当分の間栄養士を置く。町の栄養士を配置して様子を見ようということで、軌道に乗れば、いつまでも置いておくというか、軌道に乗ればですよ、業者からも栄養士がおるといふ、こういう事実があるわけなんですので、以前よりは2年前よりは、より充実していると。なおかつ給食調理員さん、正職がまだ残っておられますので、それは解雇しませんので、それもこちらにおいて、当然ほかの業務をしていただきますけども、当然食材の管理等々も携わっていただくということで、以前よりは充実していると考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 それぞれ、委託業者のほうからも栄養士さんおられるということですが、基本的に、今は小中学校でも1校に1人、町の栄養士さんを配置していただいておりますわね。基本的に町の栄養士さんの立てた献立のもとに給食をつくっていただいていると。

それについては、その業者任せにはしてませんよということで、きっちり管理していただいていると。管理という言い方がいいかどうかわかりませんが。

そういう考え方に基くと、今は民間業者のほうにも栄養士さんいらっしゃいますよと。それはもちろん栄養士さんの視点できちっと衛生面と安全確保をして給食をつくっていただくということについては必要だというふうに思いますが、子どもたちのその食材であったりとか、献立であったりとかいうところの管理ですね、これまでも町の栄養士さんがやっていたいて、新たに1人ふえまして、全体的には充実をされているということですが、実際の子どもの数がどんどんとふえてきている中で、今の体制でやっていけるのかどうか。

この点について、今後進捗状況を見る中で、必要に応じて充実をさせていっていただきたいというふうに思っていますので、今そうした年度当初ではそういう考え方だというふうに、私、町の認識で、町のほうはそういうふうに思っておられるというふうに私も認識しておきます。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、給食の献立ですけども、これにつきましては、もう以前から栄養士、もう二十数年おられますので、ここは総括的にやります、献立は。ですから、あわもたつたも、その日によってかわるかわかりませんが、基本的に献立は同じ献立なんですわ。

もともと献立をつくる栄養士は1本ですからね、保健センターにおる。これを受けてたつた保育園の栄養士が見ていくという状況になっております。というのは、たつた保育園は調理師さんおられますので、前からの調理師さん、こっち行ってもらってますので、そういう事実があるから、栄養士さんを置いたという事実がある。

献立は当然町の職員、栄養士が立てているということで。食材の購入についても、全て町のほうから購入しますので、町の栄養士が責任を持って発注すると、こういう流れになっておりますので、そこらへんはご理解をいただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 それともう一点ですね、実際に栄養士さんが現場で、その例えばあわ保育園で子どもたちに給食を出して、どういうふうに食べているかなとかいう状況なんかを、そしたら兼務している状況の中で見れるのかなという点についてはどうなんでしょうか。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 これも以前から申しましたように、2年前までは保健センターの栄養士が1人で両方見ておって管理しておったわけです。その状況はかわりないわけです。逆に、たつた保育園に1人置いたために、その業務が若干少なくなった。逆に言うたらね。よりよく見れるということなんです。そういう事実がある。

ですから、ようこっちは見るけど、今はこっちも見にいけますよ、たつたも。ただ、今度はあわを重点的に見にいってもらおうということです。そうでないと、献立つくるわ食事は見るわ、どういう状況であるかというのは、この方もう二十数年やっておられますので、十分経験を積んでおられますので、そこらへんは十分職員を信頼をしていただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、次に、同じ保育所関係なんですけども、広域入所の委託料も今回、公立と私立を分けて予算計上していただけてますけども、広域入所についても、この間ですね、今後町内の保育園に入所を希望される方も含めて、子どもさんの保育所入所の申し込みの状況については、いろいろ町のほうとしても意識を持って確認をしていっていただきたいというお願いもしてきましたけども、来年度については、広域入所の見込みはどんなふうになっているんでしょうか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 今回の予算、公立で842万あまり、私立で8,500万円あまり、組み合わせていただいたのは、公立で11人、それから私立で106人を前提として組みせて

いただいております。ただ、ご承知のように、0歳児を入所させる場合と、例えば5歳児を入所させる場合では、保育単価がかなり大きく違ってきます。したがって、現在も受け付けをする中では、当初では100名を超える人数が入所されるのではないかなというふうに思っておりますけれども、予算につきましては、やはり0歳児を中心にまかせていただいておりますので、若干、現実よりは多目な形になっているということはお理解いただきたいと思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、今町内の保育園についても申し込みが大分ふえてきて、それは対応していただけてますけど、やっぱり広域のほうでも数的にはふえていっているというふうに認識をさせていただきます。

あと、もう一点その保育所関係で心配になっていたんですけども、先日厚生委員会の中でも、保育士確保のめど大体つきましましたと報告していただいていたと思うんですが、来年度入所申し込みの状況に応じて必要な保育士については、そしたらもう確保できたというふうに理解をしておいていいですかね。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 そのとおりでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

そしたら、同じ73ページのところで、これも決算のときに指摘をさせていただきましたけども、県の人権保育研究集会参加負担金で8,000円あげていただけてます。金額的には少ない金額かもしれませんが、そのやられている内容について、いろいろ問題があるんじゃないかということで指摘をさせていただきましたが、これ、来年度予算でも8,000円計上されていますが、この点について、見直しをするという考え方はございませんか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 木澤委員、あるいは里川委員だったと思っておりますけれども、解放保育でイデオロギーが強いようなことをおっしゃっていただいております。

確かに、そういう部分もないとは言いきれませんが、しかしながら、個別のグループワーキングなどになりますと、通常の保育の先進的な実践例を挙げての研修が行われたりもします。また、やはり解放保育ということで、差別と戦いながら、頑張っておられる保育士、あるいは幼稚園の教諭の姿というのも紹介をされているところであ

ります。私どもも参加する職員につきましては、当然もう通常の保育士、資格を持った保育士が参加しておりますから、その中で、自分がどこが足りないのかというところを勉強して、いいところ、必要なところを吸収できればというふうに思っておりますので、ことしにつきましても参加をしていきたいというふうに考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 内容によって、これだけ言うているような問題のあるものだけじゃない部分もあるかもしれません。そういう点については、学ぶところもあるでしょうけども、ただ、特定の団体が主催しているところにずっと行っているということに、私は問題があるというふうに思っています、いろんな保育の研究集会、あると思いますので、やはりこうした同じところにずっと行っているということについては改善をしていただきたいと思いますので、要望しておきます。

74ページの学童保育運営費のところ、これもずっと要望させていただいてますけども、時間延長について、指導員の確保等研究していただきたいと。さらに、実際に小さい子どもさんがいて、共働きで大阪等に働きに行っていると、やっぱりどうしても今の時間には間に合わないということで、その学童保育を諦めてしまっている方もいらっしゃるという声もお聞きしてますので、早急に対応していただきたいなというふうにお願いをしてきましたけども、この点については、町のほうとしてはどうお考えなんでしょうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 木澤議員の一般質問でもお答えしてますように、やっぱり学童、子どもさんはやっぱり保育所でも一緒なんですけども、時間延長しても、仮に6時半でも6時45分、6時50分でもやっぱり先生は待っているわけです。時間延長になるといったらまた今度7時にしたらええやないかと、こうなりますけども、そういうよりもやっぱりちょっとでも早く帰ってくるという努力をしていかなかったら、お勤めしているからというよりも、やっぱり子どものことを考えれば、ちょっとでも時間をその子どもに費やしていくということを考えたら、私はやっぱり斑鳩町の場合は、時間を延長するよりも今自身の時間を守っていきたいという気持ちでおりますから、以前にも申し上げたように、当面はやっぱり続けていきたいと思えます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前もそういうふうにお答えになってますけども、当然子どもさんと一緒にいる時間をつくりたいという、親御さんにしてもそうですし、第三者から見てもそのほ

うがいいという思いは当然わかるんです。

ただ、今の社会状況の下で、いろんな働き方、そら定時に終わって帰ってこれるような働き方ができたらいいですけども、そうできない状況がありますのでね、だからそういう人たちもきちっと働けるように、行政として、保育の充実、保育に欠ける子に対する充実施策を図っていくべきじゃないかなと。だからその早く帰ってくる努力はしていただいても、物理的にできない人たちに対して、そうした行政が支援をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

だから、ちょっと町長、お答えいただいていますけども、それをしたくてもできない人たちにどうその保育の充実をしていくのかという点で要望させていただいていますのでね、その点についてはご理解いただきたいと思います。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 木澤議員は木澤議員の立場でおっしゃいますけども、我々はやっぱりそのお母さんも仮に勤めに行く場合は、子どもの時間を見計らってやっぱり勤めているわけです。ただやっぱりちょっと時間が延長していくということになると、やっぱり子どもの面倒を見られない。そういう観点に立っていかなかったら、これは私はできないと思います。

何ぼでも、これ大阪に勤めているどうやということよりも、やっぱり子どもさんが大事であれば、自分の子どもさんですから、そういうことをやっぱり十分理解をしてなかったら、何ぼでも時間延長してということで、それでええというよりも、国の施策でも結局子ども手当とかあるいはそういう、今児童手当とか、そういうものになってますけども、やっぱり3歳まで1万5,000円もらえるわけですから、そういうことも踏まえて十分考えていかなかったら、やっぱり就職、仕事をするから、その時間がおくれるとかいうんじゃないしに、やっぱりその時間に帰ってくる努力をするということをしなかったら、私はせめて中学ぐらいまでそういう努力をされたらいいわけですから、私はそういう気持ちでおりますから。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうですね。ずっとかみ合わない議論になってしまっているかなというふうに思うんですが、やっぱり、今、斑鳩町としても、男女共同参画とか女性の社会進出なんかも応援していけるような社会状況をつくっていかうと努力もされてきていますし、社会全体もそういう方向にいかうとはしていますけども、残念ながら、まだやっぱりそれがきちっと、子どもさんを持っているご家庭で、例えば女性が自分の思いで働きたい

というてなかなか働けない。

今、特に就職するのが大変だという中で、子どもがいるから早く帰りたいということ  
をなかなか会社のほうにも言えないというような状況もあると思うんです。どんどん社  
会がいろいろそうした子育てをしながら働くということにもっともっと理解を深めて施  
策等が充実してくると、企業のほうについても育児にきちっと時間を確保できるような  
考え方、また体制というのが広がってくればですね、今町長がおっしゃっているよう  
なことができるようになるかもしれませんし、そうしていかなければいけないと思いま  
すけども、残念ながらやっぱり今の社会状況では困難な状況があると思いますので、その  
点については理解していただいて、この学童保育の時間延長についても充実を図って  
いただきたいというふうに思いますので、もう要望しておきます。

○飯高委員長 ほかにございませんか。木田委員。

○木田委員 住民生活部に関係する中で、いろいろと公共施設というものがありますねん  
けど、そのほかにも、ほかの部署の公共施設かなりありますねけど、その中に、自動体  
外式除細動器使用料というものが、これ何か所にも出てきてますねけども、これはど  
このなにも皆同じ機種で契約しておられるんですかな。

大体1台年間1万5,000円ということなんですけどねんけども、生き生きプラザのほう  
のなには、2台で2万7,000円ということは、1台1万3,500円ということ  
で、やっぱり1台について1,500円ということは、これ町内で大分設置されてお  
ると思いますので、その使用料についてですね、一括して、同じ機種やったらですよ、一  
括して同時に入札しはったら、それだけお金浮いてくるの違うかなと思いますねんけど  
も、その点について、今までどういうふうにしてこられたかをお聞かせ願いたいと思  
います。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 自動体外式除細動器、いわゆるAEDの導入状況につきましては、  
現在、役場庁舎、いかるがホール、保育園、老人憩の家、ふれあい交流センターいきい  
きの里、生き生きプラザ斑鳩、幼稚園、小中学校、公民館、町民プール、中央体育館、  
斑鳩文化財センター、法隆寺iセンターで順次導入を進めてまいりまして、24年度に  
健民運動場に係る分として体育館のほうに設置させていただいているところでございま  
して、現在25台となっているところでございます。

これらの導入に当たりましては、順次導入を進めてきたことから、大体一律の使用料  
とはなっておりますが、若干施設によりましては、かわっている部分もございませ

1台当たりの年間使用料は6万円程度で、全体で31万6,000円を計上させていただいているところでございます。

また、導入の時期が違いましたことから、リース期間は若干それぞれ前後しておりますので、それぞれリースが切れた時点で新たなリース、あるいは再リースをかけているところでございます。

以上です。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 今の課長、1台につき年間6万円て言わはったけど、ずっとこれ見とったら、1台大体1万5,000円となっているんやけど、これはどういうふう違うんかな。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ただいま申しましたとおり、再リースがかかりますと、金額が極端に減りますので、そういった部分で1万円台のところもございましてということでございます。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 そしたら、生き生きプラザ斑鳩は、1台で3万円ということなんですか。老人憩の家はあれ2か所で3万円てなってますやろ。それらにしたら、まあ生き生きプラザのほう新しいけども、老人憩の家のほうやったら、1万5,000円というような形ですけど。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 憩の家等につきましては、平成25年の6月30日で一旦リースが切れますので、その後再リースとなりますので、若干個々施設によってその単価と申しますか、リースの部分の単価料金については、年度間でも変更があるというふうにご理解願いたいと思います。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 そしたら、最初に言うたけど、それ同じ会社のリースなんですか、機械というんか。それはもう同じ会社の機種でよろしいんかな。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 同じメーカーのものを現在、使用させていただいているところでございます。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 できるだけね、同じ機械で同じメーカーの機械やったら、その差異が余り出

ないように、その値段を交渉していただきたいなど。あまり大して違わんと思うねんけども、そういうところをね、研究していただきたいなというふうに要望しておきます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 59ページの28節の繰出金の一番下の、これ国保のところで聞こうと思ってたんですが、ここで数字が載ってますので、ここでお聞きしたいと思います。

これ昨年度予算からも約300万強ふえてきている。これはたしか国民健康保険から介護納付金分をたしか法定外で出していただいていると、こう認識してますねんけど、非常に2、3年前に比べるとここ1、2年でふえてきていると。今後も非常に心配するんですが、そのあたり、どのように思っておられるか、ちょっとお聞きします。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 国民健康保険の繰り出しということで、ご存じのように、国民健康保険につきましても、一般会計とは違いまして、収入に応じて支出を抑制することはできませんで、支出に合わせて予算を組むと。その場合、どうしても医療費が増加する場合、保険税の値上げか、そうか一般会計からの繰り入れによって補うことになりましますけども、被保険者の負担になります保険税の値上げには限度があります、当然。そのため、どうしても一般会計からの繰り入れとかに頼らざるを得ないのが全国の市町村の現実でございます。

斑鳩の場合も、法定内の繰り入れということで、職員給与費や出産育児一時金、また低所得者の保険基盤安定繰出金などの法定の繰り出し以外に、先ほど伴委員がおっしゃいましたように、介護納付金と介護納付金の課税分に係る調定額との差の赤字分を補填するために、介護保険の制度上で生まれた赤字を補填するために、平成20年度から繰り出しをしていただいております、平成20年度では、平成12年度から18年度分までの赤字分約9,355万円、そして21年度では19年度の赤字分2,147万円、そして22年度では平成20年度の赤字分1,292万円、そして23年度では平成21年度の赤字分1,207万円を繰り出しまして、平成24年度では平成22年度の赤字分1,617万円ですか、予算を計上しております、今回新年度では平成23年度の赤字分1,984万9,000円を計上しております、この赤字補填につきましても、当分続くものと考えておりますけれども、また委員会でもご報告いたしますけれども、27年度の県単一化の、広域化という問題がございますので、その時点では介護納付金の赤字分、収支とんとんに持っていくという財政状況を見ておりますので、県のほうでは、

その分はなくなるとは考えておりますけれども。以上でございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 確かに広域化がどんな形になっていくのかというのはあると思いますが、確かにそこでこれが解消されるのではないかというような答弁でしてんけど、これ大体、今回のやつでしたら、これ23年度分の赤字がこの金額になっていると、今の説明でしたら。ということはもう大体この次年度も大体これぐらいになるんじゃないかなというようなことは、今のところ出てきてないわけでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 この繰り出しにつきましては、当然前々年度の赤字分を補填することになっておりますので、大体少し多い目の、当然次の年度も出てくると予想しております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 どうしてもこれ仕方ないといえますか、その保険税との関係、それを上げない限り仕方ないというのは認識はしているんですが、非常に私もちょっとこれは注視して、今後の推移を見たいと思います。わかりました。

次に、62ページ、20節の扶助費の子ども医療助成金、これ私毎年ちょっと予算委員会で質問させていただいているんですが、これちょっと今年度のというか25年度のわからないのは、昨年の予算なんかを見ますと、医療費の助成金、上の段ですね、は、9,500万円になっておりまして、そのうちの町単独事業費は同じこれ5,890万ですか、これは同じ金額だったんですわ。

今回はこれ、9,970万というような形、これはこう連動してきているものでもないわけですか。ちょっと教えてください。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 下のうち単独事業費ということで、この差額につきましては、県の補助金が0歳から就学前につきましては、県の補助金2分の1つきますので、その補助金がございます。その関係で、こういう数字になっております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 大体ここへ来て、こう横ばいの、町単独の事業は横ばいになっておるのかなというようには思うんですが、非常にやっぱりこれ金額が多いので、昨年の予算委員会でも申しましたけど、やっぱりどこかで一部負担ということも求めていく時期が来るんじゃないかなというように思いますので、その辺、また考えていただきたいと思います。

次に、63ページの、障害福祉費の8節の報償費、この医師の謝金というの、これたしか新しいやつやと思いますけど、これは何ですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 25年から権限移譲で市町村が新しく始めます育成医療、先ほどの質問者の中にもありましたけども、育成医療で18歳未満の子どもさんの健康保険を除く自己負担分を助成させていただくという制度です。

これは、特定の障害児の方のその障害に係る部分の治療費だけに適用しますので、その障害児を特定しなければならないんです。こういう障害の方ですよという条件があるわけですけれども、それを医師の診断書をもって、提出していただいて、その方がこの育成医療に該当するかどうかを医学的判断をしなければならないということになっておりますので、町医師会にご協力を求めまして、その判定をしていただこうということで、その判定の謝金ということでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今の回答で大体理解できました。

その次に、65ページの19節負担金補助及び交付金の中の、下から2段目の地域活動支援センター入所負担金が、これが半額以下に、今年度の25年度の予算となっておりますが、これは何ですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 この地域活動支援センターといいますのは、その運営の経費につきましては、原則として、地元の市町村が、そのセンターが所在している市町村が委託料という形でお金を出すわけです。ところが、その施設の中に、他の市町村の方が入ると、それを分担金としていただくということになります。そこで、この今回の48万4,000円につきましては、郡山市にありますその一つの施設に、私ども4人現在入っておりますので、その方の負担金でございます。

過去には、同じ郡山市の事業所や、また奈良の事業所、別の事業所にも人が入っておりましたので、その部分の負担金も予算として計上していたものですが、実情にあわせて、今回減らさせていただいております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 ようわかりました。

次、71ページの、これ13節委託料の下から2番目、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、これも新しいと思いますねんけど、これどういうところにこれ委託され

て、どういう計画を考えておられるのか、ちょっと教えてください。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 昨年の子ども・子育て関連三法の改正によりまして、まだ法律の施行日が決まっていはいないんですけれども、恐らく、平成27年度ぐらいに新しい仕組みでこの子育て施策をやっていかなければならないと。特に例えば代表的なもので言いますと、幼保一体型の認定子ども園でありますとか、それから、その支援を受けるために認定制度を取り入れるとか、そういうような全く新しいシステムが行われます。そのためには、その子ども・子育て支援法の中で、市町村におけます、こういう子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めなければならないということで、努力義務が課されております。

努力義務とはいいいましても、当然事業を進めていく上では、何がしかの計画に基づいてやっていかなければなりませんので、私どももその計画をつくろうと思っておりますけれども、そのつくる前段階といたしまして、本町におきます、そういう子ども・子育て施策に関するニーズについて調査をしていこうというふうに思っております。

この子ども・子育て支援事業計画は、先ほど言いましたように、まだ施行前の法律なんですけど、法律で計画をつくるよう努力しなければならないとはなっているものの、その内容等につきましては、今後、国の基本指針が定められて、例えば奈良県は奈良県、市町村は市町村の計画を立てていくということになっておりますので、その中身につきましては、平成25年度に入ってから、こういうような内容であるとか、それからこういうニーズ調査をするべきだとかということが国または県から提示されるというふうに聞いておりますので、内容はわかりませんが、こういう計画を立てる、まずは検討調査をしていこうというのが今回の予算であります。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 おぼろげながらの状況やけど、進めていかなあかんのやというような回答やっただと思います。この委託料は、これはそれなら国とか県が持ってくれはるような格好ですか。

○飯高委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 この事業につきましては、国の緊急雇用創出事業補助金を活用して実施するというごさいます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 最後に、74ページの学童保育ですが、これは同僚議員からも質疑がありまし

たけど、私のほうからは、これいつもこれ思いますねんけど、下校時、どのような感じで帰っておられるのか、特に日が短い時期、非常に心配してますんやけど、その実態いうのはどんな感じですねやろ。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 学童保育の保護者会との話によりまして、例えば5時前後までであれば、日が明るい段階では子どもさんを帰らせるということにはなっておりますが、しかし、日が暮れてきて、子どもさん一人で帰すというのは防犯上よくないという場合には、町長の答弁にもあったと思いますけれども、保護者の方が迎えにこられるまで、学童保育でお預かりをさせていただいているというのが現状でございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 保護者の方で、ご近所のお子さんといいますか、も一緒に車等で迎えに来られるというように思っておったらいいわけですか、時間が遅くなった場合ですね。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 保護者がどうしても来られない場合には、例えば小学校や中学生のお兄さんやお姉さんが迎えにきたりする場合がありますし、明らかに素性がはっきりしているといいますか、保護者も同意をされているという形の中では、友達と一緒に友達の保護者の方と一緒に帰るといったようなことも現実にはございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 非常にやっぱり下校時というのは心配なんですね。ちょっと時間延長のそういうような意見も同僚議員から出ましたが、これ、もし遅くなっていけば、そのお姉ちゃん、お兄ちゃんというような形も難しくなると。そういうような形にならざるを得ん。そういった場合、非常に親子のふれあいの時間と、またそういうような迎えに行く、その辺の難しさというのはやっぱりあるって考えていいわけですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 もちろん、仮に時間が延長されて夜遅く帰られるとなれば、子どもさんだけとか、先ほど言いましたように、お兄さん、お姉さんと一緒に帰ること自身も危険ですので、当然その辺は考えていかなければならないと思います。

ただ、時間延長につきましては、よく8時とかいうようなお声も聞くわけですがけれども、子どもさんの夕食をどうするのかとかいうこともありますので、できる限り保護者の方には、時間内あるいは時間を過ぎてもできるだけ早く、保護者の方が迎えに来ていただけるというのがベストだというふうには考えているわけです。

○飯高委員長 私から一点なんですけども、先ほど伴委員からも質問ございました、子ども・子育て支援事業計画ということで、課長は一定の答弁をされているわけですけど、そのとおりの方向でしかの答弁されないという今の現状だと思うんです。

これ、県においても、国から県において、子ども・子育て会議ということでね、設置、県においては設置され、市町村においては、その努力義務という形でも示されているんですけども、その会議について、どういうふう考えられているのか、お聞きしたいと思います。

植村福祉課長。

○植村福祉課長 おっしゃいましたように、県におきましては、この2月議会ですか、条例案が出て、会議が設置されるやに聞いております。ただ、先ほども申しましたように、法律の施行日がまだ確定していないということが1点と、それから同様の子育て支援に関します次世代育成計画に関します協議会も現在現存中でございます。

ですから、その辺の兼ね合い等がありますけれども、例えばその次世代育成計画の協議会で、まずは計画の策定をしていくというのも一つの方法であろうし、あるいはそういう市町村版の子ども・子育て会議をつくって、次世代と並行して進めるのも一つの方法だろうと思っています、

そのどちらがいいのかということについては、今の段階で、ちょっと何回も繰り返しますが、施行日が決まっていない段階で決定するのは時期的には尚早かなというふうな思いがありましたので、まずは計画だけの予算を今回お願いして、平成26年度には一定の方向を示して計画を策定する協議会等の設置については考えていきたいというふうに思っております。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 老人憩の家なんですけどねんけども、きのうも4時過ぎに救急車が来て、王寺方面へ搬送されたというながあると思いますねけども、やはり、できたときは60歳からということで出発してますねんけども、だんだんとかう高齢化になってきて、そしてまた血圧の高い人も結構いてはるということで、長湯しはったりしたらそんなんでも影響受けて、年、最低2回は救急車が来る状況になっていると思いますねんけど、そういう報告が上がっているのかどうか知らんねんけども、とにかくそういう状況になってくるからね、年いってきたら、自分で健康管理はしなければならいんですねんけども、やっぱりこう長湯するということはあまり体にはええことないと思いますのでね、そういうことを啓発というんですか、何かそういうあそこに何か額か何かに書いて置いてあるけ

ども、掛けてあるけど、そんなん誰も皆見てはらへんと思うからね、やっぱりそういうことも啓発していかなければ、何かこう事故あったら、町の責任にされてしまうようなことになっていかなからね、やっぱり80とか80を超えた人とかも来られるいう状況の中で、そういうことも考えていかないかんのではないかなと思いますねんけど、そういう報告というんですか、そんなんはもうきのうのことやから、もうきょうには上がっていると思いますねんけど、どうでしょうね。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 きのうのことにつきましては、担当のほうにはあがっているとは思いますが、私ちょっと朝からばたばたとしていたもので、実際のところは聞いてはおりません。ただ、管理人は、今お風呂に入っておられる方が誰かということにつきましては、名簿等でチェックいたしておりまして、あまり長湯になりますと、もしお一人でお風呂に入っておられると、お風呂で倒れておられるという可能性もありますので、そのことについては、時間を十分にしながら、ある程度、十数分たつてくると、管理人がチェックしに行くという態勢をとっています。

また、正職員の管理人は男性ですがけれども、それ以外に、シルバー人材センターのほうに委託した女性のそういう管理者も雇っておりますので、女性につきましても、そういう態勢をとっております。

十分管理人に対しまして、一層注意の啓発をするとともに、万一あったときにも迅速に対応させていただきよう、努めさせていただきたいと思います。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 それと、東の憩の家へ入るとこの看板がもう下に落ちてしまっているような状況でね、この町の施設やから、そういうこともきちっと管理していかないかんのではないかなと思いますねんけど、やっぱり事故はあってはいかんし、またその施設自体が町民に安心して利用していただけるような施設でなかったらいかんと思うので、その看板等についても、またちゃんとしたものをつくりかえるのか、あるいはそのまままたそこ今落ちているやつをそこへひっつけるのかね、何かそういうこともきちんきちんとやっていってもらいたいなと思いますので、今後ともそういう管理については、よろしくお願ひしたいと思います。

○飯高委員長 ほかにございませんか。木澤委員。

○木澤委員 一点だけ、すみません。先ほど、伴委員のほうから、子ども医療費の一部負担導入について要望を出されてましたけども、私は、できたら今一部負担なくしてやっ

ていただいている、非常に保護者の皆さんからも喜ばれているし、町の子育て支援策としては非常に効果的な取り組みだなど。町外からも子育て世代の方がいろいろ越してきていただいているというのも、やっぱり斑鳩町のこうした施策を評価していただいて、実際に来ていただいている状況だと思いますので、私のほうの要望としては、一部負担はなくして、ずっとこのままいていただきたいというふうをお願いしておきたいと思っています。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第3款民生費に対する質疑を終結いたします。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○飯高委員長 それでは、再開いたします。

次に、第4款衛生費について説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第4款衛生費につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の13ページをお開きをいただきたいと思います。

第4款の衛生費全体につきましては、新年度は11億8,699万1,000円の計上となっております。前年度と比較いたしまして9,169万3,000円、8.4%の増となっております。

それでは、各科目ごとにご説明を申し上げます。座って説明させていただきます。

まず、予算書の75ページから77ページでございます。

第1目の保健衛生総務費についてでございます。新年度は、1億4,083万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,410万1,000円、9.1%の減となっております。

予算の財源内訳は、その他で72万9,000円、一般財源で1億4,011万円となっております。職員の人件費関係として1億101万3,000円、王寺周辺広域休日応急診療施設組合交付金・分担金として2,006万1,000円、西和衛生試験センター組合分担金として1,619万円の計上が主なものでございます。

次に、77ページから78ページにかけての第2目感染症予防費についてございま

す。新年度は8,417万8,000円を計上いたしております。前年度予算と比較しまして993万2,000円、10.6%の減となっております。予算の財源でございますが、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防接種に係ります補助金を前年度まで県補助金として受け入れをしておりましたが、新年度からは普通交付税措置となることから、すべて一般財源となっております。

また、感染症予防として、日常生活の中で、基本的な手洗いの励行はもとより、抵抗力をつけるための栄養・休養の取り方などの正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症に対する情報提供や迅速な対応を引き続き行ってまいります。

次に、78ページから79ページにかけまして、第3目母子衛生費でございます。新年度は3,055万5,000円を計上いたしております。前年度と比較して80万9,000円、2.6%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金で45万円、その他で6,000円、一般財源で3,009万9,000円となっております。

妊婦一般健康診査の健診費用に対する補助金を前年度まで県補助金として受け入れをしておりましたが、新年度からは普通交付税措置となることから、一般財源となっております。

一般不妊治療・不育治療費の助成につきましては、昨年度に引き続き実施をいたします。妊婦一般健康診査の公費負担を引き続き15回助成し、自らの健康管理に留意し、安心して出産に臨むことができるよう支援してまいりたいと考えております。

また、新年度より、妊婦歯周疾患検診を町単独事業として実施をいたします。

妊婦の歯周病は、早産や低体重児の危険性が高まることから、これらを予防するため実施し、その費用につきましては、県と町歯科医師会の協力により、町の負担はございません。

また、平成24年度まで奈良県が実施主体となっておりました未熟児訪問について、県の権限移譲によりまして、新年度より町で未熟児訪問指導を行います。

次に、79ページから80ページにかけての、第4目健康増進事業費であります。新年度は4,033万3,000円を計上いたしております。前年度と比較して359万8,000円、9.8%の増となっております。

乳がん・子宮がん検診が2年に1回の検診となっており、新年度は受診者が多い年となっていること、それから高齢者健康診査において、対象者が増えたこと及び検査項目に貧血検査と心電図を基本項目に追加し、委託料が前年度より増えたことが主な要因でございます。予算の財源内訳は、国県支出金が270万9,000円、その他961万

5, 000円、一般財源2, 800万9, 000円となっております。

住民皆様が健やかに心豊かに生活できる活力あるまちづくりを目指し、本年に策定いたしました第2期の斑鳩町健康増進計画に基づき、生活習慣病の発症や重症化予防などに取り組み、健康寿命を伸ばすことを目指してまいります。

また、引き続き女性特有の乳がん・子宮がん及び大腸がんの検診の節目の対象者に対して、無料クーポン券を発行し、受診率の向上に努めてまいります。

次に、80ページ、第5目の狂犬病予防費でございます。新年度は35万5, 000円を計上いたしております。前年度と比較して2万2, 000円、5.8%の減となっております。予算の財源内訳は、全てその他でございます。

依然として犬の散歩時などのふん放置や放し飼いなど、ペットの飼い主のモラルが問われておりますが、狂犬病予防集合注射の会場を初めさまざまな機会を通じまして、マナー向上に向けての啓発に努めてまいります。

次に、80ページから81ページ、第6目の火葬場費でございます。新年度は2, 582万1, 000円を計上いたしております。前年度と比較して490万2, 000円、23.4%の増でございます。予算の財源内訳につきましては、その他で398万3, 000円、一般財源で2, 183万8, 000円となっております。

引き続き、良好な稼働、運営を心がけてまいりますとともに、周辺地域の環境整備に努めてまいります。

次に、81ページから82ページ、第7目環境対策費でございます。新年度は779万5, 000円を計上いたしております。前年度と比較して533万2, 000円、216.5%の増でございます。予算の財源内訳といたしまして、国庫支出金として25万円、その他で27万8, 000円、一般財源で726万7, 000円でございます。

地球温暖化対策といたしまして、再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図るため、新年度から家庭用太陽光発電システムを設置する世帯に対し、設置費用の一部を補助するため、500万円を計上いたしております。

また、昨年設立されました、斑鳩町地球温暖化対策地域協議会が取り組む、地域における温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的・自発的な活動に対して支援をしてまいります。

次に、82ページ、第2項清掃費、第1目清掃総務費でございます。新年度は1, 581万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして185万6, 000円、13.3%の増でございます。職員の人件費の増が主な理由でございます。予算の財源

内訳といたしまして、その他で91万8,000円、一般財源で1,489万2,000円でございます。

ポイ捨て対策として、住民や観光客、ドライバーに対して、ポイ捨て禁止を呼びかける広報やパレードなどの啓発を行う、ポイ捨て禁止啓発キャンペーンを昨年引き続き実施することとし、必要となる啓発用物品等の消耗品費を計上いたしております。

また、いかるがの里クリーンキャンペーンとして、町内一斉清掃を実施するとともに、美化活動を通じて、地域のつながりを深め、一体となって美化意識の向上を図ることを目的とした自治会内美化キャンペーンを新年度も実施することといたしており、土砂等の処理手数料として168万9,000円を計上しているところでございます。

次に、82ページから86ページにかけましての第2目塵芥処理費でございます。新年度予算は7億1,723万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1億234万2,000円、16.6%の増となっております。

可燃ごみの委託処理への移行によります積みかえ施設の整備事業や衛生処理場焼却棟の解体撤去工事などが主な増額の理由でございます。

予算の財源内訳といたしましては、地方債で2億1,190万円、その他で5,643万8,000円、一般財源で4億4,889万8,000円でございます。

可燃ごみの委託処理に伴いまして、可燃ごみを初め資源物等の積みかえ、運搬の効率化を図るため、可燃ごみ積みかえ施設整備事業を平成24年度からの2か年継続事業として実施をしております、新年度中の完成を目指してまいります。

そのための工事施工監理業務委託料として372万8,000円、工事請負費として、2億2,246万9,000円を計上いたしております。

また、衛生処理場の焼却棟解体撤去工事を新年度から3か年継続事業として実施することとし、その工事施工監理業務委託料として80万円、工事請負費として2,000万円を計上いたしております。

次に、可燃ごみの約3割と言われている生ごみの減量化を促進するため、生ごみ分別収集モデル事業のさらなる拡充を図るとともに、生ごみの自家処理による減量化を促進するため、生ごみ処理機等を設置し、処理を行う世帯に対する奨励金制度の充実を図ることとしており、その奨励金として122万円を計上いたしております。

また、町のイベントなどで「ありがとうき（陶器）市」を引き続き開催するとともに、割れるなどして再利用できなかった陶器類・ガラス食器をリサイクル処理することとし、その処理業務委託料として82万5,000円を計上いたしております。

また、可燃ごみの詳細な組成を知り、さらなる分別や再資源化の推進に役立てるため、ごみ質検査を実施することとしており、その調査委託料として78万3,000円を計上いたしております。

さらに、バイオマス利活用の推進といたしまして、剪定枝葉・草類リサイクル業務委託料として1,896万4,000円、生ごみの堆肥化業務委託料として635万4,000円をそれぞれ計上するとともに、資源物集団回収事業の奨励金として811万4,000円を計上し、ごみ減量化・再資源化のさらなる推進を図ることとしております。

なお、平成20年度より、可燃ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル、有害・危険なごみの一部地域につきましては、業者委託により収集を行ってきたところですが、生ごみ分別収集モデル事業の拡充とともに、その他プラスチック類、剪定枝葉・草類の収集量増加に伴います収集体制の充実を図るため、新年度より、可燃ごみにつきましては、町全域の収集を業者委託することとしており、ごみ収集業務委託料として1,450万円を計上いたしております。

次に、資源物、廃棄物の処理でございます。廃棄物の処理委託料といたしまして1億6,906万3,000円を計上いたしており、うち、可燃ごみの処理委託料は1億4,070万円の計上となっております。

また、ビン類・缶類、その他プラスチック類などの資源物のリサイクル処理委託料として2,306万6,000円を計上いたしているところでございます。

なお、衛生処理場の周辺対策につきましては、新たな補償要望は受けておりませんが、これまで出された要望の未実施分について対応することとしております。

次に、86ページから88ページの第3目し尿処理費でございます。新年度予算額は1億2,406万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして147万3,000円、1.2%の減でございます。予算の財源内訳は、国県支出金で513万6,000円、その他で687万5,000円、一般財源で1億1,205万8,000円でございます。

新年度におきましても、鳩水園の設備機器の補修を計画的に進め、安全かつ良好な稼働に努め、当該施設の適切な維持管理並びに運営を行っていくこととしております。

また、河川の水質汚濁防止を目的としております浄化槽設置者に対します助成につきましても引き続き行うとともに、浄化槽設置者に対し、適正な維持管理が行われますよう、さまざまな機会を活用して、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上で、第4款衛生費の予算の説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第4款衛生費について質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

○木澤委員 76ページのところに、賃金のところで、歯科衛生士賃金というのが去年はこれなかったと思うんですが、これはどういうものですか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 これは食でしっかり噛もう、しっかり磨こうということで就園前の子どもさん、だいたい3歳児を対象に歯の教室を行うこととして予算をあげさせていただいております。平成24年度前年度は、予算で10分の10補助金、県からの補助金ということで、県のモデル事業としてあげさせていただいておりますので、前年はゼロ、ことしは1万円という形で上がっております。

例えば同ページの報償費、食育講演会講師謝金とか、あと79ページの歯の健康教室、健康づくり講演会講師謝金等も同じように前年度24年度はゼロでございましたが、これは前年度は県モデル事業として補助金を充てておりました。それがことし24年度までということで、25年度から予算をこういう形であげさせていただいたところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。これまでもやっていた事業で、県の補助金が終わったので、引き続き町も予算計上して続けていくというふうに理解しておきます。

続いて、77ページの王寺周辺広域休日応急診療施設組合負担金ですね。これ若干ふえているんですけども、この増の理由は何ですかね。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 王寺周辺広域休日応急診療施設組合におきましては、経費の節減には努めていただいておりますが、昨年度より、この分担金が約20万円ほど増となっております。これにつきましては、平成24年度の年末年始、それと25年度年末年始なんですけども、比較しますと、3日多くなっていると。それと平日1年間通じても1日多くなっているということ、また、退職手当組合で負担金が16%から23%になるとか、そういったもろもろの理由によりまして、若干の分担金が上がっているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。大きな変動ではないということですね。

そうしましたら、次に77ページの委託料の日本脳炎予防接種委託料、これ金額が半分ぐらいですかね、大きく減ってきておるんですけども、これはどういった理由でしょうか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 平成24年度は、国におきまして、積極的勧奨を差し控えていたということで、接種できなかったものは経過的措置といたしまして、20歳未満まで接種できるということがございました。

そういったことから、そういった方たちの分も予算計上させていただいたということで、25年度は今年度積極的勧奨を行う3歳児、小学校1年、2年生を基本として、委託料をあげさせていただいております。

それと、委託料の金額なんですけども、広域の医師会の先生との話し合いの中で、例えば1期7歳半までの分なんですけども、平成24年度は8,830円だったのが平成25年度は7,009円と、1,821円安くなっております。

それと第2期6,780円が6,210円と、570円の減となったことから、昨年度より630万あまりの減の840万円を予算計上させていただいているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうした接種単価の引き下げ等があったというのと、昨年度対象20歳まで上げていただいて、実績的にはどれぐらい来はったんでしょうか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 一応経過措置ということで、予算上は650人あげておりましたが、実質1月末では30人あまりということでございましたので、そういったものを勘案する中で、25年度予算を計上させていただいたところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 実績に応じて予算を組んでいただくのは、それはそれでいいと思うんですけども、積極的勧奨していなかった時期に受けておられない方というのが、こうして対象を広げて、それでも受けにこられてない、漏れているような状況なんかというのは、きちっと本人さんにお知らせは届いている状況なんではないでしょうか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 この日本脳炎予防接種に限らず、他の予防接種につきましては、当然接種率を上げて、たくさん受けていただかないと効果がないということもありますし、

定期ということなので、受けていただく時期も決まっております。そういったことから、個別通知をさせていただいて、接種勧奨に努めているところでございます。

広報でも当然広報はさせていただいてますけども、個別通知もさせていただいております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。今課長もおっしゃっていただいたように、できるだけ多くの方に受けていただくことでより効果的な取り組みになるということですので、引き続き受ける受けはらへんは本人さんの決めはることですけども、案内については十分していただきますように、お願いをしておきます。

そしたら、79ページの妊婦一般健康診査委託料ということで、今回新たに歯科検診もしていただけるということで説明もいただいておりますけども、費用面について、町の負担はありませんよと。県のほうと医師会のほうとで負担していただくということで、一定説明いただいておりますが、これはどういう形でその費用が出ているのか。今後については、どうなのかというのもお尋ねしておきたいと思います。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 県医師会、町医師会の先生のほうから、妊婦さんの歯周病につきましては、早産あるいは低出生体重児の危険率が高くなるということで、こういった妊婦さんの検診をする意義の重要性について、そういう話はございました。

そういった中で、県医師会のほうで1年目につきましては、この検診費用につきましては、全て県歯科医師会のほうで持っていていただくということで、2年目からは町単独で事業を継続してほしいという話がございます、そういったことから、ことしにつきましては費用はございませんけども、内容的には町がやっている歯周疾患検診がございますけども、それと同じ内容の検診を行うということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。初年度だけは費用は要らないと。2年目以降は費用を計上してやっていくということで。この歯周疾患が胎児に影響があるというのは、私も初めて聞きまして、そういう取り組みについては、安全に子どもさんを生んでいただくためにも必要だと思いますので、それは理解しておきたいと思います。

そしたら、次に、同じ79ページの負担金のところで、一般不妊治療助成金と不育治療助成金を計上していただいておりますけども、昨年度と比べると、それぞれ予算が半額になっていますが、これは実績的にはどんなふうになっていますかね。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 現時点では、不妊治療として8件申請がございます。そういったことから、次年度、25年度の予算につきましては、そういったことに関して、24年度と若干予算は少な目には組んでおりますけれども、これにつきましては、必要が生じた場合には、足らなくなった場合にはその予算措置については、また講じるようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、昨年度から制度として取り入れていただいておりますので、こちらもこれまでに要望もさしていただいておりますが、ただ取り組みの中でなかなか相談しづらいという状況があったりとか、その制度について、まだまだよく知られていない状況なんかもあると思いますので、そうした点については、引き続き啓発をしていただいて、今、予算を超える分については、補正等で対応していただくというふうにおっしゃっていただきましたので、より多くの方に利用していただけるように、引き続きまた周知のほうをお願いしておきたいと思っております。

次に、80ページになるんですけども、がん検診の委託料が、大体その金額軒並み増になっているんですけども、これはどういった理由によるのでしょうか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 各種がん検診につきましては、ことし、がんの啓発月間の10月でございますが、スーパー前や幼稚園に出向きまして街頭キャンペーンを初めて行いました。その場で申し込みを受け付けを行ったり、特定健診の集団健診時に啓発を行って、受診勧奨を行ったところ、若干この受診率が上がってきた状況でございました。

特に胃がんと肺がん検診におきましては、予算が少し不足したことによりまして、流用により対応したところでございます。

こういったことから、来年度におきましても、春にも街頭啓発を行いまして、受診率向上に努めてまいりたいと考えており、全体として前年度より少し多くの予算をお願いしたところでございます。

疾病の早期発見、早期治療に住民の方に努めていただきまして、住民の皆さんに受けていただいて、健康増進に努めていただき、健康寿命を伸ばしていただけるよう、保健センターとしても努力してまいりたいというふうに考えて、こういった予算計上をお願いしたところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 受診率については向上を図るようというところで、これまでもいろいろな機会を通じて要望もあったかと思えますし、今、監査委員さん等から指摘もされていたと思えますので、そうした努力をしてふやしていただくということで予算計上されているというふうに理解しておきます。

そうしましたら、81ページのところの、太陽光発電システムの補助金、今回新たに設置していただくということで、これも非常に評価できるものだなというふうに考えていますが、以前から、その際に、風致地区での設置についてどうなるのかということで、県とも協議しながら設置できる方向で進めていっていただきたいとお願いをしていましたが、今回権限移譲されるに当たって、町も設置できる方向で検討されるというふうに厚生委員会で報告されていたと思えますが、ぜひ設置できる方向で進めていっていただきたいと思えますけども、その風致地区に設置するに当たっては、例えば特殊なパネルになったりとかいうことで、風致地区に住んでおられる方の負担がふえてしまうというような心配もしていましたが、その点については、町のほうとしては、どんなふうに考えておられるのでしょうか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 現在、都市整備課のほうで風致地区内におけます太陽光発電システム設置に関する基準について検討を。

○飯高委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、環境対策課長がご答弁を申し上げかけましたけれども、風致地区内で設置を、風致地区内もいろいろございますので、ゾーン分けもしております。その中で、適切に設置がしていただけるように緩和をしていくということで、要項のほうも策定をしていこうということで取り組んでおりまして、特別にその費用負担がふえるとかいったところに対する処置というところは今のところ検討はもちろんしておりませんが、今現在ある商品ですね、そういったものを適正に利用していただいて、設置していただくことはできるのかなというふうに考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そしたら、一般の風致地区以外のものと同じようなものを設置していただけるということで、緩和をしていくというふうに検討されているというふう理解をしておきます。

○飯高委員長 ほか、ございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 私の方から、77ページの19節の負担金補助及び交付金の一番下、西和衛生試験センター組合分の負担金です。これ増えているのは、これ何ですかやろ。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 西和衛生試験センターの職員の給与基準につきましては、上牧町の職員給与と同基準で運用をされております。これまで上牧町は財政再建団体からの脱却を図ることを目的に、人件費などの支出を抑制するため、給料を減額されておりましたが、平成25年3月末でその対策の期限が満了となることから、平成25年度よりこれまで5%分減額していた給料等の人件費が引き戻されることになりまして、西和衛生試験センターでも、人件費が約1,500万円程度増加をしております、そのことによりまして、加盟町1町あたりの分担金が増加をするというものであります。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 上牧町の職員さんの給料と連動するというの、これ初めて知りました。そないなっておるわけですか。

次に、79ページの、健康増進事業費の中の8節の報償費の一番下の運動士のこの謝金ですか、これ上がってますし、運動士という方というのは、どんな資格を持ってどんな方になるわけですか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 運動指導士という資格を持っておられます。ある一定の時間数の講義を受けられて、そういった試験を受けて資格をとられるんですけども、運動を中心としたリハビリとか、あと運動ですね、そういった指導をされるということでございます。

ここであげさせていただいているのは、保健センターで1日合わせて運動の希望された方に対する講習とか、保健事業で行う運動の教室の謝金としてあげております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっとそれと私お聞きしたのは、これ24年度に比べて倍ぐらい、これ回数倍されるということですか。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 先ほどちょっと県のモデル事業についてふれさせていただきましたけども、これにつきましても、24年度で一部県のモデル事業の中で、この謝金につきましては支払いをしております、24年度でそのモデル事業は終わりましたので、それをこちらのほうに予算、25年度はあげてきたということで、前年と比べて上がっているという形になります。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 それがかっちのほうで持つようになったということで理解させていただきます。

続きまして、85ページの一番下の公用車ですねんけど、これパッカー車でも買われるのかなと思うてますねんけど、これも24年度のときは、これ1,000万弱の金額で公用車を買われていると。この車種の違いとか、今回これ630万ですわね。この車種の違いとか何かこれがあるわけですか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成24年度につきましては、ダンプトラック車2台を購入するというので997万5,000円の予算計上をしておりました。今回はプレスパッカー車1台を購入するというので630万円の予算計上となっております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。

最後に、86ページの19節負担金補助及び交付金の中の下から、伊賀市の環境保全負担金、これもちょっと昨年と金額が違うんですが、こういうようなものも金額の変動があるわけですか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 伊賀市の環境保全負担金につきましては、搬入する量に応じまして、1トン当たり1,000円の負担金を納めるということになっておりますので、今回、560万8,000円の予算計上となっております。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

木澤委員。

○木澤委員 84ページのところのごみ処理業務等委託料で、これ可燃ごみだと思うんですけども、金額的には減っていますが、今、これは量が減ることによっての予算額の減ということで理解していいんでしょうか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ご質問のごみ処理業務等の委託料であります。これにつきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、小動物の死体の処理の委託料でございます。それぞれ、可燃ごみにつきましては24年度から25年度は減少、不燃ごみにつきましても減少しております。小動物につきましてもそれぞれ減少しております、そのことによりまして、予算が減額をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、その下のところの、缶類・ビン類の処理の委託料なんですけども、以前に缶類・ビン類、特に缶なんかは分けて売るというほうが費用的に処理は、トータルの処理として安くなるんじゃないかなという提案をさせていただいたんですけども、その点についてはどうなんでしょうかね。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 当町では、回収をいたしましたビン類、缶類はすべて資源化処理をされているところではありますが、廃棄物処理法上、アルミ缶、スチール缶については有価で取り扱われますけども、ビン類は廃棄物となりまして、処理する場合には、処理費用が発生をいたします。

そのような中、当町は、有価で取り引きされているアルミとスチール缶、そしてビン類を混合して収集をして、処理の委託料を支払って処理をしておりますけども、それをアルミ缶、スチール缶を分別して売却してはどうかという提案でございます。

まず、処理費から申しあげますと、現在、当町のビン類、缶類は1トン当たり1万3,230円の処理費で委託をしております。年間大体約260トン前後のビン類、缶類を処理をしております、委託料は大体340万円から350万円程度でございます。

それをビン類と缶類を分別をいたしますと、ビン類につきましては、先ほど申しましたように廃棄物でございますので、処理費用が必要となりまして、さらに再資源化をしようとする場合には、色別に選別する必要があります。そういったことから、ビン類単体で、処理を委託した場合、処理費用は1トン当たり約3万5,000円が相場だというふうに聞いております。

当町のビン類は、平成23年度の実績で約200トン処理をしておりますので、単体で処理を委託した場合、約700万円の処理費用が必要ということになります。

一方、アルミ缶、スチール缶につきましては有価で売却することができます。当町では、空き缶回収機で回収をいたしましたアルミ缶、スチール缶については売却をしておりますので、その値段で積算をいたしますと、アルミ缶は1キロ当たり90円で売却をしております。その額で試算しますと、平成23年度では、アルミ缶で236万9,700円、スチール缶が1キロ当たり20円で売却をしておりますので71万2,200円。合計約310万円の売却益となりまして、ビン類、缶類の700万円から売却益を引きましても、まだビン類、缶類を混合で処理している年間の340万円から350万円から比べたら、ビン類単体ではまだ高くなると。さらにビン類、アルミ缶を分別するとなりますと、今まで1回の収集で回収をしておりますけども、アルミ缶、スチール缶

用の収集車両、ビン類用の収集車両ということで、燃料費なども考えますと、現在のビン類、缶類混合で収集をしてそれを処理を委託しているほうが町にとっては有為な方法であるというふうに考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 非常にわかりやすい説明でした。わかりました。町のほうとしても費用も安くなるということであるし、きちっと資源化もされているということでしたら、今の形のほうがいいというのはよくわかりました。

そしたら、85ページのほうで、ペットボトルの選別委託というのが新たに予算計上されていますけども、これは今までとどういふふうになるのでしょうか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ペットボトル等選別業務委託料の関係ですけども、これ平成24年度の予算計上時は、陶器類のリユース、リサイクルを推進していくために、ありがたい（陶器）市というのを平成23年度から開催をしておりますけども、その回収した陶器をリユースできるものかどうかを選別する作業につきまして、シルバー人材センターに平成24年度につきましては委託をしております。

一方、今回ペットボトルの選別作業委託ということなんですけども、昨年度もペットボトルにつきましては、なかなかラベルやキャップを外していただけない方がおられまして、何とかリサイクル率を上げるために、それらをシルバー人材センターのその陶器を選別をいただいている合間の時間を利用して、ペットボトルにつきましても、キャップを外していただいたり、ラベルを外していただいたりする作業もあわせてしていただいたところ、24年度につきましては、ペットボトルの資源化率が相当上がりましたので、25年度につきましても、引き続きペットボトルと陶器の選別ということで、ペットボトル等という選別作業の業務を委託するというので、名称を変更したというところをご理解をいただきたいと思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら金額はかわっていないよということですね。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成24年度につきましては、156日という設定をしておりますけども、今回ペットボトルの作業と陶磁器の作業をもっと専門的にやっていただくということで、191日を見ておりますので、金額にいたしまして4万8,000円ほど昨年度より増額になっております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

そうしましたら、同じ85ページのごみステーションの整備工事というところで、これ先日もお尋ねしたところ、担当課が環対のほうもありますよということなんで、こちらでお聞かせいただきたいと思うんですけども、この間、ミニ開発等が進んでくる中で、そうした開発するところについては、ごみボックスを設置してくださいというふうな指導をしてきていただいているというふうに思うんです。ただ、そんな中でも、設置されておられないところもありまして、さらに、新しく越してきはった方なんかネットをかけるということもどうやらご存じないような形で、カラスの被害に遭っているというふうなお話もちよっと聞きましたので、その開発に際してのそうした指導はどういう形で今行っているのでしょうか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成15年の1月に開発指導要綱に基づきますごみ集積場所の指導方針というのを定めておりまして、おおむね5戸以上の開発の場合、開発地域内でごみ集積場所を設置するように指導をしております。5戸以内の開発の場合は、開発地の最も近いごみ集積場所を管理されている自治会にごみ集積場所の利用をご依頼をいただくという指導をしております。なお、ごみ集積場所につきましては、容易にカラスや猫が侵入しない設備とし、住居数に見合ったスペースを確保するように指導をしているところであります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、4戸以下のところやとその近所ですらステーションのところと一緒に出させてもらいに行ってくださいねということで指導してらっしゃるということですが、その指導した後に、それがうまいこといっているのかどうかというところについては、どんな状況なんですかね。相談等もあると思うんですけども。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 最初の指導の段階では、5戸以内の場合は、近くの自治会に依頼をしてくださいというお願いをしております。しかし、なかなか自治会で集積場所が狭くて利用できないという場合もございます。そういった場合、再度ご相談があった場合につきましては、5戸以内でも開発地域内にごみ集積場所を設置するように指導をしております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、相談があった場合には、そういうふうに対応もしていただいているということですが、相談のないところで、開発当初に設置できなかったところがどうなっているのかなというのは、収集時にも見ていただいているとは思いますが、改めてまたちよっとできましたら点検していただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

86ページの衛生処理場の周辺対策整備補償金のところなんですけど、25年度の予算で1,300万円あげていただけてますが、これ、まず中身はどういった事業なんですか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 平成25年度の衛生処理場周辺対策事業であります。主に、里道の拡幅工事、農道の整備事業、あるいは水路の浚渫事業など、合計7事業の地元負担金を補償をするということで予算計上しております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 衛生処理場が廃止されるに伴って、基本的には補償も終わりますよということと説明しておられたと思いましたが、ただその際に、残事業について、終わらない分をやっていくということで説明されておられたので、私は、23年度末で廃止になって、今年度、そやから23年度でやりきれなかった事業が残って計上されるものだと。だから25年度以降については、こうした補償の関係では、衛生処理場の分は計上されてこないというふうに思っていたんですが、今回こういうふうに計上されるということで、その補償の残事業に対しての町の考え方について、再度確認をしたいというふうに思うんですが。

○飯高委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 この衛生処理場の補償の関係でございますけれども、今現在、前の今、従来の約束の中で出ております要望を、順次やってきたわけですが、その中でやはり事業量によっては単年度では実施できないということで、数年かけてさせていただいている、継続している事業がございます。

この中にも当然一部それも入っておりますし、まだ要望が出ている中で、地元の調整がまだできていないという事業もございます。これにつきましては早急にまとめていただいて、地元で協議をしていただいて、協議がまとまった段階で、その次の年度からまた数年かけて実施をしていくということになりますので、当然26年度以降も継続してやっている部分がございます。

また、要望の中でまとまってくる部分もございますので、それについてもまた数年か

けてまた実施をさせていただきたいと思いますので、もうしばらく終了まではかかるということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前に、補償については、地元自治会と交わしていただいている覚書も資料で出していただいておりますけども、そうすると、10年補償で覚書を交わした中の項目で、あと地元自治会ですね、幸前、高安のほうでどれぐらいの項目が残っていて、金額的に見ると、概算でどれぐらいになるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 自治会別で申し上げますと、まず、高安自治会につきましては、平成23年度末、衛生処理場の焼却施設を廃止した段階で、そのとき進めておりました継続中の事業を含めまして、19事業積み残しがございました。うち、24年度では6事業が完了しまして、残り13事業で、平成25年度では5事業が完了する見込みであります。

次に、幸前自治会につきましては、平成23年度末で12事業の積み残しがございまして、平成24年度では3事業が完了し、25年度ではさらに2事業が完了するという見込みであります。

そのあと事業費のボリュームでありますけども、あくまで概算ではございますけども、高安自治会につきましては、26年度で8事業が残っておりまして、大体事業費で1億7,000万から2億円程度、幸前につきましては、7事業が25年度末で残りまして、事業費につきましては7,000万円から1億円程度という試算をしているところであります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、この残事業については、まだ新たにこれから組んでやっていくということなんですが、これまでの補償に対する覚書の中で、覚書を交わして補償してきてますけども、その覚書以外に自治会のほうから要望があって、それに対して補償してきたというような経過はあるんですかね。

○飯高委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 この項目の中で、例えば一つの事業が、地元で調整ができないということから、代替として、その事業に見合う代替の業務、これをやっていただきたいというようなご要望がございます。ですから、当初はその10年間の約束の中ではその具体的な事業としては上がっておりませんが、その代替事業として、かわりにやったと

いうものはございます。

それ以外に、農道整備とか、あるいは水路整備というような、具体的にここということではないんですけれども、そういう名目であがっている分については、農道整備、水路整備については、具体的な項目じゃないんですけど、全般的に農道整備、水路整備という項目ですので、それについてはさせていただくということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、その覚書で交わした項目以外に、追加で入れてきはったやつもこれまで対応してきたということなんですかね。

○飯高委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 当然その項目以外の中で、当然代替という形ではやっているということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともと項目、予定してたのをやめて、それのかわりにということやってきたけれども、それ以外に追加でプラスしてということではやっておられないんですか。

○飯高委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それはやっておりません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、火葬場のほうで、覚書以外の分でもいろいろ出てきているという状況がもしあるのであれば、項目が残っているから引き続きやっていくということにはならないのかなと、ちょっと思いましたけども、きちっと項目に従ってその内容でやってきたと。やりきれなかった分が残っているのだということでは、それはいたし方ないものなのかなと思いますが、ただ、やっぱり衛生処理場自体はもう廃止になってますので、今後当然新たに発生するものは認められないでしょうし、やはり補償としてはきちっと、どういう項目があって、どういう考え方もってやるのかというのは、やっぱりこれから整理をしていく必要があると思いますのでね、そうした点について、今お聞きして、そういうふうに残事業があるというお話ですので、これもきっちり計画を立ててやっていけるような形で、当然、予算的に、町の財政的な影響も見ておられると思いますので、そうしたものについても、できるだけ議会のほうにわかりやすい形で提案していただきたいというふうに、こちらのほうとしてもやっぱり補償がどういうふうな形で進んでいくのかというのについても把握をしたいと思いますので、その点についてお願いをしておきたいと思います。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

小林委員。

○小林委員 私のほうから1点だけ。81ページの火葬場費の中の、火葬業務委託についてなんですけれども、その中の業務委託の中の項目に、軽微な清掃が含まれているのか、またその軽微な清掃が含まれているのであれば、火葬場内のソファやテーブルの上のほこりにつかないようにするぐらいの清掃が含まれている、していただけるというふうに町のほうでは認識しているのかということについてお聞きしたいと思います。

と言いますのも、大多数の方がさっと行かれて、すぐにバスでとかさっと帰られますので、多くの方はソファとかには座られないと思うんですけれども、やっぱり年間ごく一部の方は座られますので、そのときに、黒い服で座られて、すごいほこりがついてしまって目立ってしまいますと、また町外からもいろんな方来られますので、斑鳩町は火葬場をきれいに清掃してないなというふうな印象を持たれても困りますので、町のほうとしては、どういうふうを考えているのか、お聞かせいただけますか。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 火葬場の管理業務の仕様書の中で、日々の清掃につきましても、項目を設けて、従事者につきましても、毎日炉前ホールあるいは待合室については清掃するように記載をしているところであります。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 78、79にまたがりますねけど、母子衛生費ですか、その中の負担金及び交付金の中の一番最後のほうなんですけどねんけど、産婦人科一次救急医療体制緊急整備事業負担金ということで、これ多分、県立三室病院の中に設置されるのかなというふうに思いますんやけども、これはもう、そしたら今年度の4月1日からそれはもうやられるのかどうかについてですね、お聞かせ願いたいと思います。

○飯高委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 これにつきましては、今おっしゃられた三室病院の分ではございませんで、救急の場合、医療機関が輪番でそういった緊急に当たるということで、その負担金として、市町村全体で要る費用の持ち出しをして、町としてこれだけ上げているということで、緊急時の輪番体制に対する費用ということでよろしく願いいたします。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 ということは、私ちょっと聞いたんでは、あそこに勤めてはる人に聞いたんでは、産婦人科が新年度からできるとかなんかいうふうに聞いてんけど、それは間違いかな。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 この間新聞等に荒井知事から、この奈良病院が完成するとあわせて、三室病院との提携、何かの組織をつくって統合するという中に産婦人科を設けていこうと。今現在はそういうことはございません。まだこれからの先の話ですから、恐らく統合してからの話だと思います。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 それから81ページの、先ほど同僚議員聞かれておったんですけど、私は、負担金及び交付金の中の一番最後のなんですねんけども、太陽光発電システム設置費補助金という、これ500万円なんですねんけども、この1件当たりの補助金と、それと件数というんですか、何件まで補助するという、その数とどんだけの費用まで補助してくれはるのか、その2点、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 太陽光発電システムの設置につきまして、補助金につきましては、1件当たり5万円、予算額は100件分の500万円を負担金及び交付金で計上しております。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 ということは、100件分を補助することなんですね。はい、それで結構です。

それから、85ページの15節工事請負費のごみステーション整備工事で200万円ということなんですねんけども、これはちょっと少ないように思うんねんけども、大体こんなもんかなというところもあるんやけども、私とこもこれきょうも朝からもうカラス追いせんならんぐらい、あのネットをもうて帰って、それでなにしてんねんけど、あの辺はものすごいことカラスがおってですね、だから、なかなかそのステーションというんですか、それを入れてこないということで、来年度でと、25年度でと思うてますねんけども、とにかく、そうしたやっぱり斑鳩町は観光観光言うてる以上は、そういうことの、場所のないところはそれはいたし方ないけども、私もちゃんとこの場所に設置してほしいということを言うておる以上は、やっぱりそれをできるだけ早いこと解決してもらえらるような方法で、何かイベントで使うような何か入れ物でも考えますわということ

こまでは聞いてますねんけど、それもまだできないということであれば、これできるだけ早いこと、こういうごみステーションなんかは、こう美観も一番大事なことやねんから、この観光地というのはその見た目が一番のなにやから、その点について、そういうことのないように、朝の早くから収集してもらえるから、そのカラスの活動時期というんですか、それは関係ないかなというふうに思っておられますんやけど、うちの辺は、もう夜中も、あの辺に巣をつくっているというんですか、高安のあのお宮さんとかにもいてるし、そんなんでもう24時間カラスが活動しよるような場所やから、できるだけやっぱり早いとこそういうなにを設置してもらいたいなということをお願いしたいんですけど、それについては、新年度早々にでもやってもらいたいなと思いますんやけど、どうですかな。

○飯高委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 新年度につきましては、現在5件のごみ収納ボックスの整備のご要望をいただいております。そのうち1件につきましては、現在、木田議員が申されているような幸前地域も含まれておりますので、新年度早々に着手をしていきたいというふうに考えております。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、これをもって第4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款商工費について説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第6款商工費のうち、住民生活部が所管いたします予算の概要につきまして、ご説明を申しあげます。座って説明させていただきます。

予算書の94ページをお開きいただきたいと思います。

第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費のうち、第8節報償費の消費生活相談員謝金であります。45万6,000円を計上いたしております。

消費者保護対策といたしまして、引き続き、専門の相談員による消費者相談を毎週木曜日の午後及び第4木曜日の午前に実施し、複雑多様化する相談に対応してまいります。また、相談体制の充実を図るため、近隣町との広域連携も引き続き行ってまいります。

次に、第19節負担金補助及び交付金では、高齢者の方に就業機会を提供しているシルバー人材センターの活動助成等に849万円を計上いたしております。予算の財源内訳といたしましては、全て一般財源であります。

シルバー人材センター活動助成金につきましては、前年度と同様に、制度に基づく補助金710万円に町単独補助金120万円を上積みして、合計830万円を計上したものでございます。

以上で、第6款 商工費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

- 飯高委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費について質疑をお受けいたします。ないようですので、これをもって第6款商工費に対する質疑を終結いたします。ここで13時まで休憩といたします。

(午前11時56分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

- 飯高委員長 再開します。

続きまして、議案第13号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審議に入ります。理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

- 乾住民生活部長 それでは、議案第13号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第13号

平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、本特別会計予算書の1ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、予算総則につきまして、朗読をさせていただきます。

平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億5,650万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

失礼して座って説明させていただきます。

はじめに、本特別会計の予算概要についてでございます。

予算総額は32億5,650万円となっております。前年度と比較して、1億9,650万円、6.4%の増となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明させていただきます。予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、歳入予算につきまして、ご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税についてであります。

新年度は、7億2,464万円を計上いたしております。前年度と比較して、311万円、0.4%の増となっております。

予算の内訳は、第1目一般被保険者国民健康保険税で6億9,062万円、第2目退職被保険者等国民健康保険税で3,402万円となっております。現年課税分につきましては、その基礎となる総所得金額が引き続き減少する見込みから、厳しい予算計上となっております。

10ページをお開きいただきたいと思います。続きまして、第2款国庫支出金についてでございます。

第1項国庫負担金では、本年度は、5億4,962万1千円を計上しております。前年度と比較して、2,879万6千円、5.0%の減となっております。

予算の内訳は、第1目療養給付費等負担金で5億2,644万1千円、第2目老人保健医療費拠出金負担金で1千円、第3目高額医療費共同事業負担金で1,858万7千円、第4目特定健康診査等負担金で459万2千円となっております。

医療給付費や後期高齢者支援金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等の費用に係る国の法定負担金を計上いたしております。

続きまして11ページでございます。第2項国庫補助金では、新年度は、1億4,694万円を計上いたしております。前年度と比較して、188万6千円、1.3%の増となっております。財政調整交付金は、市町村間の財政力等の不均衡を是正するため、または特別な事情による財政負担が生じた場合に、財政上の不均衡を是正するために、国から交付される補助金となっております。

続きまして、第3款療養給付費等交付金、第1項療養給付費等交付金についてであります。第1目療養給付費等交付金で、新年度は、7,763万5千円を計上しております。前年度と比較して、1,090万1千円、12.2%の減となっております。

本交付金は、退職者医療制度に係る医療給付費の費用に対して、被用者保険等保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する拠出金から市町村に交付されるもので、この保険給付費の減により減額となっております。

続きまして12ページでございます。第4款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金についてであります。

第1目前期高齢者交付金で、新年度は、10億3,818万9千円を計上いたしております。前年度と比較して、1億7,781万1千円、20.7%の増となっております。

本交付金の見積りにあたりましては、前々年度の実績により見込まれる前期高齢者の納付金をもとに前期高齢者の加入状況を勘案し、見積もっております。また、増額となった主な要因につきましては、前期高齢者の納付金の増加が見込まれることによるものでございます。

続きまして、第5款県支出金についてであります。第1項県負担金では、新年度は、2,317万9千円を計上いたしております。前年度と比較して、125万2千円、5.7%の増となっております。

予算の内訳は、第1目高額医療費共同事業負担金で1,858万7千円、第2目特定健康診査等負担金で459万2千円となっております。

国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等に係る県の法定負

担金を計上いたしております。

続きまして、12ページから13ページにかけての第2項県補助金でございます。第1目財政調整交付金で、新年度は、1億5,315万5千円を計上いたしております。前年度と比較して、3,695万9千円、31.8%の増となっております。国庫補助金と同様に、市町村間の財政力等の不均衡を是正する等のために、県から交付される財政調整交付金となっております。

続きまして、第6款共同事業交付金、第1項共同事業交付金についてでございます。

第1目共同事業交付金で、新年度は、3億2,622万9千円を計上いたしております。前年度と比較して、950万2千円、3.0%の増となっております。

高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、国保連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って実施している高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業において交付されるもので、高額医療費共同事業交付金で6,668万円、保険財政共同安定化事業交付金で2億5,954万9千円を計上いたしております。

続きまして、第7款財産収入、第1項財産運用収入でございます。第1目利子及び配当金で、財政調整基金に係る利子1千円を計上いたしております。

続きまして14ページでございます。第8款繰入金、第1項他会計繰入金についてでございます。

第1目一般会計繰入金で、新年度は、2億998万円を計上いたしております。前年度と比較して、211万3千円、1.0%の増となっております。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの法定繰入金として、1億9,013万1千円を、平成23年度分に係る介護納付金分の赤字補てんとして、その他一般会計繰入金1,984万9千円を計上いたしております。

続きまして、第9款繰越金についてでございます。第1項繰越金、第1目繰越金で、新年度は、前年度と同額の1千円を計上いたしております。

続きまして15ページでございます。第10款諸収入についてでございます。

第1項延滞金加算金及び過料では、第1目延滞金で、新年度は、前年度と同額の50万円を計上いたしております。

第2項雑入では、新年度は、615万9千円を計上いたしております。予算の内訳は、第1目一般被保険者第三者納付金で500万円、第2目退職被保険者等第三者納付金で100万円、第3目一般被保険者返納金で5万円、第4目退職被保険者等返納金で3万

円、第5目納付金で8千円、第6目雑入で7万1千円となっております。

続きまして16ページでございます。第3項の療養費等指定公費返還金では、第1目療養費等指定公費返還金で、新年度は、27万1千円を計上いたしております。

この返還金は、70歳以上の被保険者の8割支給の療養費であって、一旦9割支給を行った事例について、公費が負担すべき1割分を国から返還を受けるといったものとなっております。

続きまして17ページでございます。歳出予算につきましてご説明をさせていただきます。

はじめに、第1款総務費についてでございます。17ページから18ページにかけての第1項総務管理費、第1目一般管理費では、新年度は、3,396万4千円を計上いたしております。前年度と比較して、268万8千円、7.3%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金で318万3千円、その他で2,904万1千円、一般財源で174万円となっております。

国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る費用、診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための費用などとなっております。

次に、18ページから19ページにかけての第2項徴税费、第1目賦課徴収費では、新年度は、1,648万9千円を計上いたしております。前年度と比較して、31万円、1.9%の増となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの電算委託料などの費用となっております。

次に、第3項運営協議会費、第1目運営協議会費では、新年度は、前年度と同額の18万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、その他で18万円となっております。国保運営協議会の開催に係る委員報酬として、委員9名、4回分を計上いたしております。

続きまして20ページでございます。

第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費では、新年度は、前年度と同額の76万8千円を計上いたしております。予算の財源内訳は、国庫支出金で18万円、その他で58万8千円となっております。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及の啓発パンフレットの購入費となっております。

続きまして、第2款保険給付費についてでございます。

保険給付費は、本特別会計の予算支出の約70%を占める費用となっており、その積

算にあたりましては、療養諸費、高額療養費など、各給付費の推移やその動向などを勘案して見積もっております。

はじめに、第1項療養諸費では、新年度は、19億8,395万6千円を計上いたしております。前年度と比較して7,794万4千円、4.1%の増となっております。

予算の財源内訳は、国県支出金で4億7,691万円、その他で10億8,714万3千円、一般財源で4億1,990万3千円となっております。

予算の内訳は、第1目一般被保険者療養給付費で18億7,266万6千円、第2目退職被保険者等療養給付費で7,293万5千円、第3目一般被保険者療養費で2,887万3千円、第4目退職被保険者等療養費で92万6千円、第5目審査支払手数料が855万6千円となっております。このうち、療養給付費は、通院、入院、調剤等診療や治療に関する給付となっており、療養費は、柔道整復や補装具等に関する給付となっております。

続きまして21ページでございます。第2項高額療養費では、新年度は、2億5,957万2千円を計上いたしております。

前年度と比較して6,000万5千円、30.1%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で6,258万円、その他で1億9,322万円、一般財源で377万2千円となっております。

予算の内訳は、第1目一般被保険者高額療養費で2億4,961万5千円、第2目退職被保険者等高額療養費で987万6千円、第3目一般被保険者高額介護合算療養費で8万円、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費で1千円となっております。高額介護合算療養費につきましては、被保険者等が支払った国民健康保険と介護保険の負担金が一定基準を超えた場合に給付するものでありますが、このうち第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費においては、65歳未満である退職被保険者が介護保険のサービスを利用されるケースは稀であると考えられることから、1千円のみを計上としております。

次に、第3項移送費では、新年度は、前年度と同額の10万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、一般財源で10万円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者移送費、第2目退職被保険者等移送費とも5万円を計上いたしております。移送費は、疾病や負傷等により移動が著しく困難である場合で、緊急やむを得ず、移送により診療を受けた場合における、その移送の費用について給付するものとなっております。

続きまして22ページでございます。第4項出産育児諸費では、新年度は、1,680万9千円を計上いたしております。前年度と比較して、42万円、2.6%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で1,120万円、一般財源で560万9千円となっております。予算の内訳は、第1目出産育児一時金で1,680万円、第2目支払手数料で9千円となっております。

出産育児一時金につきましては、1件あたりの支給単価を42万円、40件と見込み、予算を計上いたしております。

次に、第5項葬祭諸費、第1目葬祭費についてであります。新年度は、前年度と同額の100万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。葬祭費につきましては、1件あたりの支給単価を2万円、50件と見込み、予算を計上いたしております。

続きまして、第3款後期高齢者支援金等についてでございます。

第1項後期高齢者支援金等で、新年度は、4億918万3千円を計上いたしております。前年度と比較して、4,808万6千円、13.3%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で1億9,881万9千円、その他で3,196万4千円、一般財源で1億7,840万円となっております。予算の内訳は、第1目後期高齢者支援金で4億914万6千円、第2目後期高齢者関係事務費拠出金で3万7千円となっております。

後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源として、医療保険者が拠出するもので、市町村国民健康保険も一保険者として支援を行っております。

当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。また、増額となった主な要因につきましては、1人当たり支援金額の増加と精算見込額の減少による増となっております。

続きまして23ページでございます。第4款前期高齢者納付金等についてでございます。第1項前期高齢者納付金等で、新年度は、75万9千円を計上いたしております。前年度と比較して、26万8千円、26.1%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。予算の内訳は、第1目前期高齢者納付金で71万9千円、第2目前期高齢者関係事務費拠出金で4万円となっております。

前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するためのもので、保険者への交付金の財源として納付するものとなっております。当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。

続きまして、第5款老人保健拠出金についてでございます。

第1項老人保健拠出金で、新年度は、1万9千円を計上いたしております。前年度と比較して、1万7千円の減となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で1千円、一般財源で1万8千円となっております。予算の内訳は、第1目老人保健医療費拠出金で、1千円、第2目老人保健事務費拠出金で1万8千円となっております。

続きまして24ページでございます。

第6款介護納付金についてでございます。第1項介護納付金、第1目介護納付金で、新年度は、1億6,318万6千円を計上いたしております。前年度と比較して1,259万1千円、8.4%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で8,159万2千円、その他で660万7千円、一般財源で7,498万7千円となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分として納付するもので、当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。

続きまして、第7款共同事業拠出金についてでございます。

第1項共同事業拠出金で、新年度は、3億3,735万2千円を計上いたしております。前年度と比較して、9万8千円、0.02%の増となっております。

予算の財源内訳は、国県支出金で3,717万4千円、その他で2億5,955万1千円、一般財源で4,062万7千円となっております。

予算の内訳は、第1目高額医療費共同事業拠出金で7,434万9千円、第2目保険財政共同安定化事業拠出金で2億6,300万1千円 同事業拠出金で2千円となっております。

続きまして25ページでございます。第8款保健事業費についてでございます。

第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費で、新年度は、2,521万8千円を計上いたしております。前年度と比較して、16万1千円、0.6%の増となっております。

予算の財源内訳は、国県支出金で1,103万4千円、一般財源で1,418万4千円となっております。

平成24年度から、個別健診に加えて集団健診を導入し、受診機会の拡大を図っておりますが、新年度からは、検査項目について、これまで医師の判断による追加項目であった貧血検査及び心電図検査を基本項目に追加し、受診率向上に努めてまいります。

第2項保健事業費では、新年度は、421万3千円を計上いたしております。前年度と比較して9千円、0.2%の増となっております。

予算の財源内訳は、県支出金で142万2千円、一般財源で279万1千円となっております。

予算の内訳は、第1目医療費通知費で181万3千円、第2目人間ドッグ健診受診費用助成費で240万円となっております。

続きまして26ページでございます。

第9款公債費についてでございます。第1項一般公債費、第1目利子で、新年度は、10万円を計上いたしております。前年度と比較して1万4千円、20.5%の増となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

当年度の資金状況の必要に応じて、医療費の支払資金を金融機関等で一時的に借り入れた場合の利子分となっております。

続きまして、第10款諸支出金についてであります。

第1項償還金及び還付加算金では、新年度は、236万1千円を計上いたしております。前年度と比較して、20万円、7.8%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

本項では、平成24年度決算の確定に伴う国庫支出金等の精算において、超過交付が生じた場合の交付金等の返還、また、所得更正などにより、前年度までに納付された国民健康保険税に減額更正が生じた場合に還付するための予算を計上いたしております。

予算の内訳は、第1目一般被保険者保険税還付金で205万円、第2目退職被保険者等保険税還付金で31万円、国庫支出金等償還金で1千円となっております。

続きまして27ページでございます。

第2項療養費等指定公費立替金、第1目療養費等指定公費立替金では、新年度は、27万1千円を計上いたしております。前年度と比較して、3万5千円、14.8%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で27万1千円となっております。

最後に、第11款予備費についてでございますが、新年度は、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

国民健康保険制度につきましては、現在国で進められております社会保障制度改革国民会議の中で、どのように進んでいくのか、今後につきましても、国等の動きには十分注視しながら、適切な対応を図るとともに、地域保険の安定的な提供に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第13号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○飯高委員長 国民健康保険事業特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 まず、保険給付費についてお尋ねしたいんですけども、給付費、25年度も今年度と比べて1億3,800万程度ですかね、ふえるというふうに見込んでの予算ですけども、国保の加入者自体はそんなにふえてないとか逆に減ってきているような状況の中で、給付費が増になるという原因とか要因というのはどういうところにあるんでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 保険給付費は前年度と比較して、約1億3,836万円の6.5%増の22億6,143万7,000円を計上しております。これが歳出の約7割を占めておりますけども、要因として挙げられますのは、国民健康保険の被保険者の年齢が高いというのが要因の一つとして挙げられます。

国民健康保険の年齢別の構成を見ますと、50歳が10.1%、そして60歳代が34.8%、そして70歳代が21.7%となっております。合わせて66.6%にもなります。当然、医療費につきましては、年齢が加齢するにつれまして当然医療費もかさみますので、当然保険給付費も今後もふえていくものと考えております。

25年度の一般被保険者療養給付費の予算につきましても、1人当たりの給付額に被保険者数を乗じて計算しておりますけども、前年また前々年度のその伸び率等を勘案いたしまして、こういう予算計上をさせていただいております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 高齢化が進む中で年齢構成、国保のほうも上がってきているということで、給付費がこういうふうにとんどんふえていくんですけども、逆に今回、国庫支出金のほうが大分減額になってきてますけども、これ、給付費は伸びてるのに国庫負担金支出金が減ってきてるというのはどういう状況なんでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 今回、国庫支出金が前年度より約2,691万円の減となっております。といいますのは、療養給付費等負担金が約3,004万6,000円の減となっております。この負担金は一般被保険者にかかります医療給付費や後期高齢者支援金、

また介護納付金の費用にかかります国の法定の負担金で、この補助率が前年でしたら34%ございましたけども、24年度から32%、2%引き下げられております。そのかわり、その減った2%につきましては、県支出金の財政調整交付金のほうでもともと7%あったやつが9%に引き上げられております。

以上です。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 国の負担率が引き下げられて、県のほうの、2%上昇になったと言いますけども、でも実際には金額としては減ってしまっているという状況だというふうに思うんですね。

ほんとにこの国保の会計というのは、今、市町村が運営主体になってますけども、この間ずっと国が負担を減らし続けてきて、ほんとにもう運営していけない状況になってきておまして、以前からそのことは指摘もしてきましたし、町のほうにも、国に対してきちんとやっぱり財政的にも国が責任を持って国民の健康・命を守るという立場を明確に示していただくように要望していただいていると思うんですけどもね、今回また新たに国庫負担が引き下げられるということについて、私もほんとに遺憾ですし、引き続きやっぱり国に対して、きちっと責任を持って国民の命を守れということ、町のほうからもまた声を挙げていただきたいというふうに思います。

そんな中でも、特に高額医療費ですね、こちらのほうも金額的に非常にふえてきてますけども、高額医療費の内訳というんですか、使っておられる方の状況の推移というのはどんなふうになっているんですかね。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 保険給付費の一般被保険者の高額療養費ですけども、前年度と比較して約5,848万6,000円の増となっております。これも平成25年度の予算につきましては、前々年度と前年度の伸び率を勘案いたしまして計算しておりますけども、高額療養費が当然、70歳以上の高齢者ではその自己負担限度額の基準が緩やかになることによりまして、対象となる件数が非常に多くなります。一方、だから比較的少額の医療費であっても高額療養費としてカウントされます。1件当たりの平均額は70歳未満の場合よりも少なくなる傾向をもっておりますけれども、件数につきましては当然ふえてきますので、今後もそれは増加するものと思っております。

ここ2年間、高額療養費の国保連合から回ってきますデータを見ますと、ひと月当たりで最高で五百何万円を使われるという高額の医療費の方が何人かおられます。当然、

100万円以上になりますと、この3月から8月診療分までをしてみると、500万円以上が1件、400万円以上が1件、300万円以上が5件、そして100万円以上使われるという方が109件に上っております。だから、1人当たりのそういう医療費も以前に比べまして高くなっているのが原因と思われまます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 この高額医療の部分でも、高齢化が進むにつれて、高齢者の方がふつうに使っておられても高額医療になってしまうという状況ですね。

それとあと、突発的にやっぱり高額、ほんとに高額で利用される方というのは発生するものだなというふうに認識していますけども、ただ、この100万円以上の方が109件ですかね、このところ、これもやっぱり高齢者の方がふつうにといつて理解していいのかわからへんけども、100万円の傾向としてその高齢者の方がふつうに使って100万円超える分が109件あると。何かその100万円超える方がこれだけいらっしやるということの中で、その傾向的なものはあるんですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 この109件はちょっと見てみますと高齢者じゃなくて40歳以上の成年の、いわゆる成人病によるものが、病気の疾病別で見ると高血圧でありますとか糖尿病でありますとか心臓疾患でありますとか、そうしたものが主な要因となりまして、こういう病気につきましては長期間療養を要しますので、こういう金額に上がってきているものと思われまます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 主に成人病ですね。そうするとやっぱり特定健診等をしっかり受けていただいて、その成人病にならないようにするという対策が必要になってくるなど。その辺がやっぱり今後、医療費、何とか給付を抑制していこうと思うとそうした対策が必要になってくると思いますので、今回、心電図と貧血と項目に新たに追加していただいて、さらに特定健診を受けていただけるように町のほうも引き続き啓発のほうをよろしく願いしておきたいと思うんです。

それとあと、短期保険証の発行状況について確認しておきたいと思うんですけども。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 平成20年の法改正によりまして、中学生以下の被保険者に対しましては、資格証の証明はしないということになっております。

それで、当町におきましても、18歳未満の子どもさんにおきましては、全部当初か

ら保険証は送付しております。

それで、平成24年度の状況を見てみますと、保険証をまずとめ置きした件数が137世帯ございまして、窓口の納付相談の結果、1年の正規証を交付したものが53世帯、そして6か月の短期被保険者証が21世帯、そしてとめ置きの137世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯は30世帯ございました。そして、その中で18歳の子どもは52人おられましたけれども、先ほど申しましたようにその方には全員、保険証は送付しております。

また、今回、先週ですけれども、25年度の保険証を送付いたしましたけれども、その中で18歳未満の子どもがおられる方は52世帯ございまして、子どもの数が35人おられましたけれども、その方につきましても全員、保険証は送付いたしております。

それで、委員が申されてます資格証の証明につきましては、現在、斑鳩町では行っておりません。また、どうしてもとめ置きをしてて保険証を取りに来られてない方につきましては、郵便で何回か「取りに来てください」という案内を行っておりますけれども、それでも取りに来られない場合につきましては自宅に赴くなどして行っていきたいと考えております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、課長のほうで、私がお聞きしようと思っていたことをしっかり答えていただきましたので。やっぱり健康保険証がなくてお医者さんにかかれないという状況は作ってはならないと思いますし、町のほうもなかなかその住所が特定できなかつたりとかおられなかつたりとかいう困難な状況もあるかと思いますが、できる限りやっぱり相談にも対応していただきたいし、そして訪問を引き続き行っていただいて丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 ちょっと総括的にお聞きしたいんですが、今、国保の累積の赤字の金額をちょっと教えてください。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 累積の赤字といいますか、平成25年の2月末で滞納者が約800名おられます。そして滞納額が1億9,000万、そして累積の赤字ですけれども2億少し、すみません、赤字の累積額が4億6,000万です。

それで、24年度、今年度の、国保財政の単年度の収支の見込みとしましては約5,

000万近く赤字になると思われます。当然、先ほどの4億6,000万を足しまして5億1,000万近くの累積赤字となる予定でございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 5億1,000万、確かちょっと午前中に質問させてもらった中で、27年度ぐらいに広域化ということが今検討、上の方で検討をされてるといいますか、そういうようなことをちょっとお聞きしましてんけど、その場合、この累積の赤字というのはどう考えさせてもらったらよろしいやろ。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 一元化を図るといのはもう、県で価格を、料金を設定するというだけで、この赤字は全く手をつけない、そういうことですから何も別にメリットはないわけです。赤字を解消してくれるのだったらそれはいいわけですけども、料金の設定を一元化を図っていくということですから、そういうことでこれも実際に言ったら平成二十何年に料金設定を値上げしていますから、そのときに結果6億ぐらいあった赤字が四億何ぼかまで下げてきたんです、下がったんです。そやけども、やっぱり料金を値上げしていただいても結局はまたこれがふえていっているわけですね。もうやっぱり5億2,000万ぐらいの、もう平成24年度を締めきったらですね、大体5,000万円から6,000万円、ほんならもう5億2,000万。そしたら26年は何ぼやといたら、これやっぱり5億もつといきますから、これ以上というのはもう難しいとこです、これは。もう以前からこれはもう何ぼ我々が国に対して要望しても、自民党であろうが、民主党であろうが、維新の会であろうが、どこであろうが、ええことだけ言うんです。ええことを言うけど、結果的には何も言わない。そしてもう、県でこんなものやっていただこうとかいうことを言うんですけども、もう、県はそんなものとても要りませんかとなってきますからね。だから、この解決方法というのはなかなかないんです。私どもかて、一遍は応能応益の関係を、半分半分ということでやったことも、議会のほうでやっていただいたこともあるんですけども、なかなか簡単にこの赤字というのは解消していかない。そこへまた滞納者そのものが、やっぱり現在1億9,000万、2億ぐらいあるわけですから、逆に言うたら2億円を全部集めて2億を引いても3億の赤字やと。こういうことはなかなか、伴委員がおっしゃっていただくように、結局それでも一般会計からやっぱり介護分の関係はあれだけの金額をやっぱり毎年出してきているわけですから、かなりやっぱり昔はまだ高い金利のときやったら、一借りをするわけです。一遍借りておいて、その金を、もうただ利息は払わないですから、その分までここへ入れてたわけ

ですから、その関係等については非常にやっぱり厳しいと思うんです。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 町長から厳しいと、難しいというのは、おっしゃることはよくわかるんです。

これは、思いますねんけど、介護の給付のように一般財源から入れていただくか、もしくはその保険税を上げていただくか、もうこの二つに一つしかないと思うんですね。その辺で、どこかで、累積どんどんどんどんしていってしまうともうすごい大きな金額に今後なっていくしますので、そのあたり、ちょっとどこかで決断していただかなあかんと思いますけど、そのあたりどうですか。

○飯高委員長 池田副町長。

○池田副町長 定期監査で辰巳代表監査委員も言われておるように、結局、連結決算を行いますと、この差し引きは黒字になっていますけども、ただその黒字というのは一般会計の黒字と水道の事業財源3億弱ありますので、その合計で黒字になっているだけです。

国保財政を見てみますと、今後、先ほど課長から申しあげてますように、今も単年度は赤字になっております。この赤字といたしますのは、当然、介護については埋めていってましても、後期高齢者の納付金の差し引き、もらう分と納める分がありますよね、これにつきましてはもう恐らく23年度で約1億9,000万、24年度見込みで約3億2,000万の赤字となってきます。25年度もやっぱり3億6,000万と、徐々に後期高齢のほうも赤字がふえていきます。ですからこの分はどンドン、どンドン赤字がふえていくわけですので、一定の段階で一般会計から以前やりましたように繰り入れをしないと、非常に困難な状況になってこようかと考えております。

例えばこれは一つの例ですけど、ある北海道の市、もう財政再生団体になる寸前になったんですわ。これは一般会計もそら厳しいけども、例えば国保会計でもう5億以上の赤字になった、病院会計も赤字を抱えておったと。連結決算を打ったら非常に大きな赤字になってしまいますので、その部分で財政の再生団体になる寸前だったということで、ここで一手をつけられました。斑鳩町もそういう状況になったらあきませんので、恐らく今、24年、25年で5億超えてまいりますので、近いうちにこれの手当てを打つ必要があるというぐあいには考えております。

ただ、先ほど町長が申し上げられましたように、27年のときに保険料の統一化へ進んでおります。27年度で財政調整基金を、頼母子講みたいな制度になってくるんです。27年、各市町村でお金を出し合って、その地域によって医療費が高いところがあります

わね、非常に高齢化率が高いところ、また病院が多いために1人当たりの医療費が高いところ、そこを補填しようという制度になりますので、そのときになりますので、それに向けて若干、斑鳩町も保険税は当然上がってきます。それを見ながら、ほんでこの後期高齢の赤字も見ながら、いつの段階で繰り入れを、大きな繰り入れをするかというのは委員の皆様方とも相談しながら、その時期は決めていきたいと考えております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 町の、明確に、今後の考え方というのは示していただいたと思います。

1つ、最後にお聞きしたいんですが、近隣の市町村、奈良県内で結構です。法定外で、介護納付金ですか、以外に一般会計から繰り入れられている団体というのはございますか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 近隣で法定外の一般会計からの繰り入れをされている市町村は9市町村ございます。

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

小林委員。

○小林委員 今の質問に関連してなんですけれども、県のほうが広域化に向けて赤字にならないように運営するために試算した保険料と、また、斑鳩町が平成25年度に、これの予算に向けての試算した保険料について差額、差額というか保険料についてお聞きしたいと思います。

その差額については、今、副町長がどのように今後なっていくのかという答弁をいただきましたので、金額についてだけお聞かせ願えますか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 現在、平成24年度の斑鳩町の現状の保険料は8万8,603円、1人当たりになってございます。それは平成27年の県の標準保険料になりますと、シミュレーションでございますけれども、斑鳩町の場合、9万2,731円というシミュレーションが出ておまして、約4,128円の増加となります。ただ、県が今シミュレーションをしていますけれども、この場合、1人当たりで10%の値上げになる場合、激変緩和措置を施そうという考えがございまして、平均で四千何ぼ上がりますけれども、この中には当然10%以上上がる人もおられますので、それをならしますと、激変緩和措置をいたしますと約1,274円の増加という試算が出されておまして、上昇率が約1.4%に抑えられるという試算が出ております。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 またそれらについては今後、担当の委員会のほうでもまた議論させていただきます。

あと一つ、25ページのジェネリック医薬品利用差額通知書作成業務委託料に関連してなんですけれども、各薬局のほうでは自分の薬局がどれぐらいの割合でジェネリックを使用しているかというの、何%使用しているかというのを把握してるんですけれども、というの、ジェネリックをより多くの方に利用していただいたら補助金のほうが出ますので、薬局としては努力されていても、なかなかジェネリック、後発関係を受け付けないお医者さんの方もおられますし、利用者の方も、患者さんもおられますので、なかなか難しいかもしれませんけれども、保険者として、これジェネリックどう、斑鳩町の住民がどれぐらい使用されているかというのはわかるものなんですかね。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 斑鳩町の住民の方が今現在、ジェネリックをどれだけ利用されているかというのはわかりません、正直言って。ただ、国保連合会のほうへ毎月の薬剤のそういうのが行きますので、これをジェネリックに置きかえた場合、何ぼの差額が出ますというのは出ます。今回、この新年度予算であげております利用差額通知については、そういった今使っている薬をジェネリックに置きかえた場合、幾らかこれだけの分が安くなりますという通知をしようと思っておったんですけども、まだジェネリック医薬品につきましては、ちょっとその副作用の問題とかいろんなちょっと詰めなければならない問題も当然ございまして、現在、医師会と最終また詰めていかなければならないとは思っております。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 各薬局のほうで努力されてジェネリックの利用率を上げて、逆に上げ過ぎるとそれはおかしいということで上のほうから監査が来て、監査が来るといような状態なのでなかなかジェネリックを普及させる制度、制度というか、していただくのは難しいかなとは思ってますけれども、やっぱりこれほど医療費がかさんでいってなってくると、私やっぱりより多くの方に声を大きく、ちょっとジェネリックを使用していただきたいというふうには言ってるんですけれども、現状においてはやっぱり例えば湿布とか、そんなに張るとこないやろうというぐらいもらって帰られる人もおられますので、やっぱりそういう方においては、こういうジェネリックの通知書に関連して医療費の適正化についても町のほうとしてはより一層取り組んでいただきたいというふうに要望だ

けさせていただきます。

以上です。

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 一般的に国保税の場合には、法定割とほんで資産割ってあると思いますねんけども、その割合というんですか。それとその資産というのは何によってそれ、資産というものをつかんでおられるのかね。固定資産税か何かその辺はちょっとわからんねんけども、かなり年いった者でも資産というか何かある人についてはやっぱり資産のほう結構かかっておるように思うねんけど、それはどういう形で法定割と資産割となっているのか、教えていただきたいと思います。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 国保税を出す場合、まず斑鳩町の場合、所得割、そして資産割、そして平等割、そして均等割の4方式を採用しております、資産割につきましては、当然斑鳩町内に固定資産をお持ちの方に対して、それぞれ医療分でありますとか介護分でありますとかの率をかけて算定をしております。奈良県の状況を見ても当然資産割をもうとうに廃止をしている市町村もございます。

そして、平成27年、先ほどから出ております広域化になりますと、この資産割はなくなる予定でございます。

以上です。

○飯高委員長 ほかにないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第16号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審議に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、議案第16号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第16号

平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議

会の議決を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、特別会計予算書の63ページをご覧くださいと思います。

予算総則を朗読をいたします。

平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億1,690万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

失礼して座って説明させていただきます。

まず、本特別会計予算の概要につきましてご説明を申しあげます。本特別会計の歳入歳出予算の総額は、20億1,690万円を計上いたしております。前年度と比較して1億4,850万円7.9%の増額となっております。

介護保険事業は、平成24年度から平成26年までの第5期事業計画の管理期間となり、この3か年での収支について均衡を図ることとするものでありますが、平成25年度は、その中間年でございます。

はじめに、歳入予算についてご説明申しあげます。71ページをお開きいただきたいと思います。

第1款保険料、第1項介護保険料でございます。新年度は第1目第1号被保険者保険料で4億5,503万9千円を計上いたしております。前年度と比較して2,876万

4千円、6.7%の増となっております。

65歳以上の第1号被保険者にかかる保険料であり、原則として介護給付費の23.5%にあたる金額としております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項手数料についてでございますが、第1目督促手数料において保険料の督促手数料といたしまして、8千円を計上いたしております。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金についてでございます。

新年度は、第1目介護給付費負担金で3億4,314万円を計上しており、前年度と比較いたしまして2,717万9千円、8.6%の増額となっております。

これは、施設給付費を除く介護給付費の20%と、施設給付費の15%を計上いたしております。

次に、72ページでございます。第2項国庫補助金についてでございます。新年度は、6,367万9千円を計上いたしております。前年と比較して631万1千円、11.0%の増額であります。

その内訳は、第1目調整交付金が4,928万7千円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の25%にあたる218万8千円、第3目包括的支援事業・任意事業分として上限事業費の39.5%にあたる1,220万4千円を計上いたしております。

次に、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金についてであります。新年度は5億6,086万6千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、4,346万3千円、8.4%の増となっております。

この費目は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するものでございます。

その内訳につきましては、第1目介護給付費交付金として介護給付費の29%にあたる5億5,832万8千円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の29%の253万8千円を計上いたしております。

なお介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの保険料にかかるものでございます。

次に、73ページの、第5款県支出金、第1項県負担金であります。第1目介護給付費負担金で2億8,257万2千円を計上いたしております。前年度と比較して、2,135万5千円、8.2%の増となっております。施設給付費を除く介護給付費の12.5%と施設給付費の17.5%を計上いたしております。

次に第2項県補助金では、719万6千円を計上いたしております。前年度と比較して53万2千円、6.9%の減となっております。

その内訳は、第1目で地域支援事業交付金の介護予防事業分として、上限事業費の12.5%の109万4千円、第2目で地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として上限事業費の19.75%の610万2千円を計上いたしております。

続きまして74ページでございます。第6款財産収入、第1項財産運用収入でございます。新年度は、第1目利子及び配当金で6万5千円計上いたしております。前年度と比較いたしまして8万3千円、56.1%の減となっております。

次に、第7款寄附金、第1項寄附金につきましては、第1目寄附金で前年度と同様1千円を計上いたしております。

続きまして、74ページから75ページにかけましての第8款繰入金、第1項一般会計繰入金でございます。

新年度は2億9,771万6千円を計上いたしております。前年度と比較して1,987万9千円、7.2%の増となっております。

第1目介護給付費繰入金では、2億4,065万9千円、第2目地域支援事業費繰入金の介護予防事業分として109万4千円、第3目地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分として610万2千円、第4目その他一般会計繰入金では、4,986万1千円を計上いたしております。

介護給付費繰入金として、介護給付費の12.5%、地域支援事業費繰入金は、介護予防事業分として上限事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業分として上限事業費の19.75%を計上いたしております。その他一般会計繰入金では、職員給与費及び事務費に係る分を計上いたしております。

75ページの、第2項基金繰入金、第1目介護保険給付費準備基金繰入金でございます。

新年度は556万5千円を計上しております。前年度と比較して216万5千円、63.7%の増でございます。

次に、第9款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金として100万円を計上いたしております。平成24年度中に償還できない保険料について、新年度に繰越しするものでございます。

次に、76ページでございます。第10款諸収入、第1項延滞金加算金及び割引料では、第1目過料で1千円、第2目第1号被保険者延滞金で2万3千円、第3目第1号被

保険者加算金で1千円を計上いたしました。

また、第2項雑入では、弁償金等の雑入としまして、合わせて項全体で2万8千円を計上いたしております。第1目滞納処分費、第2目弁償金、第3目違約金及び延納利息、第4目第三者納付金、第5目返納金では、それぞれ1千円を計上、また、第6目納付金で1万3千円、第7目雑入で1万円をそれぞれ計上いたしております。なお、財政安定化基金事業交付金については、平成24年度での受け入れのみであったことから、新年度予算の計上はございません。

続きまして、歳出予算でございます。78ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費でございます。新年度は、第1目一般管理費で2,803万9千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、344万9千円、14.0%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で2,803万9千円となっております。

主な内容は、介護保険事務に携わる職員の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等の経費でございます。

次に、79ページ、第2項徴収費であります。新年度は、第1目賦課徴収費で153万2千円を計上いたしております。前年度と比較して、8万7千円、6.0%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で150万8千円、一般財源で2万4千円となっております。

主な内容は、特別徴収に係る保険料の通知や普通徴収の納付書等の送付に係る経費等でございます。

次に、79ページから80ページの、第3項介護認定審査会費であります。新年度は、第1目介護認定審査会費で1,982万2千円を計上いたしております。前年度と比較して、69万7千円、3.4%の減となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。

主なものは、要介護認定にかかる主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴う認定調査事務委託料等でございます。

次に、80ページ、第4項の趣旨普及費であります。新年度予算額は、第1目趣旨普及費で40万5千円を計上いたしております。前年度と比較して、109万5千円、73.0%の減となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。パンフレットの作成に係る経費等を計上いたしております。

第5項介護保険運営協議会費でございます。新年度は、第1目介護保険運営協議会費

で、8万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております

介護保険事業の進捗状況等に関してご審議いただくこととしており、2回の開催を予定しております。

次に、81ページでございます。第6項地域包括支援センター運営協議会費であります。新年度は、第1目地域包括支援センター運営協議会費で3万5千円を計上いたしております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。

次に、第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費についてでございます。新年度は、第1目介護サービス等諸費で17億1,523万6千円を計上いたしております。前年度と比較して、1億886万9千円、6.8%の増となっております。

予算の財源内訳は、国県支出金で6億136万7千円、その他で7億1,182万4千円、一般財源で4億204万5千円となっております。

これらは、要介護1から5に認定された方への介護サービス等にかかる経費であり、介護保険事業計画や実績をもとに計上いたしております。

次に、82ページでございます。第2項介護予防サービス等諸費についてであります。新年度は、第1目介護予防サービス等諸費で7,766万円を計上いたしており、前年度と比較して、602万4千円、8.4%の増となっております。

予算の財源内訳は、国県支出金で2,722万5千円、その他で3,222万8千円、一般財源で1,820万7千円となっております。

これは、要支援1及び2と認定された方への介護予防サービス等にかかる経費であり、介護保険事業計画や実績をもとに計上いたしております。

次に、第3項その他諸費についてでございます。新年度は、第1目審査支払手数料で257万2千円を計上いたしております。前年度と比較して、11万円、4.5%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で90万2千円、その他で106万8千円、一般財源で60万2千円となっております。

支給限度額等の審査や支払事務を奈良県国民健康保険団体連合会で行っており、これらに係る経費を計上したものでございます。

次に、83ページの、第4項高額サービス等費についてであります。新年度は、第1目高額サービス諸費で3,734万5千円を計上いたしております。前年度と比較して、627万9千円、20.2%の増となっております。

予算の財源内訳は、国県支出金で1,309万3千円、その他で1,549万8千円、

一般財源で875万4千円となっております。

医療保険制度と同様に、自己負担額が高額になって一定額を超えた場合、その超過分について償還払いにより給付するもので、これに要する経費でございます。

次に、第5項高額医療合算サービス等費についてであります。新年度は、第1目高額医療合算サービス諸費で767万2千円を計上いたしております。前年度と比較しまして、56万2千円、7.9%の増となっております。

予算の財源内訳は、国県支出金で268万9千円、その他で318万4千円、一般財源で179万9千円となっております。

介護保険、医療保険の制度においてそれぞれに自己負担額が高額となったときは、月額で限度額が設けられており、それぞれ高額介護サービス費、高額療養費として限度額を超えた分について支給されています。さらに、このそれぞれの利用額を合算した年額で所得に応じ限度額が設けられ、その限度額を超えた額について介護保険と医療保険の利用額に応じて按分され、介護保険事業特別会計からは高額医療合算サービス等費として支給されることとなります。

次に、83ページから84ページの、第6項特定入所者介護サービス等費についてであります。

新年度は、第1目特定入所者介護サービス等費で8,478万3千円を計上いたしております。前年度と比較して、2,749万4千円、48.0%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で2,972万3千円、その他で3,518万5千円、一般財源で1,987万5千円となっております。

施設に入所等されている方の居住費と食費にかかる経費でございます。この施設に係る昨年の給付量の推移から推計すると、今後増加することは避けられないものと考えているところでございます。

次に、84ページでございます。第3款基金積立金、第1項基金積立金でございます。まず、第1目介護保険給付費準備基金積立金では、新年度は、6万5千円を計上いたしております。前年度と比較して、8万3千円、56.1%の減となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。

介護保険給付費準備基金から生じる利子を積み立てるものでございます。なお、保険給付に関して保険料等に余剰金が生じる場合は、その余剰金をこの基金に積み立てるものでございます。

次に、84ページから85ページの、第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費

でございます。まず、第1目一次予防事業費についてでございます。

新年度は、164万4千円を計上いたしております。前年度と比較して、5万6千円、3.3%の減となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で61万3千円、その他で68万6千円、一般財源で34万5千円となっております。

65歳以上の高齢者を対象として実施いたします運動機能向上指導や認知症予防事業等に係る経費でございます。

次に、85ページ、第2目二次予防事業費についてでございます。新年度は、711万3千円を計上いたしております。前年度と比較して、59万円、9.0%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で266万9千円、その他で295万4千円、一般財源で149万円となっております。

要介護状態に移行するおそれの高い高齢者を対象として実施いたします介護予防事業にかかる経費で、臨時職員や歯科衛生士の賃金、運動機能向上指導業務委託料、生活機能評価業務委託料等が主な経費でございます。

次に、85ページから86ページにかけましての、第2項包括的支援事業・任意事業費であります。まず、第1目包括的支援事業費についてでございます。

新年度は、2,000万円を計上いたしております。前年度と比較して、209万4千円、9.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で1,185万1千円、その他で395万円、一般財源で419万9千円となっております。

斑鳩町社会福祉協議会に委託しております地域包活支援センターの運営に係る経費となっております。

次に、85ページから86ページの第2目任意事業費についてでございます。新年度は、1,089万5千円を計上いたしております。前年度予算と比較いたしまして、93万9千円、8.9%の減となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で645万5千円、その他で215万2千円、一般財源で228万8千円となっております。

配食サービス、家族介護用品支給事業や緊急通報装置貸与事業等に係る経費でございます。

次に、86ページでございます。第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金であります。第1目第1号被保険者保険料還付金で100万円、第2目償還金で1千円、第3目第1号被保険者還付加算金といたしまして1千円と、項全体で100万2千円を計上いたしております。

第1号被保険者の過誤納保険料の返還金や、国の負担金や補助金などで返還すべき額

があったときに対応するためのものがございます。

最後に、８７ページの、第６款予備費でございます。前年度と同様１００万円を計上いたしております。

以上で、議案第１６号 平成２５年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審査を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○飯高委員長 介護保険事業特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 ８１ページのところの、介護給付費なんですけども、これも介護サービス等諸費とかで、１億円を超えて伸びている状況なんですけども、その要因はどういったものなのかお尋ねしたいと思います。介護給付。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 介護給付、今年度につきましては、第５期介護保険事業計画で見込みます平成２５年度の給付量を元に算出させていただいた分でございます。前年度につきましては、事業計画ができる前に予算額の編成を行いましたもので、若干少なめにといか、低めに前年度の予算を立てられているんですけども、今年度は計画に沿った形で計上させていただいたものをご理解いただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら１億８００万円程度ですかね、給付は伸びているけども、実態としたら、前年度の予算の見積もりのほうが少なくなっていたということなんですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 はい、前年度につきましては、それまでの推移を見る中で予算を立てましたけれども、改めて２４年度から２６年度の事業計画を立てて、事業計画をつくりましたもので、今年度につきましては、その事業計画を元に予算を計上したということです。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら第５期の計画どおりにはいっているというふうに理解しておいていいですね。

それとですね、８３ページのところの、特定入所者介護サービス等費ですね、これ部

長の説明の中にもふえていくものだということでありましたけど、そのふえる額、率が非常に高くなってますけども、これはどういったことなのでしょう。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 この特定入所者介護サービス費といいますのは、施設に入所された方で、非課税世帯におられる方につきましては、居住費、食費などが負担限度額まででいいと、残りはこの保険給付から支出するという内容のものです。今年度に入りましてから、例えば4月に支払った、この特定入所者介護サービス費と、その後ですね、だいたい11月ごろですね、去年の11月頃に払った費用につきまして、25%ぐらい伸びができております。もちろん施設に入られる方も人数もふえてはいるんですけども、その加入者の中で非課税世帯がふえてきているという状況がございます。課税世帯であれば、基本的には利用者が負担してもらうわけですけども、非課税世帯が増えたことによって、この特定入所者介護サービス費がふえていくという現状がございます。その推移を見る中で、来年度も入所される方が非課税世帯が多く入所されていくのであれば、全体的に月間平均で700万円ぐらい払わなければならないのではないかというふうに推計をしまして、年間で8,400万円の予算を計上させていただいたものです。ただ、非課税なのか、課税なのかというのは年1回見直しますので、今年の夏に見直した際に、課税世帯、非課税世帯の割合が変われば、この数字が下がることも考えられるというふうに思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 入所されている方が課税世帯か非課税世帯かというのもあるかと思いますが、全体で今入所されている方というのはどれぐらいになるんですか。

○飯高委員長 今わかりますか。

植村福祉課長。

○植村福祉課長 すみません。ちょっと療養型医療分と老健の数字がちょっと確定したものを持っておりませんので、あとで報告させていただきたいと思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、そしたらまた後ほどよろしくお願ひします。あとですね、85ページのところで、包括支援事業で減額になっているんですけども、今、介護認定者等もふえてきている中で、これが何で減額になるのかなというのがよくわからないんですけども。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 85ページの第2項の包括的支援事業・任意事業費で、減額になりましたものは、主に理由は2つございます。1点目は、第1目の包括的支援事業費、これで209万円あまりが減額になっております。平成23年度に生活機能評価のやり方を、それまで特定検診にセットで行っていたものを、特定検診ではなくて、もう全員に郵送でチェックリストを送るというやり方に変えました。そのやり方を変える中で、当然回答を寄せられる方の量も増えてきたものですから、その方が2次予防事業のサービスにうまく結びついていってもらわなければならないということで、そのあたり、生活機能評価から2次予防のサービスに、スムーズに受けってもらうためのコーディネート的な役割を地域包括支援センターにやってもらおうというふうに思っておりました。しかしながら、意外と、意外とといいますか、サービス利用につきましては、私どもの福祉課の周知なども行う中で、スムーズにいったことから、今年度につきましては、その部分についてはもう必要がないだろうということで、もともとの2千万円に戻させていただいたということでございます。

2点目は、扶助費で、家族介護用品支給費ということで、これで110万円ほど金額が落ちております。これにつきましては、いわゆる紙おむつ、あと、おむつカバー、パジャマ、防水シートなどの給付ですけれども、これまではこれらの方が年度途中でもかなりふえてくるだろうというふうな推移があるだろうと見込む中で、これまでも500万円近くの予算を組んできたんですが、ここ数年の決算額を見ますと、400万円台の前半で留まっていることが多いことから、実態に則した形で今回の414万円あまりの予算を計上させていただいたということで、この2点について減額されたことが主な理由でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 まあ、一定実績を元に予算組んだらこうなったという説明やったかなと思いますけれども、1のほうについては、包括支援センターに委託をするという形で金額組んできてますけれども、そうすると、包括支援センターの体制のほうっていうのは、何か変更等はあるんですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 平成24年度と25年度については、体制には影響はございません。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 すみません、予算関係参考資料の22ページですねんけど、1番の介護給付状

況の中の1番の介護サービスで、地域密着型介護サービスが25年度の推計はぐんと伸びているんですが、件数、給付額とも、これはなぜでしょうか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 この、地域密着型介護サービスの中には、グループホームというものがございまして。だいたい1つの施設で18人ぐらいが共同で生活をされるということで、いわゆる特別養護老人ホームなどのような施設入所ということではなくて、在宅サービス扱いになるものです。基本的には、共同、1つの建物で18人が生活されるんですけども、地域に自由に買い物に行ったりとかする中で、24時間見守りの中で基本的には地域の中で根ざした生活をしていただくというための施設が、このサービスの中に含まれております。介護保険事業計画の中でもこの施設につきまして、平成25年度の途中からではございますけれども、斑鳩町で新たに1つの施設を指定していこうというふうに思っております。指定されましたならば、18人分のほとんどが斑鳩町の町民の方が入られるだろうということで、この費用が24年度に比べて急激に増えておるといような状況でございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、平成25年度に新たな施設のグループホームを認定していきたいというお答えでしたけど、これグループ名は、ホームの名前はいいですが、場所とか。斑鳩町内でそういうのがあるわけですか。

○飯高委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 現在1箇所ございまして、陶の里というところが開業しております。それに加えて、興留で1つ準備を進められている状況で、それが完成しましたならば、町が指定をしようというふうに思っております。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第17号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審議に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、議案第17号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会

計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第17号

平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、特別会計予算書の95ページをお開きいただきたいと思います。はじめに、予算総則につきまして、朗読をさせていただきます。

平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,410万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

座って説明をさせていただきます。

はじめに、本特別会計予算の概要についてでございます。予算総額は3億2,410万円となっております。前年度と比較して、690万円、2.1%の減となっております。

本特別会計は、後期高齢者医療保険料の収納について、会計上明確にするために設置されているものでございまして、本町が保険料を徴収し、その保険料と事務費等を奈良県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明させていただきます。予算書の101ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、歳入予算につきまして、ご説明を申し上げます。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料についてでございます。

新年度は、2億6,092万2千円を計上いたしております。前年度と比較して、730万3千円、2.7%の減となっております。

予算の内訳は、第1目特別徴収保険料で1億6,255万7千円、第2目普通徴収保険料で9,836万5千円となっております。

後期高齢者医療保険料は、おおむね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されることとなっており、新年度の保険料率は、所得割率が年率8.1%、均等割額が年額44,200円となっております。

保険料総額は、広域連合の見積りによる保険料となっており、収納方法の区分は、平成23年度実績に基づく割合で、特別徴収分を62%、普通徴収分を38%として計上いたしております。

続きまして、第2款使用料及び手数料、第1項手数料についてでございます。第1目督促手数料で、保険料の督促事務に係る手数料として、新年度は、前年度と同額の2万円を計上いたしております。

続きまして、第3款寄附金、第1項寄附金についてでございます。第1目寄附金で、寄附金があった場合の受け入れとして、新年度は、前年度と同額の1千円を計上いたしております。

続きまして102ページでございます。第4款繰入金、第1項他会計繰入金についてでございます。第1目一般会計繰入金で、新年度は、6,209万3千円を計上いたしております。前年度と比較して、40万3千円、0.7%の増となっております。

一般会計からの繰入金として、保険料の徴収や被保険者証の交付など、町が取扱う事務費繰入金609万6千円、また、広域連合の運営に係る事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金など後期高齢者医療広域連合納付金繰入金5,599万7千円を計上いたしております。

なお、この後期高齢者医療広域連合納付金繰入金につきましては、公費負担相当分として、一般会計から一旦本特別会計に受け入れ、さらに本特別会計から広域連合に納付する仕組みとなっております。

次に、第5款繰越金、第1項繰越金についてでございます。新年度は、前年度と同額の1千円を計上いたしております。

続きまして、第6款諸収入についてでございます。

第1項延滞金、加算金及び過料では、新年度は、前年度と同額の1万1千円を計上いたしております。

予算の内訳は、第1目延滞金で1万円、第2目過料で1千円となっております。

続きまして103ページでございます。

第2項償還金及び還付加算金では、転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、新年度は、前年度と同額の105万円を計上いたしております。

予算の内訳は、第1目保険料還付金で100万円、第2目還付加算金で5万円となっております。

次に、第3項雑入では、前年度と同額の2千円を計上いたしております。予算の内訳は、第1目滞納処分費で1千円、第2目雑入で1千円となっております。

続きまして104ページでございます。歳出予算につきまして、ご説明をさせていただきます。はじめに、第1款総務費についてでございます。

第1項総務管理費、第1目一般管理費では、新年度は134万1千円を計上いたしております。前年度と比較して、2万6千円、1.9%の減となっております。

予算の財源内訳は、その他で133万9千円、一般財源で2千円となっております。被保険者証の郵送など資格管理に係る事務費用となっております。

次に、第2項徴収費、第1目徴収費では、新年度は、448万円を計上いたしております。前年度と比較して、134万3千円、42.8%の増となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。後期高齢者医療保険料の徴収管理に要する電算関係の費用や納付書の作成費や郵送料などとなっております。増額となった主な要因につきましては、電算システムの更新業務委託料の増によるものでございます。

次、105ページでございます。第2款後期高齢者医療広域連合納付金についてでございます。

第1項後期高齢者医療広域連合納付金で、新年度は、3億1,692万9千円を計上しております。前年度と比較して、821万7千円、2.5%の減となっております。

予算の財源内訳は、その他で5,599万7千円、一般財源で2億6,093万2千円となっております。

被保険者から納付される保険料相当額2億6,093万2千円と、歳入予算の方で説明申しあげましたように、一般会計から受け入れた広域連合の運営に係る事務費負担金1,347万8千円、保険基盤安定負担金4,251万9千円を広域連合に納付するものとなっております。

続きまして、第3款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金、保

険料還付金及び還付加算金で、新年度は、前年度と同額の105万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に減額更正が生じた場合に還付するための予算を計上いたしております。

最後に、第4款予備費についてであります。新年度は、前年度と同額の30万円を計上いたしております。

後期高齢者医療制度につきましても、社会保障制度改革国民会議において、本年8月までに一定の結論を得ることになっております。国等からの情報収集に努めるとともに、今後示されるであろう制度設計の動きには十分注視しながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上で、議案第17号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○飯高委員長 後期高齢者医療特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 101ページのところなんですけども、この間、後期高齢者の広域連合としても保険料がどんどん引き上がってきていると、さらに加入者自体もふえてきていると思うんですが、今回保険料がこうして減額になっているというのは、どういった理由なんでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 前年度予算と比較いたしまして、730万3千円、保険料が減額となっておりますけど、その主な理由といたしましては、平成24年度予算では、編成する時点では、平成24年度、そして25年度の新保険料率についてまだ決定をされておらず、広域連合で審議中のございまして、また、所得の低い被保険者等への軽減措置等についても国の考え方がまだ示されておりました。そのことから、この24年度の予算に計上する時には、平成23年10月に広域連合から提示をされた保険料をもって予算に計上したためにこういう数字となっております。そして広域の議会後の、議決後の、正式と言ったらおかしいですけど、保険料というのは2億5,868万8千円という数字になっておりまして、それと比べますと、今回は223万あまりの保険料が増となっております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともと23年の10月に見込みで提示された必要額よりも、決定された額の方が低かったということですね。

それと105ページのところの広域連合への納付金も、これ減額になってて、減額になること自体は町にとってもいいことなんですけども、これはどういった理由によるものなんでしょうか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 事務費負担金というのは、広域連合が行う事務経費について、加入する市町村が負担するもので、先ほどの説明がございましたように、一般会計から特別会計に繰り出したあと、特別会計から広域連合に支出するものでございまして、その総経費を負担割合に応じて負担するもので、その負担割合は均等割が10%、そして高齢者人口割が45%、そして人口割が45%になっておりまして、平成25年度見てみますと、均等割が168万4千円、そして高齢者の人口割が581万5千円、そして人口割が597万8千円の計1,347万8千円となっておりますので、これを前年度と比較しますとそれぞれが減額になって、斑鳩町の方に提示されておりますので、その分当然減額になったということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、事務費総額が減ったのか、それか斑鳩町の負担割合が減ったのか、どっちなやということですか。

○飯高委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 奈良県全体の事務費総額が下がったということでございます。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

植村福祉課長。

○植村福祉課長 先ほど、介護保険の予算の中での質問についての回答をさせていただきたいと思っております。介護保険を利用しての施設入所者の数でございますが、平成24年12月入所分でございますけれども、特別養護老人ホームが97人、老人保健施設が87人、療養型医療施設が25人、あわせて209人でございます。このうち、先ほどの特定入所者介護サービス費の対象となっている方は、155人でありまして、以上です。

○飯高委員長 これをもって、住民生活部所管に係る予算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、ここで、3時まで休憩をいたします。

(午後 2時42分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○飯高委員長 再開いたします。

それでは、教育委員会所管に係る予算審査に入ります。まず初めに、第2款総務費について説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 それでは、総務費のうち、教育委員会が所管いたします予算の概要について、説明をさせていただきます。一般会計予算書の48ページをお開きください。座って説明させていただきます。

48ページ 第2款総務費、第1項総務管理費、第11目青少年対策費についてであります。

新年度予算額は216万1千円を計上しております。前年度と比較して、2万7千円、1.2%の減となっております。

青少年問題協議会の活動に係る経費として、委員報酬、巡回活動謝金、啓発物の購入費のほか、青少年悩み事相談員の賃金などを計上しております。

引き続き、青少年問題協議会を中心に、青少年の健全育成に努めてまいります。

以上、青少年対策費にかかります予算の概要でございます。よろしくご審査をお願いいたします。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第9款教育費について説明を求めます。

清水教育長。

○清水教育長 第9款教育費についてでございます。恐れ入りますが、まず予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。13ページの第9款教育費であります。

25年度の教育費の予算額は、8億8,514万6千円を計上しております。前年度と比較いたしますと、1,687万1千円、1.9%の減となっております。

予算額が減となった主な理由といたしましては、国の平成24年度復興予備費活用事

業を活用いたしまして、東小学校の耐震補強工事を実施することによりまして、学校校舎の耐震補強工事の予算計上が平成25年度予算ではないということによるものでございます。

それでは、各項目によって説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

それでは、108ページをお願いしたいと思います。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費であります。新年度予算額は、159万8千円を計上しており、前年度と比較して、8万7千円、5.2%の減となっております。すべて一般財源によるものであります。

教育委員会の会議は、月1回の定例を開催いたしまして、教育行政全般についてご審議をいただいております。また、教育委員会は、きめ細やかな教育行政を確実に進めていくため、研修等を行い、教育委員みずからの資質の向上と教育委員会がいつそう活性化するよう努めております。

次に、109ページであります。第2目事務局費であります。

新年度予算額は、6,086万4千円を計上しており、前年度と比較して、450万1千円、6.9%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で5万5千円、一般財源で6,080万9千円となっております。予算額が減となった主な理由は、職員人件費及び社会科副読本作成費用が減額となっていることによるものであります。この費目におきましては、事務局の職員に係る人件費、学校教育指導主事及び外国人英語指導助手配置のほか、教職員の健康管理、英会話教育や小中連携教育の充実、特別支援教育就学指導、就園・就学前の子どもたちの健康診断、中学生太子サミットなどに係る事業内容となっております。

本町学校教育の特色ある取り組みであります英会話教育、道徳教育及び小中交流事業を柱とした小中連携教育に引き続き取り組むことで、小学校と中学校の教職員が連携して、英語の学習や郷土を題材とした道徳教育を推進するとともに、小学校から中学校へスムーズに進学できる取り組みをいつそう推進してまいります。

また、外国人英語指導助手については、引き続き、学校教育の場において、英語や異文化に対する興味、関心を高めるため、外国人英語指導助手を配置し、両中学校において生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成や、中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも外国人英語指導助手を派遣いたしまして、小さいころから異文化に親しみ、関心を高める国際理解教育の推進に努めてまいります。

また、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援など適正な就学に努めるため、就学指導委員会による適切な指導及び必要な支援を行ってまいります。

新規事業といたしましては、友好都市提携をしています長野県飯島町との交流活動の一環として、両町の3中学校の吹奏楽部が学校ごとや合同の演奏会をいかるがホールで開催することにより、両町の中学生の交流を深めてまいります。その予算として、110ページの第14節使用料及び賃借料のうち、施設使用料及び車両借上料26万9千円ほか41万2千円を計上しております。

次に110ページ、第3目私立学校振興費であります。

新年度予算額は、1,125万3千円を計上しております。前年度と比較して、40万9千円、3.8%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で365万円、県支出金で5万6千円、合わせて370万6千円、一般財源で754万7千円となっております。新年度も、私立幼稚園に対し就園奨励費補助金を交付することで、保護者の負担軽減を図り、私立幼稚園における幼児教育の支援に努めたいと考えております。

次に111ページ、第4目スクールカウンセラー事業費であります。

新年度予算額は、37万7千円を計上しており、前年度と比較して、18万7千円、101.6%の増であります。すべて一般財源によるものであります。

現在、斑鳩中学校に配置している心の教室相談員を引き続き配置し、児童生徒や保護者、教師の心の悩みや不安、ストレスの解消を図り、個々の児童生徒に対するきめ細やかな支援・指導に努め、子どもたちの悩みやストレスの解消に努めてまいります。新年度におきましては、その配置時間を倍増いたしまして、相談体制の充実を図っております。なお、斑鳩南中学校の臨床心理士によるスクールカウンセラーにつきましては、県負担で継続して配置していただく予定となっております。

これら第1項教育総務費の予算額合計は、7,409万2千円であり、前年度と比較して、399万2千円、5.1%の減となっております。

次に、111から115ページの第2項小学校費についてであります。

まず、111ページ、第1目学校管理費の新年度予算額は、5,524万4千円でありまして、前年度と比較して、3,245万4千円、37.0%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で3万2千円、一般財源で5,521万2千円となっております。

予算額が減となりましたのは、先ほども申し上げましたが、学校の耐震補強工事の予算計上の減によるものであります。新年度におきましても耐震補強工事を実施はいたしますが、これは前年度の国の復興予備費活用事業を活用したものでありまして、新年度予算に繰越してお願いしていることから新年度当初予算には計上されておらないものであります。

耐震補強工事につきましては、計画的に耐震補強を進めてまいりましたが、斑鳩東小学校の本館東棟と本館西棟及び体育館の校舎耐震補強及び屋上防水工事を実施することにより、学校施設の耐震化率は100%となり、学校校舎の耐震化工事をすべて完了するということとなります。

新規事業といたしましては、環境に配慮した学校施設の整備及び児童の環境問題についての意識向上を図るため、計画的に小・中学校、幼稚園施設の照明器具をLED照明に更新を実施してまいりますが、新年度ではその照明設備の調査及び更新工事の設計を行ってまいります。その予算として、112ページの第13節委託料のうち、照明設備LED化設計業務委託料168万円を計上しております。

次に、113ページ、第2目教育振興費であります。

新年度予算額は、7,303万3千円でありまして、前年度と比較して、1,559万3千円、27.1%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で74万8千円、県支出金で7万5千円、合わせて82万3千円、その他で17万円、一般財源で7,204万円となっております。

予算額が増となった主な理由は、町が独自で推進をしております30人学級編制に必要な町費講師等の配置に要する予算計上が配置人数の増によりまして増額となったものであります。

この教育振興費においては、学校教育の充実、特別支援教育の充実、特別活動の推進のほか、情報教育の推進、日本伝統文化の学習などに必要な費用を計上しております。

この30人学級を新年度におきましては、第5学年まで1学年拡充することから、8名の常勤講師を配置する予算として、113ページの第7節賃金のうち、2,266万9千円を計上しております。

また、特別な支援を必要とする児童につきましては、その児童の持てる力を向上させるため、4名の非常勤講師を配置する予算として、賃金759万円を計上し、きめ細かな学習を行うことで、基礎学力の習得や豊かな個性の育成に努めてまいります。

次に、小学校学校図書整備では、児童の読書習慣の定着を図るため、文部科学省が

示す標準冊数の基準の達成を目指し、交付税措置額より増額した図書購入の予算を計上するとともに、新たに3小学校で1名の図書館司書を配置する予算として、賃金166万円を計上し、児童の読書活動や学校図書の整理等の環境整備の充実を図ってまいります。

また、準要保護世帯の就学援助では、経済的に就学が困難と認められる児童の保護者に対しまして、学用品や校外活動費、給食費などについて援助し、その負担を軽減しております。

次に、114ページ、第3目保健体育費であります。

新年度予算額は、6,854万3千円を計上しておりまして、前年度と比較して、591万3千円、7.9%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で74万円、一般財源で6,780万3千円となっております。予算額が減となった主な理由は、給食調理員1名が平成24年度末で定年退職いたしますが、来年度新たに再任用職員となることからその人件費の差額等、また、給食用備品の購入費の減によるものであります。

この保健体育費におきましては、児童の健康診断にかかる学校医等への報酬や健康診断の委託料、学校給食にかかる備品購入や維持管理、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校の学校給食業務の委託、プール施設の維持管理などの経費を計上しております。

さらに、給食につきましては、保護者の負担を軽減するための給食補助金も引き続き計上しております。

これら第2項小学校費の予算額合計は、115ページにありますように、1億9,682万円で、前年度と比較して、2,277万4千円、10.4%の減となっております。

次に、116から119ページの第3項中学校費についてであります。

まず、116ページ、第1目学校管理費であります。

新年度予算額は、4,202万4千円を計上しておりまして、前年度と比較して、147万3千円、3.4%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で3万円、一般財源で4,199万4千円となっております。

予算額が減となった主な理由は、新年度では斑鳩南中学校のダッグアウト設置工事の予算計上が、前年度にあったのが本年度はないということでありまして。

新規事業といたしましては、小学校と同様に照明設備のLED化として、環境に配慮した学校施設の整備及び生徒の環境問題についての意識向上を図るため、照明設備のLED化を推進していくもので、新年度では照明設備の調査及び更新工事の設計を行って

まいります。

その予算として、117ページの第13節委託料のうち、照明設備LED化設計業務委託料52万円を計上しております。

次に、117ページ、第2目教育振興費であります。

新年度予算額は、4,324万7千円でありまして、前年度と比較して、446万7千円、9.4%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で51万8千円、県支出金で11万9千円、合わせて63万7千円、その他で8万8千円、一般財源では4,252万2千円となっております。予算額が減となった主な理由は、前年度においては教科書改訂によります教師用教科書及び指導書購入費691万8千円が新年度予算計上にはないということでございます。

この教育振興費におきましては、学校教育の充実、特別支援教育の充実、特別活動の推進のほか、情報教育の推進などに必要な費用を計上しております。

中学校においては、新年度では前年度に引き続き、第1学年から第2学年に1クラス30人とする少人数学級を導入することで、子どもたち個々に応じて時間をかけた丁寧な指導ができるなど、落ち着いて授業に取り組める環境づくりに努めてまいります。

この30人学級では、3名の常勤講師を配置する予算として、117ページの第7節賃金のうち、877万6千円を計上しております。

また、教科補充や小中連携教育の推進のため、4名の常勤及び非常勤講師を配置する予算として、賃金614万7千円を計上し、基礎学力の習得や豊かな個性の育成に努めてまいります。

次に、小学校と同様、生徒の読書活動や学校図書の整理等の環境整備の充実を図るために中学校で1名の図書館司書の配置を行ってまいります。

また、小学校と同様に、準要保護世帯の就学援助につきましては、経済的に就学が困難と認められる生徒の保護者に対しまして、学用品や校外活動費等々について援助し、その負担を軽減してまいります。

次に、118ページ、第3目保健体育費であります。

新年度予算額は、3,624万7千円を計上しておりまして、前年度と比較して、48万2千円、1.3%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で36万3千円、一般財源で3,588万4千円となっております。

この保健体育費におきましては、生徒の健康診断にかかる学校医等への報酬や健康診断の委託料、学校給食にかかる備品購入や維持管理、斑鳩中学校と斑鳩南中学校の学校

給食業務の委託、プール施設の維持管理などの経費を計上しております。

さらに、小学校と同様、給食につきましては、保護者の負担を軽減するために給食補助金につきまして引き続き計上しております。

これら第3項中学校費の予算額合計は、119ページにありますように、1億2,151万8千円で、前年度と比較して、545万8千円、4.3%の減となっております。

次に、120から122ページの第4項幼稚園費、第1目幼稚園費であります。

新年度予算額は、1億3,537万3千円を計上しております。前年度と比較して、892万2千円、7.1%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で24万9千円、その他で2,196万3千円、一般財源で1億1,316万1千円となっております。

予算額が増となった主な理由は、幼稚園保育や特別支援教育に必要な町費講師等の配置に要します予算計上の増によるものであります。

町立幼稚園のいかるがホールでの合同クリスマス会など幼稚園行事についても支援しながら、園長以下教職員がみずからの資質の向上に励み、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

幼稚園講師の配置につきましては、本年度では、斑鳩幼稚園で1クラス増えることから3名の常勤講師を、東幼稚園では1名の常勤講師を、特別な支援を必要とする園児に対しまして、心身の状況と発達段階に応じた支援に6名の非常勤講師を、そして園運営支援に3名の非常勤講師を配置する予算として、120ページの第7節賃金のうち、2,513万5千円を計上しております。

次に、幼稚園プールの改修につきましては、保育環境の整備のため、前年度から3か年計画で幼稚園プールの改修を計画をしております。新年度では、去年の斑鳩東幼稚園に引き続きまして、斑鳩西幼稚園の既存のプールを撤去し、FRP製プールの設置及びプールサイドの整備の予算として、121ページの第15節工事請負費、530万円を計上しております。

次に、122ページ、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。

新年度予算額は4,578万7千円でありまして、前年度と比較して409万円、9.8%の増となっております。

予算の財源内訳は、国庫支出金で84万6千円、その他で3万円、一般財源で4,491万1千円となっております。

この費目につきましては、職員に係る人件費、社会教育指導員の配置のほか、青少年

健全育成活動にかかる支援、学校・地域連携教育支援活動の推進、野外活動センター利用の支援にかかる経費について計上しております。新規事業といたしましては、地域健康スポーツ教室の開催やユネスコ活動の推進がございます。

本町の生涯学習の振興及び推進体制の充実を図るため、引き続き、社会教育指導員3人を配置し、人権教育や家庭教育、そして青少年教育など生涯学習事業のさらなる推進に努めてまいります。

また、子どもたちが地域社会の中で健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進するとともに、地域と学校が連携を図ることにより、地域の絆を深められるよう、新年度も引き続き、放課後子ども教室及び学校支援本部事業を総合的に推進する学校・地域連携教育支援活動の推進に努めてまいります。

また、青少年の豊かな人間性を培う上で野外体験活動への期待は大きいことから、青少年の健全な育成を目的とする団体に対し、野外体験活動施設を利用される際に、補助金を交付することにより、活動の支援に努めてまいります。

また、新規事業といたしましては、地域の活動拠点として、4月1日に開館を予定しております斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館を拠点として、地域健康スポーツ教室の開催を事業委託し、健康スポーツ教室を提供することにより、地域住民の社会参加の促進を図ってまいります。

また、法隆寺地域の仏教建造物がユネスコの世界文化遺産登録をされてから、20年という節目の契機を迎えますことから、斑鳩ユネスコ協会が実施されます記念事業に対しまして補助金を交付することにより、ユネスコ活動の活性化に努めてまいります。

続きまして、124ページ、第2目公民館費についてであります。

新年度は1億407万4千円を計上しておりまして、前年度と比較して、239万7千円、2.4%の増となっております。

予算の財源内訳は、地方債で3,000万円、その他で509万8千円、一般財源で6,897万6千円となっております。

この費目においては、公民館の管理運営に係る職員・臨時職員の人件費と維持管理費、中央公民館リニューアル工事などの施設の充実費、公民館教室の開催などが主なものであります。

125ページ、第11節の需用費であります。公民館3館の光熱水費・燃料費等の費用として1,281万7千円、修繕料といたしまして、中央公民館大ホール舞台の吊物装置の部材改修でありますとか、東・西公民館電話機の更新などで258万6千円を

計上しております。また、第13節の委託料では、公民館管理運営に要する清掃業務委託料や警備保障委託料等の経費として957万8千円を計上しております。

次に、126ページ、第15節の工事請負費であります。施設の充実を図るため、4,120万円を計上しております。先ほども申しあげましたが、中央公民館リニューアル工事に要する費用として、新年度では4,000万円を計上しております。本工事につきましては、平成23年度から改修工事を進めており、平成25年度では、中央公民館北側の部分であります研修室や調理室、和室などがあります、いわゆる研修棟の空調設備の改修を行います。また、東公民館正面玄関前において、雨水の排水が困難な状況がみられることやスロープの改修工事も行うため、当該工事に係る費用を計上しております。

次に、同じく126ページ、第3目文化祭費であります。

新年度は124万4千円を計上しております。前年度と比較して、9万円、7.8%の増となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源であります。

新年度も、町民皆様の文化・芸術に対する関心と教養を深めるため、それとともに、技術の向上を図り、文化・芸術の振興を図るため、斑鳩の里文化芸術祭を、いかるがホールにおいて開催をさせていただきたいと考えております。

次に、127ページから128ページにかけての第4目文化財保存費であります。新年度は3,787万1千円を計上しております。前年度と比較して、史跡中宮寺跡の整備の推進等によりまして、551万5千円、17%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で1,690万円、その他で304万4千円、一般財源で1,792万7千円となっております。

この費目におきましては、町内に所在する遺跡における発掘調査や史跡中宮寺跡の整備、出土遺物の保存・整理等の文化財の整理と調査、小田原市との文化交流事業等の文化財情報の発信が主なものでございます。

初めに、個人住宅建築等に伴います町内遺跡の発掘調査のほか、公共事業及び開発事業に伴う発掘調査であります。540万円を計上しております。内訳といたしましては、127ページの第7節賃金で371万4千円、第11節需要費で64万円、128ページにあります第14節使用料及び賃借料で88万2千円などとなっております。これら遺跡の範囲内における開発行為に伴い発掘調査を実施することにより、町内の埋蔵文化財の適切な保存に努めてまいります。

次に、史跡中宮寺跡の整備では、1,670万円を計上しております。内訳といたし

ましては、127ページの委託料で1,300万円、工事請負費で300万円、126ページに戻りますけども、第11節需用費で70万円を計上しております。平成24年度に策定をいたします整備基本設計に基づき、実施設計書を作成いたしますとともに、一部造成工事に取りかかりまして、史跡公園としての整備に努めてまいります。

次に、出土遺物の保存・整理では、552万6千円を計上しております。内訳といたしましては、127ページ第13節委託料で500万円、第7節賃金で52万6千円を計上しております。平成24年度に引き続きまして、緊急雇用創出事業において、出土遺物の実測や撮影、図面の浄書等の整理作業に対しまして、新年度も事業採択される見込みとなりましたことから実施をしてみたいと考えております。

次に、小田原市との文化交流事業につきましては、28万5千円を計上しております。平成23年度より進めております小田原市との文化交流をより推進するため、住民が小田原市を訪ねて、小田原市の文化財担当職員による案内のもと、「史跡小田原城」などの文化財や施設を巡り、小田原市の歴史や文化について理解を深めていただく機会を創出してまいります。

次に、出土遺物等の文化財の保管場所でございます文化財収蔵庫につきましては、施設の老朽化に伴う修繕として、127ページ需用費で、その修繕費といたしまして140万円を計上しております。

つづきまして、128ページ 第5目図書館管理運営費であります。

本年度は7,321万6千円を計上しております。前年度と比較して、726万2千円、9%の減となっております。図書館正規職員の育児休暇取得に伴いまして人件費や図書購入費が減額となったのが主な理由であります。

予算の財源内訳は、その他で27万6千円、一般財源で7,294万円となっております。この費目におきましては、職員・臨時職員の人件費、図書館の維持管理、図書館サービスの充実、そして蔵書の充実が主なものでございます。

図書館の維持管理につきましては、129ページ 第13節委託料の図書館施設管理業務委託料が主なものでございます。図書館閲覧ホール照明設備の安定器の取替といたしまして、第11節需要費で60万円を計上しております。

次に、図書館サービスの充実であります。図書館資料を整備し、利用者への資料提供、レファレンス、聖徳太子歴史資料室講座や絵本講座の開催などを通じ、地域に密着したサービスの提供に努めてまいります。また、閲覧による貴重本の保存を目的に緊急度の高い貴重資料からデジタル化を進めるため、平成24年度に引き続き、129ペー

ジ第13節委託料の一番下にございます、貴重書デジタル化等業務委託料として35万円を計上しております。

また、法隆寺・聖徳太子に関連する図書・古文書資料にとどまらず、生活・文化、写真、映像等の非文字資料、自然・生態などの環境資料までを斑鳩の記憶としてデジタル化し、随時閲覧・鑑賞、また情報ネットワークを利用して情報発信できる仕組みでありますアーカイブ化事業について、新規事業として取り組んでまいります。新年度では、住民が所蔵されております斑鳩の古い写真や映像資料を収集整理公開していく方法について調査研究を行うため、住民や専門家を交えたワークショップを開催し、その際使用するプログラムなどの保管管理用のパソコンをリースするため、130ページ使用料及び賃借料で8万1千円を計上しております。

次に、130ページから131ページにかけましての第6目文化財活用センター管理運営費であります。

新年度は3,095万5千円を計上しております。前年度と比較して、66万8千円、2.2%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で54万3千円、一般財源で3,041万2千円となっております。

この費目においては、職員及び臨時職員の人件費等と、施設の維持管理費と、特別展の開催等となっております。

その中の特別展の開催であります、131ページ第12節役務費で50万円を計上しております。新年度におきましても、一部ではあります、国宝藤ノ木古墳出土品が里帰りする特別展をはじめ、テーマを定めた企画展など季節の展示会の開催や、勾玉づくり等のこどもの体験学習の場でありますこども考古学教室の開催を計画しております。また、予算は企画費で計上しておりますが、先ほどもご説明させていただきましたように法隆寺地域の仏教建造物が世界遺産登録から20周年を迎えますことから、これを記念し、法隆寺創建以来、もっとも大規模で重要な修理工事でありました法隆寺の昭和大大修理を、夏季特別展のテーマとして開催し、貴重な文化財を未来に守り伝える精神を養う機会を提供するとともに、住民の皆様をはじめ、多くの方々に文化財センターをご利用いただくよう努めてまいります。

以上、これらの社会教育費の合計額は、2億9,314万7千円となり、昨年度と比較いたしますと549万8千円、1.9%の増となっております。

次に132ページからの第6項保健体育費、第1目保健体育総務費であります。

新年度は1,728万3千円を計上しております、前年度と比較して、655万円、

27. 5%の減となっております、正規職員の退職によります人件費の減がその減少の主な理由であります。予算の財源内訳は、その他で7万円、一般財源で1,721万3千円となっております。

この費目におきましては、職員の人件費、社会教育指導員の配置、友好都市スポーツ交流の推進や各種団体、いかるがの里法隆寺マラソン実行委員会等に対する支援が主な内容であります。

次に、133ページの第2目町民体育大会費についてであります。

新年度は106万1千円を計上しておりまして、前年度と比較して27万3千円、20.5%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源であります。

町民体育大会につきましては、平成24年度は雨天によって中止となりましたが、平成24年度に予定しておりました内容を踏襲し、各種目の人数などの制限を取り除き、全種目、自由参加として開催をしてみたいと考えております。この町民体育大会は、地域の方々が一堂に会する唯一の機会でありまして、町民の皆様方の健康・体力づくりのほか、地域の方々と交流を持っていただく機会でもあり、それにより、近隣の方との連帯感、そして絆を深めることができ、万一の災害時などにおける地域の組織力の醸成に一役を担っているものであると考えておりますことから、より多くの方が参加しやすく、また、参加したくなる事業となるよう努力して参りたいと考えております。

次に、134ページの第3目健民運動場費であります。

新年度は664万7千円を計上しておりまして、前年度と比較して、98万2千円、17.3%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で80万2千円、一般財源で584万5千円となっております。

予算の増の主な内容といたしましては、健民運動場や天満スポーツグラウンド排水施設の適正な管理を図るための土砂浚渫費用、また、健民運動場のダッグアウト内にありますベンチの補修費用として、134ページ第15節工事請負費で220万円を計上しております。また、健民運動場のサッカーゴールが経年の使用により、老朽化が見られることから、更新費用として、135ページ備品購入費として、40万円を計上しております。

次に、同じく135ページの第4目町民プール運営費についてであります。

新年度は770万9千円を計上しておりまして、前年度と比較して、57万4千円、8%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で136万4千円、一般財源で634万5千円となっております。

新年度も7月1日よりオープンすることで計画をいたしておりますが、安心してご利用いただくため、施設内のドアや排水設備、ろ過器ポンプの修繕費として、第11節需用費で50万円を計上しております。決して事故がないよう施設の安全管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく135ページの第5目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費についてであります。新年度は3,149万6千円を計上しております。前年度と比較して、620万円、24.5%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で798万2千円、一般財源で2,351万4千円となっております。

予算の増の主な内容といたしましては、この費目につきましては、維持管理費が主なものでありますが、先ほどの保健体育総務費でご説明申しあげました正規職員の退職による臨時職員の雇用に係ります第4節共済費や第7節賃金を予算計上しております。また、住民の健康の増進、体力づくりの推進、スポーツ・レクリエーション活動、そして町民相互の交流の場としての町内の社会体育施設を利用させていただくために、常に良好な状態で利用していただけるよう適切な施設管理に努めるため、中央体育館内の扉やベンチの修繕費として、第11節需用費で204万円、シャワー施設の改修工事及び中央体育館テニスコートにおける利用者の熱中症対策としてベンチ屋根の設置工事費として、第15節工事請負費に275万円を予算計上しております。

以上が、教育費にかかります予算の概要であります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○飯高委員長 説明が終わりましたので、第9款教育費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 110ページのところに、郡教育長会の負担金10万円、これ毎年あげていただけてますけども、どんなことをしてはるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 お尋ねの郡教育長会負担金でございます。郡内での地教委、郡4町の地教委が連絡協議会を持っております。その中でまた教育長も連携を図りまして、教育行政の円滑な運営と生駒郡内の教育の進展向上に向けて、目的としてこの教育長会を持っておられます。

活動といたしましては、月1回の郡の教育長が集まります教育長会、それとまた、全国大会、また県町村教育長夏期研修会等がございます。それらに参加する費用等もこの負担額で賄っております。以上です。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 10万円のうち、主に交通費なんかも含まれますけども、そういったものがほとんどだということですかね。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 先ほど申しました全国町村教育長会への参加の費用等の主なものとなつてございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 あとは会場費とか。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 今、課長が申しあげましたように、毎月定例で郡教育長会を開いておりますけども、その際の会場につきましては、ことしと来年度、斑鳩町が幹事町でございますので、斑鳩町の庁舎の中の会議室を利用しておりますので、その場合の会議施設料は不要であります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 去年と同じ額であげていただいていると思いますけども、そうしたら会場費についてはかからないよということに理解しておきます。

それと、113ページのところで、あと中学校費でも出てくるんですけども、人権教育関係負担金というのがあがってるんですけども、これについてはどういったもので、どういう形で参加をしてるということになるんですかね。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 小学校、中学校、それぞれ人権問題教育関係の負担金を組ませていただいております。

その主な内容といたしましては、生駒郡で人権教育研究会等、学校の先生を対象といたします人権に伴います研究また研修、それを行う研究会をもっております。その参加負担金等でございます。また、他の大会としましては、全国の人権教育研究大会もございますが、その負担金等もそこには入っております。小学校でしたら3校で1名、代表として参加すると、中学校でしたら代表1名が参加するという負担金となっております。主に、生駒郡内での活動といたしまして、郡内での総会でありますとか、夏期の講演会でありますとか、夏期の現地研修会でありますとか、そういう活動を先生方が人権についての研修ということで行ってもらっておりますので、その参加負担金ということになってございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 年間で大体何名ぐらいの先生が参加してはるんですか。

○飯高委員長 今、出ますかね、数値。

清水教育長。

○清水教育長 今お尋ねは、小学校費でございまして、各小学校で人権担当の教職員、2名か3名がございまして、その中で全員が常に行っているというわけではございません。分けて参加をしているという状況です。だから、最低6名、最大9名という感じになります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 43万9,000円だと結構な金額になるかなと思うんですけども、大体それも交通費とか、参加負担金という形になってますけど。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 この負担金の中では交通費等は含まれておりません。研修会の参加負担金という形で参加費または参加資料であるとか、そういうような形の分でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

それと、これまで、なかまの本の配布について、いろいろ問題指摘をしてきましたけども、25年度ではどういった形になって、予算的にはどれぐらいの金額が計上されることになるんですか。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 なかまの購入費でございます。小学校では、今は破損、傷んだものの補充とかそういう購入になってございます。小学校では25冊、1冊400円でございますので、1万円の予算となっております。中学校では1冊480円、2校合わせまして10冊、4,800円という予算を教育振興費の中の消耗品の中に組み込ませていただきまして、毎年計上しております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これもいつとき、全冊配布をしてたのを段々減らしてはきておられますけども、そもそもこれについても、特定の団体が発行しているものだとということで指摘をしていますので、配付をするのにいろいろなところがいろんな物を発行していると思いますので、またその辺についても改善の要望をしておきたいというふうに思います。

そうしましたら114ページのところで、要保護・準要保護の就学援助と給食費援助、これもずっとしていただけてますけども、24年度から比べて金額が減っているんですけども、これはどういった状況でしょうか。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 要保護・準要保護の児童就学援助費でございます。これにつきましては、補助の必要な経費は見込ませていただいております。ただ、小学校ですと、6年生が24年度で25人卒業いたします。その入れかえとしまして、あとは学年進行で1年生が2年生、2年生がまた上がっていくわけでございますが、新しく入学するのが1年生が13人という予定をしておりますので、その人数の差が減額となっておりますのでございます。

中学校につきましても同様でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今のを聞いて、必要な方は受けていただいているということで少し安心しましたが、この間、生活保護基準を国のほうが引き下げてこようという中で、これまでこういう対象になっていた方が外れてしまうというようなことがひょっとしたら今後出てくるかもしれませんが、そうしたものについてもきちっとつかんでいただいて、またそういう方が出てきたときには町のほうとしていろんな対応できるような検討をしていただきたいというふうに思いますので、今のところはそうしたらそういうふうにこれまで受けれていた方が受けれなくなったというような状況ではないというふうに理解しておいていいですか。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 今のところでは基準等ございますが、それとその方の収入、所得ですね、それを比較しまして、対象になる方がきちっと対象にさせていただいているところです。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 次に、幼稚園費のところ、ちょっと学級編制のことについてお尋ねしたいんですけども、これまで年中さん、年長さんで、小・中学校のほうでは30人学級が進んできている中で、幼稚園の中で35人学級になっているという実態があったかと思うんですが、25年度の学級編制ではそういった状況についてはどうなっているのでしょうか。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 原則として、今まで条例等で決めております。年少については原則20人、年中・年長については35人という枠で基本的にやっておりますけども、東幼稚園につきましては、クラスの教室数によりまして、年少が今度、本来20人のところを24人だけとらせていただいて、そのかわりに副担任をつけさせていただくという形をとらせていただいています。

そのほか、年中・年長につきましては、35人に近い数字のクラスもあることはございますけども、特に配慮が必要な子ども等につきましては補助の臨時職員を配置するなどして、支障のないように考えているところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、年少さんでは副担任をつけられて、これはクラスを分けなくてそのままということですかね。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 東幼稚園の年少にのみ1クラス20人を超えますので、副担任をつけるということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 東幼稚園だと4クラスの、部屋としては4つあったかと思うんですけども、そうすると3つを使う、来年度は3つを使うという形になって、1つ空くことになるんですかね。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 今言いました年少組が1クラス、24人で1クラスです。年中組が36人おりますので2クラスになります。年長組が32人の1クラスと、計4クラスになるところです。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、年長さんについても、今、教育長おっしゃっていただいていたに臨時の方を配置していただいて、職員じゃないでしょうけども、フォローしていただいているということですか。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 特に配慮が必要な子、多動であったりですね、いろんな障害を抱えている子ども、原則公立幼稚園という役目もしてまいりますので受け入れているわけでありませう。そうした配慮が必要なクラス、子どもがいてるクラスについてはそうした臨時職員で、幼稚園教諭の資格を持った者でございますけども、採用して補助としてつけている

という状況であります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

そうしましたら123ページのほうの地域健康スポーツ教室ということで、教育長の説明の中でも触れられておりましたけども、これもちょっとどういった形で事業をされるのか、もう少し詳しい形でお尋ねをしておきたいと思うんですけども。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 地域健康スポーツ教室の開催につきましては、地域住民の活動拠点として、4月1日に開館予定の法隆寺五丁地区の地域交流館を拠点として、地域住民の社会参加を促進するため、初心者などを対象とした誰でもが参加できる健康教室、体操教室やウォーキング教室、ヨガ教室などを開催の事業委託を行う予定をしております。

委託先につきましては、国も町も育成に力を入れている地域総合型スポーツクラブ元気クラブいかるがを考えており、元気クラブいかるがはこういった初心者のスポーツ参加にも実績があるということからも適切ではないかと考えておるところでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、予算を30万円組んでいただいておりますけども、全額町負担になるんですかね。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 この30万円で、今、課長が申しあげましたように元気クラブに委託をするんですけど、これに対する県とか国の補助金は今のところないということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 こういったスポーツ教室をやっていくことは、町民の皆さんのためになるかと。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 すいません。先ほど30万円の補助はないと言ってしまったんですけども、申しわけございません。国の補助金、またリストについては詳しくまた後で説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今度新しくできる地域交流館のほうでそれをされるということも、地域交流館の活用も含めて、広く町民さんにも参加していただけて知っていただくということも

含めて、効果的な取り組みができればいいかなと思うんですけど、ただ1つ心配なのは、逆にその地域交流館の住民さん、団体さんの申し込みが多過ぎた場合に、こういったものが併用していけるのかなど。そうした場合に、例えば生き生きプラザでかわりにスペース的なものを確保してやっていくという考え方もできないこともないのかなど。今、生き生きプラザのほうも、もっと活用をということで求められていますので、地域交流館のほうで継続してやっていけるよということであれば特に問題ないと思いたければ、ちょっと住民さんの利用状況を見ながらそれも対応していただきたいと思います。やっていただくのは別にいいことやと思いますので。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 さっきの補助率の関係なんですけども、補助率40%ございます。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 すみません、補助金なんですけども、具体的には12万、国からいただけるようになっておりますので。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 国の補助もそういうふうを活用してやっていただけるということで理解しておきます。

それと、124ページのほうで、斑鳩ユネスコ協会の活動助成金が出てますけども、これも20周年の関係かなとは思いますが、具体的にはどんなことをしはるんでしょうか。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 今おっしゃっておりますように、法隆寺地域の仏教建造物がユネスコの世界遺産登録に登録されて20周年を迎えることから、ユネスコ協会としても何らかの記念事業を企画立案していただくために、助成をさせていただくものであります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、具体的には今内容があって、これ、助成金を出されるという状況ではないということですか。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ユネスコ協会の補助金の増額なんですけれども、これにつきましては20周年ということで、姫路市さんといろいろな関係の中で事業を展開してまいります。そういった中の補助金の一環の1つとして、ユネスコ協会にもそういった手助けをしていただきたいということで、補助金のほうを今回特別に措置させていただいたとこ

ろでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 総務費のところで100万円計上されていましたが、あれと関連するような形になるんですかね。

○飯高委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 総務費のほうで100万円、姫路と斑鳩の負担金、共同での開催ということがあったんですけども、これにつきましては市と町がやる1つのイベントとして、負担金のほうを計上させていただいています。

それとは別にユネスコ協会で、何らかの事業を共同でやっていただけないかということで予算措置をさせていただいた分でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういう思いで予算化されるということで、今、具体的にはユネスコ協会のほうとして何かをしていただけるというような話というのは、もうできてるんですかね。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 斑鳩ユネスコ協会と今後、姫路のユネスコ協会で協議をしていく中で、斑鳩町としては20万円を計上するわけでありまして、その範囲内で今後具体的な計画について、町と市のイベントの絡みもありますので、そこらで検討をこれからしていただくという段階であります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、ユネスコ協会の活動としても、斑鳩町独自で勝手に決めることができなくて、市と共同開催をする中で相談しながら決めていくという理解でいいんですか。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 どういった内容ですという中身について、全く趣旨が違うことにはならないと思うんですけど、ある程度一定協議をしながら進めていく必要がありますので、これから検討していくことになるということでございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

次に、小・中学校で、特に小学校で30人学級、来年度、新たに5年生まで拡大をされるということで、非常に評価のできる取り組みだというふうに考えてます。

町のほうは、これまで要望としては小・中全学年、全クラスで30人学級をやっ

ってほしいというふうにもこちらにも要望をさせていただいてきましたけども、今年度、5年生まで拡大をされるということについては理解もできますし、評価もさせていただきますけども、それからさらにの拡大ということについての町の見解というのはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 教育委員会といたしまして、将来的には小学校6年まで、中学校も3年、3学年まで全部導入をしていただきたいという希望を持っております。

町のほうも、財政状況を見ながら、それを前向きに検討をさせていただいているという状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 特にこれまで、以前に私はお聞きした話ですけども、中学3年生、受験を控える中学3年生の保護者の方が、せめて中学3年生だけでもということで30人学級実施をされたという経緯なんかもお聞きする中で、私としてはできるだけやっぱり早期に、町のほうもされるというふうにお答えいただいておりますけども、あわせて、できるだけ早期に30人学級については実施をしていっていただきたいというふうに思いますので、これも要望しておきたいと思います。

○飯高委員長 清水教育長。

○清水教育長 先ほど私申しあげましたように、教育委員会としても将来的には全学年、9年間希望をしております。今さら言う必要もないかもわかりませんが、教育委員会としても、以前もそういう思いを持っております。余計なことを言うかもわかりませんが、木澤委員がおっしゃったのでやったということではないのでございますので、その点ちょっと語弊があるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 こちらとしても、私が要望させていただいてやったというよりも、町民の皆さんの願ひにきちっと応えていただいているということは理解はしておりますけども、私、今考えているのは、今年度の予算の中で、削減できるところは削減して、せめて中学校3年生まで、できるんやったらお願ひしたいなという思いも持っておりますけども、それについては、じゃあ、いかがですか。

○飯高委員長 小町町長。

○小町町長 木澤委員がおっしゃるように、ここにもこの5年までやってくる中で、2,300万ほどの私も町費でやっておるわけですからね。ただ、問題はやっぱり先生が集

まっていけない、その辺のことをやっぱり一番心配される保育所でも結局それが確保されましたかとおっしゃるけれども、やっぱりそれが一番大変なんですよ。だから、それをある程度やっぱり固めていかなかったら、やりますよと言ったかて、先生がはい私来ますよと言うて、公募をしても来てくれません。ある程度やっぱりこちらでこの先生方をお願いをしてやっていますから。当然、県費じゃそういうことは全くないですから、やっぱり町費で、これは自分のところで雇うわけですから、その辺のとも的確に判断をしなきゃいけませんから、やっぱりそういうことも踏まえて教育委員会としては教育長も努力をされていると思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら次に、133ページの元気クラブいかるがの補助金20万円あがっているんですけども、先ほども今後、先ほどのスポーツ教室委託の話も出てきましたけども、元気クラブいかるがのほうは立ち上げられて何年かたつ中で、収入を得て活動されていると思いますけども、今、その運営状況というんですか、経営状況というのか、黒字になってきてるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点の実態についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 今、木澤委員が黒字になっているとおっしゃいましたのは、元気クラブいかるがにつきましては、現在、t o t oの助成が入っております。それは、自立支援事業で360万、クラブマネージャー設置費で306万9,000円の合計666万9,000円が平成23年度では入っております。そういったことから黒字であります。

今後、しかしそのt o t oの助成もなくなってくるということから、今後の経営状況につきまして、また研究をしていかなければならないという状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、t o t oの助成があって黒字になっていて、今後なくなってくるというふうにおっしゃいましたけども、いつごろなくなるのか、それに向けてどういう形で赤字が発生してくるのかどうか、その点の見通しというんですか、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 元気クラブが立ち上がって、ことしは5周年ということで、5周年なんですけども、t o t oというのはこれ補助をもらっていますけども、今公益法人に今この元気

クラブはしてますから、やっぱりその利益そのものについてはやっぱりいろいろと難し  
さがあると思います。

それだから、監査委員もご指摘のようにやっぱりそういう点についてはどうこれから  
あるべきかということをも十分考えないと、単年度で考えますと黒字とかそういうものが、  
やっぱりできるだけ公益法人ではそのことはやっぱりとんとんにすべきということから、  
やっぱりそういう努力をしていかないけませんし、私はこの総合スポーツ、文部  
科学省ですから、ある程度そういう点についてはこれからそういう点が伸びていくとい  
うのは、奈良県でもこの総合スポーツが県下の市町村にできることを体育協会の会長も  
おっしゃっているわけです。そういう点については、私はやっぱりこの元気クラブとい  
うのは斑鳩町にとっては非常に有効かつ皆さん方がたくさん子どもさん、あるいは親子  
が参加できる競技だと思いますし、そのかわりこの料金というのをものすごく安く設定  
しているんです。できるだけ参加をしてもらうためにですね。そんなことである程度は  
補っているという面もありますし、やっぱり一番問題は講師とかそういう先生方を呼ん  
でくるのが一番金がかかるんです。それはやっぱりできるだけ安くお金を、ギャラを安  
くするというのか、やっぱりそういうことも努力して、非常に事務局そのものが非常に  
頑張ってやっていただいていると思っておりますので、これからもやっぱりそういう点につ  
いては十分見ていかなかったら、なかなかその t o t o だけでということにはならない  
と思っております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 もう少し具体的に、経営を続ける中で、t o t o の助成金がいつまで出て、  
どういう段階で赤字になっていくとかいうような見通しは今お答えはいただけません  
かね。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 t o t o の助成につきましては、先ほど申しました自立支援事業に  
つきましては27年度まででございます。

ただ、N P O 法人をとられた関係で、クラブマネージャーにつきましては、そこから  
3年間まだ続くということでございます。

今現在、それに対して、積み立てというか黒字の分を積み立てしておられます。その  
分が12月現在で620万ほどございますので、それを活用しながらまたいろんな事業  
についても精査しながら続けていくという方向を検討していかれるということになって  
くると思います。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、積み立てが620万円あると。赤字になっていく、t o t oの助成がなくなったら赤字になっていくけども、要は助成金を出していることにどれぐらい活動の、経営の足しになっているのかなというところがあまり見えてこないんですけども。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 今、支出させていただいている20万円につきましては、クラブマネージャー費がt o t oの助成では4月から2月分までしか対象になりません。その残り3月分の、約1か月分の20万円を助成させていただいているという状況であります。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、そのマネージャーの分の3月の分が赤字になるので、それに対する助成ということで理解していいんですかね。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 当然、t o t oの助成が、そのクラブマネージャー費が3月分つきませんので、当然、元気クラブいかるがさんにしてもその分が発生しませんので、その分を助成させていただいているという状況でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、年間の収入がどれぐらいあって支出がどれぐらいなってるんですかね。ちょっとその辺の全体の像がわからない中でいろいろお聞きしてもちょっとあまりぴんとこないんですけども。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 平成22年度になりますねんけども、収入が全体で、実績で1,465万4,677円ということでございます。支出が1,096万2,154円ということでございます。369万2,527円の繰り越しということでやっております。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 先ほど、t o t oの助成が360万ありますというふうにおっしゃってたと思うんですけども。今、t o t oの助成金の額は、じゃあ幾らなんですか。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 t o t oの助成金につきましてはその年間によって。

(「22年度のやつ言うたらええねや」と呼ぶ者あり)

○佃田生涯学習課長 22年度につきましては535万7,000円でございます。これは自立支援事業とクラブマネージャー費を合わせてのものでございます。先ほどの六百

何万の分でございます。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 大体わかりました。それで、500万円の分がなくなると赤字になるということで、この補助金ですね、行く行く赤字になっていくよということで、まあ出しているということで理解しておきます。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 要するに、結局 t o t o があるからどうかというよりも、結局、言うたら何かをやっぱり下げているかなかったらできないです。事務局が今、仮に二十何万というあれをもろうてますけども、しかしこれ、t o t o から出なかったらやっぱり十何万ぐらいはボランティアですから、やっぱりそういうふうになってくるということで、やっぱり一番心配なのは、今現在もらっている金からやっぱり下がっていくさかい大変なことです。そういうことも踏まえて経営というのか、元気クラブというのか、やっぱり親からもらう会費でも1,000円を500円にしたり、子どもさんの場合は500円にしたりですね、極力下げているわけです。その中でやっぱり年間延べ1万人ぐらいの会員がおられるわけですから。やっぱりそういう点では非常にこの元気クラブというのは活発な活動をしてると。ただ、t o t o がなくなった場合はどうなるかということ、やっぱりそれだけの分は下がっていかないかということ、やっぱりそのことをどうするかということは我々も役員会でそういう指示をしているわけです。そういうことですので、これからの t o t o がなくなった場合にはやっぱり心配はあると思います。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 去年で終わりになったのかな。町の野外活動センターの今の現状とそれとこれからの、活用はあんなところでは行われなと思うねんけども、それをどういうふうに関後考えて、考えるというのか、活用していこうと思っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 これはいつも議員さんから出ますように、早く売却せえということですけども、売却がなかなか買い手がなかったらできませんし、やっぱりいつまでもそういうとこを置いておくというのはあれやということで、やっぱりそういうことでいつも議論になっていることでございます。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 私の同級生にも、白石畑でシイタケの栽培をしている人たちがあってね、「ちょっと、あそこらはどうかな」と言うてなにしたら、「もう、シイタケはあかんねん」ということで、やっぱりなかなかあそこの活用も難しいのかなというふうに思いますねんけども、あそこには地元の人の借地とかは入ってないんですかな。

それと、今現在までで使用されてたときの電気とか水道とか、そして小屋というたらおかしいけど建物建ってたものについてはどういうふうな現状になっているのか、それらについて教えていただきたいと思います。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 建物等につきましては撤去いたしております。今現在、更地になっておる状況でございます。

電気も水道も撤去しております。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 ほんでその借地はあらへんの。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 借地につきましては、森林組合から進入路等を借りておりましたけれども、それは返還しております。今残っておりますのは町有地のみでございます。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 はい、結構です。

それとちょっと、小学校費の中だけなんですけどねんけど、受水槽の清掃業務委託でありますねんけど、これ、もう中学校とかは直圧式になってて、受水槽の清掃業務委託というのはなくなっているのかね。それとほかの教育関係の施設の中にそういう受水槽を使っているようなところはないのかどうかそれらについてですね。やっぱり何トン以上かは知らんけど、それは法定的に年に1回か何か掃除せないかんというながあると思いますねんけど、それについて今現在、ここに出てるだけの小学校の中だけにしかないのかどうか、それもお聞かせ願いたいと思います。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 受水槽につきましては、各小学校、中学校ございます。その点検委託でございますが、小学校費、中学校費それぞれ委託料として組まさせていただきますところでございます。

(「中学校で出てないねん。」と呼ぶ者あり)

○西川教委総務課長 中学校では。

(「小学校では112ページに出てありましたけど。」と呼ぶ者あり)

○西川教委総務課長 中学校は116ページになります。116ページの中学校の学校管理費の中の13項の委託料、その中の上から警備保障費ございますがその3つ目、受水槽保守点検業務委託料がございますので、それぞれ学校、毎年1回そういう清掃をしているところです。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 それと、ほかの教育関係のなにの、公民館とかそこらにはないんですかな。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 中央公民館におきましては、点検を委託しております。125ページ、委託料の。

(「清掃業務のなにか。」と呼ぶ者あり)

○佃田生涯学習課長 申し訳ございません。中央公民館におきましては、もう委託はしておりません。受水槽がございませんので、直圧でやっておりますので、ございません。

○飯高委員長 木田委員。

○木田委員 ほんならもう学校関係だけのあるだけですね、ほんなら教育委員会関係は。そんでよろしいね。結構です。

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 112ページの第14節の下から2つ目の土地借上料ですか、この小学校のこの土地というのはどこのあたりになるわけですか。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 斑鳩小学校でございます。運動場のほぼ、学童保育とそれから本館の校舎、それから小学校のプールがございますが、その真ん中、ちょうど運動場の西よりの真ん中ぐらいに位置する約330.57平米の敷地の土地でございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今のお話を聞くと、結構、小学校の隅っこでのうて、もうど真ん中みたいな感じにちょっと聞こえたんですけど、これ、100坪ほどの土地がこれ、借りておられると。これ、私ら行ったとき、もうずっと昔、斑鳩小学校ができてからこれはずっと借り続けてきてはるわけですか。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 昭和37年に斑鳩小学校の用地全体を借地としてまずは始まったところでございます。その後、昭和48年にあと3,600坪ほどを買収したのですが、そのときに同意が得られなかった土地が今現在も借地として残っている、今現在までできているところでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 これは多分、町としたら地主さんと交渉されていると思いますが、その今の状況を教えてください。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 今、この借地料につきましては3年に1回の覚書等で交わさせていただきましてやっております。その覚書の更新時には、まず、売っていただけるようにということで交渉もしておりますし、また現在の借地料2,400円、平米2,400円でございますが、これも平成12年からの据え置きでずっときておるものでございますので、これも今の評価額に換算しますとかなり高額なものになってございます。その値下げといえますか、減額のほうも交渉をしております。

ただ、所有者の方が所有地、お父さんのを引き継がれて遺言ということでなかなか売ったり、その交渉等の同意は得られない状況でございますが、町としては引き続き何回でも繰り返し交渉に当たって、そのことを言っていきたいというふうに思っております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 今、遺言ということで、えらい遺言を残してくれはったなど、ちょっと私は個人的に思ってますねんけど、何しろ道がついてるとかそういうことではまた利用価値が、そういうものでもありませんし、非常に公益性のあるところで、やっぱりその辺、町のためにということで粘り強く交渉していただきたいと要望しておきます。

続きまして、118ページの一番上の教育講演会講師謝金、これ、新しいやつと思えますけど、教育講演会ってどんな講演会ですの。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 これは中学校の生徒を対象にした講演会でございます。平成22年度から保健センターのほうで県の事業の思春期触れ合い体験モデル事業というのがございまして、3年間、24年度までやっていただいた事業でございます。

この事業は、性教育に関しまして中学校の子どもたちの思春期における心の発達とかまた体の発達についての、産婦人科のお医者さんまたは助産師の方が来ていただいて講演していただくということでございます。なかなか3年間やった中で、子どもたちにそ

ういう今の中学生の時代にあったものということで、中学校のほうでも引き続いてやっていくということでもございましたので、今年度は新しく、町単独にはなるわけですが、実施してまいろうというふうに考えておるところでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 私ときは確か、小学校の高学年やったか、確か女の子だけがそういうようなのがあったような気がしますねんけど、これはほんなら男女とも受けると考えさせてもらって。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 内容としましては、2年生、3年生、それぞれ年1回、1学期ですね、体育館に男女それぞれ同じように集まりまして、講演、産婦人科の先生または助産婦さんに来ていただいて講演していただくということでございます。また、年1回、文化祭の中で、その展示会も子どもたちがその授業の中で覚えたことを、勉強したことを表現、展示するというので、そういう取り組みをしております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 非常に性教育に避けることなくやっていたらということ、私は非常に大事やと思います。

続きまして、121ページの15節の西幼稚園プール改修、これ、昨年確か東幼稚園のプールの改修、410万でやっていただいた、ことしちょっとこれ120万円ほどちょっと高価になってますねんけど、前のプールと、園児数は西のほうが少なかったと思えますねんけど、これはどんな関係でこんなになってますねんやろ。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 今回の、既設の西幼稚園のプールでございますが、コンクリート製のプールとなっております。大きさは、東に元あった、東はFRP製、プラスチックのプールでございました。その撤去をするのにコンクリート製のプールを撤去して、そこにFRP製のプールを置く、また地盤といいますかコンクリートの基礎をつくる必要がございます。その工事費が東よりも高くつくということで、それと周りの通路の整備も必要となりましたことから、少し工事費が上がっております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 何で上がったのかはわかりました。

続きまして、128ページの15節工事請負費、史跡中宮寺跡の整備工事で300万あがっていると。確か、総務委員会でも、実際の設計業務というのはこれからやという

ような形を聞いてたんですが、ここでもう300あがってきてると。この関連性はどのようなことですか。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 ただいま基本設計について作成を今年度しております。それに基づきまして、整備方法の大枠を決めた設計書に基づきまして、工事の実施にかかります必要となる材料及び工法、経費などを実施設計でくくってまいります。それに基づきまして、ちょっと補助の関係で一部工事も入らなければならないということがございますので、一部造成工事に入らせていただくということでございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 補助を受けようと思ったら工事を始めるといいますか、そういうことが必要やと、今のお話ですねんけど、この工事自体に国の補助というのはもちろん入っていると考えさせてもらっていいんですかね。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 この工事費も含めまして国の補助に入ります。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっと細かいことを聞きますが、国は何%これを補助してくれてるんですか。県のほうも、もし出たら、国・県と教えてください。

○飯高委員長 今すぐ出ますかね。国・県。

佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 国が100分の50、県が100分の15でございます。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 65%出るということで理解させていただきます。

最後に、133ページ、今、同僚議員から質疑があった元気クラブについてなんですが、これ確か、私、一般質問させてもらったときに、非常に利用率が高い、85%、平日を含め85、これは大分と、元気クラブがその辺の活動でそれだけの回転率といえますか、あげておられるのかなと私は理解してたんですが、そのあたりはどうですか。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 元気クラブさんだけの利用率というのはちょっと今把握しておりませんねんけども、元気クラブさんにおいて利用率はかなり高くなっているものと把握しております。

○飯高委員長 伴委員。

○伴委員 実際、私もジョギングで半年、確か1,000円か2,000円か払わせていただいて参加させていただいて、安価で運動をさせていただいてますねんけど、実際のところ元気クラブさん自身、さっきのt o t oのがなくなれば非常にこれ苦しい状態。確か、小学生の会員さんとか半分に値下げされて会員数をふやすと、将来の会員数をふやすために、非常に子どもたち、斑鳩の子どもたちが参加しやすいようにしていただきたいと思います。その辺の状況は今わかりますかね。どれぐらいかいうのわかりますか。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 すみません、ちょっとそこまで今把握しておりません。

(「結構です。」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

小林委員。

○小林委員 私のほうから2点。

予算書の133ページの保健体育全般についてなんですけれども、元気クラブさんについては、町長のほうもいろいろ答弁いただきまして、当初からマネージャーの方が手弁当でやっていたという状況もありまして、ここ数年、より活性化してきたなというふうに見てわかる状態ですし、体育協会のほうも斑鳩町の活性化、生涯学習の充実ということで、郡民体育大会、県民体育大会についても年々若い子も来たり、すごい充実してるなというふうには受けとめさせていただいております。

その中で、ここにあります各種競技全国大会参加助成金についてなんですけれども、この予算の見積りの件数と、その金額の基準はいつから同じなのかと、周辺の地域の現状について、この3点についてお聞かせいただきたいと思います。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 今おっしゃっております各種全国大会参加助成金につきましては、1人当たり5,000円で18人を見込んでおります。

近隣の状況につきましては、大体同じであろうと思いますねんけども、正確な額については把握しておりません。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 近隣では王寺町のほうがちょっと高めみたいなんですけれども、斑鳩町もこうやって生涯学習、保健体育とかに力を入れておられるのであれば、今の現状にこれからもどんどん、どんどん全国大会とかに出て行かれる方、そういう方々の生きがいじゃないですけれども、地域貢献としてもちょっと、もう一定の協議を考えていただきたい

なというふうに今後要望させていただきます。

最後に、予算書の136ページの工事請負費のところのコインシャワー改修工事についてなんですけれども、これ、ちょこちょこ改修していただいたんですけれども、今回このように大きな金額で出てきていますけれども、どのような改修をされるのか、お尋ねします。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 スポーツセンターのコインシャワーにつきましては、20年を経過する中で老朽化が進んでおります。そういったことから今、8台、男女各4台ずつございますねんけども、2年間にわたりまして各2台ずつを入れかえするということの改修工事でございます。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 ここにもコインシャワーと書いていただいていますので、コイン式、それとまたボイラー式ということでもいいんですかね。

○飯高委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 はい、そういうことで考えております。

○飯高委員長 小林委員。

○小林委員 これ、体育館のコインシャワーについてなんですけれども、これすごい、担当課ご存じかもしれませんが、すごいびっくりするぐらい評判があまりよくない。利用されている方も、もう昔からちょっと調子が悪いですし、私も去年もちよくちよく見せていただきましたし、これからもいろいろ見させていただいた中で、直ったと思っても直ってなかったり、そういうことも担当課とお話をさせていただいたこともあったんです。そういう状況でこういうふうに改修していく、役場のほうで改修されても、もう既にジム、ジムのほうで利用されている方についても、体育館で利用されている方についても、ちょっとあまりイメージがよくありませんので、せっかく改修したものを使っていただけのように、ただ改修しましたじゃなくて、ちょっと周知というか、イメージアップみたいなこともされないと利用していただけないのかなというふうにも今の段階では思っていますので、そのことについてもこれとあわせて検討していただきたいというふうに、要望だけさせていただきます。

以上です。

○飯高委員長 他にございませんでしょうか。

木澤委員。

○木澤委員 斑鳩町は子育て支援にこの間ずっと力を入れてきていただいています。そんな中で、私も先日、子育て施策に取り組んでおられる所に視察に行ってきましたけども、やっぱり高齢化が進んできている中で、給食費を無料にされたりとか、また出産手当をつけたりとか、斑鳩町、子どもの医療費無料化なんかは斑鳩町も既にやっていますけども、さらに先日、一般質問の中でも義務教育にやっぱりお金がかかってしまうというような状況もあったと思いますが、いろいろそういう子育てに対して支援をしていくことで少子化を克服していこうというような取り組みが全国的に進んできている中で、今後、そうしたさらなる子育て支援の取り組みについて、保護者の負担を軽減するということに対して、町のほうとしては今具体的に、例えば給食費を無料にするとかいうのは難しいかもしれませんが、いろいろ義務教育の中での保護者の負担を軽減するというような方向性について、町のほうとして考え方というんですかね、さらなる前進をしていただきたいというふうに思っているんですけども、そうした検討についてはいかがでしょうかね。ちょっとわかりにくい聞き方かもしれませんが。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 今、給食費とかそういう問題等については、私は当然やっぱりいただくわけですから、やっぱりそういうものについては。以前も入院については入院したら食事もついてまんねんというところから、それはやっぱり食事代は食事代としてやっぱり別にしようということで、今なってますけども。当然、やっぱり400円という1つの一食、なかなか中学校では400円、小学校で320円。

だから私のほうは、今でもやっぱり給食の中で牛乳代の、1日16円何ぼですけども、これ、年間やっぱり勘定しますと、あの数をPTAの会報をもうたら必ず書いてるのは、16円何ぼかしか書いてないですけども、年間、二百何日をかけたら一人に対してはかなりの補助をしているわけでございますので、やっぱりそういう点についてはどこでも、どこの市町村でもなかなか十何ぼを補助するというのはないと思います。斑鳩町はずっとこれ継続してるわけですから。そういう点、斑鳩町についてはそういう点では皆さん方もやっぱり努力をしていただいて、この給食代についてもそこまで皆さん方が一生懸命やってるわけですから、やっぱりそういう点についてはやっぱり自分でそら何ぼ給食代がかかってるのか。そりゃもう我々の時分でしたら、必ず皆さん方が時分だったら給食の袋をもらって、お母さんが給食のお金を入れて渡したわけですけど、今やったらもう振り込み、口座振込になってますから、そういう点にいろいろとありますけども、やっぱり何ぼかかかってるかということとはなかなか皆さんはわからないんですね。何でも一

緒で、電気代何ぼでっかと言われるけども、一万何ぼ、うちかかってまんねんと言ったら、うちは何ぼかわからしません、もう振り込みで口座から落ちまんねんというような形の方も多いですからね。やっぱり何ぼ水道料金でも全部そういうことでやっぱり皆さん方が理解をしていただいて、そしてこの水道料金は単価えらい高いねんということでいろんな議論が出るわけですけども、そういうことも踏まえて当面の間はやっぱり給食、小学校、中学校も給食代というのは免除するという事は、それは生徒によっては違いますけども、やっぱり町としてはそれはなかなかできないと思っています。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後将来的なものも含めて、少々検討していただきたいなというふうに思いますので、そのことはちょっと要望させていただいておきます。

あともう一点、その牛乳等の助成を小・中学校のほうでしていただいていると思いますが、幼稚園のほうは今、どんな形になってるのでしょうか。

○飯高委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 幼稚園のほうでは、給食補助金といいますか、今の16円26銭の分についてはありません。補助についてはしておりません。

○飯高委員長 木澤委員。

○木澤委員 確かに、幼稚園、義務教育ではないんですけども、それに準ずるような形に段々なってきているのかなど。30人学級についても小・中学校で実施していただいて、やっぱり幼稚園でも実施をしていっていただきたいなということで、同じ教育という分野においてかかる保護者の負担については、できるだけ軽減していただくということで、また検討していただけないかなと思いますので。

○飯高委員長 小城町長。

○小城町長 幼稚園の関係等、いつも毎年質問が出ますけども、私はやっぱり30人で抽せんをしてたんです。30人で、もうそれしか入れませんから。それにかかわらず以前の共産党の野呂民平さんが質問されて、双子やったら1人通って、1人は外れてと、それやったらどうするということで、やっぱり32、3人、33人ぐらいやったら認めてやってくれというところからこうして今、こういう現状になってますけども。まあまあ、ずれていたかもしれませんが、今35人ぐらいはいますけどね。やっぱりそういう形を取らざるを得ないのかなど。やっぱりそら抽せんでやってしまったら、必ずそれはまたありますから。

それとやっぱり、私立の私学がありますから。一番議論が出るのは、やっぱり私学に

対する振興助成金、これを聞かれたらやっぱり町の保育料、保育料は6千何ぼしてます。もう私学でも就園奨励費を差し引いたら、やっぱり6,000円か7,000円ぐらいになると思います。一万何ぼ払ってますよ、お母さんは、家の方は、授業料として。だけど、就園奨励費を引いたらかなり安いですから。やっぱりそのことがなかなか皆さん理解していただけない。そういう点については、これは私は当初からこんなものやっぱり国は私学に対して助成してるということは、もう私学で幼稚園とか保育所をやっていたきたいということになってきたんです。それがやっぱりそんなん私学でするんやったら公立もせないかんということで、私どもがようやく幼稚園も、法隆寺幼稚園とそんな取り決めがあったと思います。恐らく、法隆寺幼稚園任すよってに、だから100万円というお金を助成しておったと思います。それが48年か49年に斑鳩幼稚園ができましたから、それから西小学校、あるいは東、それから西幼稚園、それから東幼稚園ということで3園できてますから、そういうことを考えますといろいろとございますし、また入園料もとったときにも、恐らく園児は減るんちゃうかという心配はありましたけども、しかし入園料をとってもやっぱり皆さん、現状の35人、34人ということはこられるということですね、やっぱりそれはおっしゃっていただくように、そりゃ30人を30人にしたいわけです。ですからそういう設計で30人の東幼稚園やったら4つ、そういうことでできてますから、そういうことを考えていただいて、よろしく願いをいたします。

○飯高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 ないようですので、これをもって第9款教育費に対する質疑を終結いたします。

これをもって、教育委員会所管に係る予算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました一般会計及び各特別会計予算、水道事業会計予算の審議を終わります。

ここで理事者入れかえと審査結果についての取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(午後 4時43分 休憩)

(午後 4時45分 再開)

○飯高委員長 再開いたします。

まだ少し残っておりますが、19時まで時間延長をとりあえずさせていただきます。

それでは、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。

議案第12号 平成25年度斑鳩町一般会計予算については、討論の申し出がありません。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、議案第12号 平成25年度斑鳩町一般会計予算について反対の立場から意見を申し上げます。

今回の予算編成を見る中で、各分野で前進面が多く見られ、評価できるものもたくさんありました。ただ、本当に必要かと思われるものや、さらに削減できるもの、また住民要求を反映するという立場で、もっと優先度の高い施策があるのではないかと感じましたので、指摘をさせていただきたいと思います。

主なもので言いますと、まず町長の交際費についてですが、過去5年間の決算額で見ますと、平成20年度の70万303円が最高額となっており、その後削減の努力もされておられると思いますが、減少してきている現状です。現在、県町村会の会長もされているので、急な支出に備えた予算枠が必要とのことですが、昨年度、今年度と同様に会長を務めてこられて、この実績なので、もう少し削減が可能ではないかと考えます。

次に、イベント関係についてです。

今回、法隆寺地域の仏教建造物が世界文化遺産に登録されて20周年を迎えるということや、この間、全国のいろいろな町と友好関係を築いてこられ、そうした交流を目的としたイベントが盛りだくさんに組まれています。そうした行事やイベントは、文化交流や住民同士のふれあいにもなるので否定するものではございませんが、しかし、開催には費用が伴うことから、余りたくさんあるのもどうかと思います。もうちょっと厳選して行う必要があるのではないかというふうに感じています。

次に、団体に対する補助金についてですが、近隣の市町村と比べて、斑鳩町は商工会にかなり手厚い補助金を出しているというのが数値的にも明らかになっています。現在の不況が続く中、商工会の運営も困難な状況があるかとは思いますが、過去5年間の人件費の推移を見ても、多い時と少ない時で100万円程度の開きがあり、いつときよりも必要な人件費は下がっているのではないのでしょうか。

また、今回、特産品の開発等、全国展開支援事業補助金として、さらに100万円の補助金が計上されています。商工会自身が地域経済発展のために努力をされている点に

については理解し、しっかりと結果を出せるよう事業を支援していくことは必要だと考えますが、運営面については補助金頼みにならないよう、努力を求めていくことが必要ではないかと考えます。

またほかにも、以前から指摘をしてきましたが、人事考課制度の導入に向けての職員研修費や特定の団体が主催する研究集会などへの参加負担金、また、かかるがパークウェイの整備促進などに関する予算は制度自体に反対だったり、見直すべきだと考えていることから、削減するよう求めておきたいと思います。

そうした一方で、これまで本当にいろいろな要望をさせていただいてきましたが、とりわけ30人学級の拡大と学童保育の時間延長については早急に対応を求めたいと思います。

今回、町提案の予算でも来年度、小学5年生まで30人学級を拡大するとの方針が示されており、また、今、教育長のほうからも、将来的には、小・中学校全学年で実施をしたいというお答えもいただいております。さらに、教育長にはご努力とご苦勞をおかけすることになるかもしれませんが、今、中学校の3年生で1クラス、もう一人先生を確保していただければ、30人学級が実現できるというような状況です。その点についてはまことにご苦勞をおかけしますが、ぜひ実施に向けて努力をお願いしたいと思います。

さらに学童保育の時間延長については、町のほうからその考え方は示されなかったという点が非常に残念です。この点についても町のほうでいろいろと検討はされているかと思いますが、実際に共働きで育児をしている家庭が困っているという声が寄せられており、早急な対応が必要だと考えます。

以上の点から、今回の一般会計予算については評価できるものがたくさんありますが、部分的には問題があると考えており、そうした今回の予算審査の中でも、明らかになった問題点について、より具体的な形で改善の提案をしていきたいと考えています。

町職員の皆さんには住民のためにと非常にご努力いただいているという点については理解をしております。今後、さらなる一層のご努力をお願いいたしまして、私の反対意見といたします。

○飯高委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。

伴委員。

○伴委員 議案第12号 平成25年度斑鳩町一般会計予算に賛成する立場から意見を申しあげます。

一昨年春の東日本大震災や昨年秋の紀伊半島南部の大水害により大きな被害が発生したことによる自然災害への不安や、世界経済についても先の見えない厳しい状況にある中、行政、とりわけ住民に身近な市町村に寄せられる住民の期待は一段と高まっており、子どもから高齢者、障害のある方の住民一人ひとりの暮らしの安全と安心を守っていかなければなりません。

このような状況の中、平成25年度一般会計予算案は、来るべき高齢化率30%を超える少子高齢化社会に備えたまちづくりに向けて、子どもから高齢者の方々までいきいきと暮らせるまちづくりを後退させないよう、福祉や教育に財源を重点的に配分されています。また、環境問題に対応すべく、防犯灯のLED化、住宅用太陽光発電システム設置の支援、第4次斑鳩町総合計画にうたわれている住民と行政の協働を実施すべく、ごみのゼロウェイストの推進や自主防災組織設立の支援に取り組まれております。

今後は、町財政の健全化を堅持するため、事業の選択や優先順位を明確にさせていただき、また丁寧に説明された後に、適正に住民に対する一部負担を求めることも今後は必要になってくるときが訪れようとしてきている今、行政の真の勇氣ある判断をお願いいたしまして、議案第12号 平成25年度斑鳩町一般会計予算の賛成意見とさせていただきます。委員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○飯高委員長 これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○飯高委員長 挙手多数であります。

よって、議案第12号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 異議なしと認めます。

よって議案第13号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成25年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 異議なしと認めます。

よって議案第14号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 異議なしと認めます。

よって議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 異議なしと認めます。

よって議案第16号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第17号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 異議なしと認めます。

よって議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第18号 平成25年度斑鳩町水道事業会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 異議なしと認めます。

よって議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

これをもって、本会議から付託を受けました平成25年度の一般会計、各特別会計予算及び水道事業会予算の審査については全て終了いたしました。

なお、委員会審査の結果報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。

いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○飯高委員長 はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 本会議から付託されました予算の関係等につきまして、平成25年の関係につきまして、3月8日そして本日と2日間、慎重審議を賜りまして、いろいろと一般会計等につきましても、賛成、反対という立場がございましたけれども、反対をされている方も評価する点が多いという中で、おっしゃってますように、できるだけ出てきた意見等は十分、副町長を初め皆さん方職員が切磋琢磨して考えていただいたものだと思っております。

8億7,000万円という金額に絞ってきたわけですが、我々としてもできるだけ今一番問題なのは、やっぱり県あたりがもう少しやっぱり拡大をして、子どもの就学前の関係をいつまでも就学前に置いておくのではなしに、やっぱりせめて小学校ぐらいまで上げてくるとなりますと、我々としてもまたそれだけの分は助かるわけがございますけれども、やっぱり町でこれだけやっていくといたら、年々事業費そのものには若干ふえてくる場合がございますから、そういう点についてもやっぱり今後、いろいろと努力をしなければいけないと。今、町村会としても今回の関係等については、子どもの就園前のやつを県に対して要望をしながら、できるだけやっぱり小学校3年あるいは小学校5年ぐらいまで、あるいは小学校までというふうに県が補助をしてやろうという措置をしていただくようなことも今お願いをしております。その点につきましても、これから努力をしながら斑鳩町の限られた予算について、皆さん方とともに慎重に執行をしていきたいと思っております。

そういう点につきましては、2日間本当に精力的にご努力いただいた中で、こうして原案どおり可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

またあと、6議案の特別会計等については、皆さんそれぞれ満場一致ということで、本当にありがとうございます。

しかし、国民保険の状況というのは大変厳しいものがございますし、また、この保険制度というのはもう以前からも昔は老人保健とかいろいろありましたけども、これももう全て潰れてきたわけですから、今、後期高齢者という名前に変わってますけども、やっぱりいずれにいたしましても国の関係も結局2割負担を1割にずっと置いてあるわけで

すから、これもいずれまた参議院選挙が終わってそれは進むのか知りませんが、やっぱりそういう点についてもやっぱりこれ明確にしていかなかったら、なかなか我々も財政等が非常に、一般会計等では努力をしておりますけども、特別会計でやっぱりこれだけの赤字をやっぱり繰上充用ということで今やっておりますものの、これ、やっぱり5億円あるいは6億円ぐらいになってきたらやっぱり大変なことです。そういう点についてもいろいろ皆様方にはご協力とご理解をいただくような点もあると思いますけども、これからもひとつ、皆さん方の慎重審議を賜って、そして我々、聞かせていただいた意見を十分反映するように努力をしてみたいと思います。

本日、8日との2日間、本当にありがとうございました。

○飯高委員長 皆様には、2日間にわたり熱心に審査を賜り、本当にありがとうございました。

なお、本会議から付託を受けました補正予算につきましては、19日に改めて予算決算常任委員会を開催し審議をしてみたいと思いますので、定刻までにご参集いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

これをもって予算決算常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 5時 1分 閉会)